泊発電所3	号炉審查資料
資料番号	資料2
提出年月日	令和4年10月12日

泊発電所3号炉

設置変更許可申請に係る審査取りまとめ資料 (新規制基準適合性審査)

(7条, 10条, 11条, 12条, 14条, 17条, 24条, 33条)

令和4年10月 北海道電力株式会社

- 第4条 地震による損傷の防止 第5条 津波による損傷の防止 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) 【今回提出】 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 (DB07 r.5.0) 第8条 火災による損傷の防止 第9条 溢水による損傷の防止 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 4. 0) 第11条 安全避難通路等 (DB11 r. 4.0) 第12条 安全施設 (DB12 r. 4. 0) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r. 4. 0) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r. 4. 0) 第24条 安全保護回路 (DB24 r.5.0) 第26条 原子炉制御室等 第31条 監視設備 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 4. 0) 第34条 緊急時対策所 第35条 通信連絡設備
- 目次

泊発電所3-	号炉審查資料
資料番号	DB07 r.5.0
提出年月日	令和4年10月7日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

令和4年10月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第7条:発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

<目 次>

- 1. 基本方針
 - 1.1 要求事項の整理
 - 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置,構造及び設備
 - (2) 安全設計方針(手順書等含む。)
 - (3) 適合性説明
 - 1.3 気象等
 - 1.4 設備等
- 2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
 - 2.1 概要
 - 2.2 区域管理
 - 2.2.1 物理的障壁による区画
 - 2.2.2 出入管理
 - 2.3 探知施設
 - 2.4 通信連絡設備
 - 2.5 持込み確認
 - 2.6 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)への対応
- 3. 別添
 - 別添 泊発電所3号炉 運用,手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

<概 要>

1. において,設計基準事故対処設備の設置許可基準規則,技術基準規則の追加要求事項を明確 化するとともに,それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。

2. において,設計基準事故対処設備について,追加要求事項に適合するために必要となる機能 を達成するための設備又は運用等について説明する。

3. において, 追加要求事項に適合するための運用, 手順等を抽出し, 必要となる運用対策等を 整理する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について,設置許可基準規則第7条及び技術 基準規則第9条において,追加要求事項を明確化する。

設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条の要求事項を,表1に示す。

	傭 考	追求事項
衣 1 設直計 9.基準規則弗 / 余次い技術 基準規則弗 9.条 要求事項	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用 「原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人 原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人 に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が たちきを与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が 持ち込まれること及び不正アクセス行為 特ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為) の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二 条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第 条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十四条第 たけいて同じ。)を防止するため、適切な推置を講じなけ らない。 たい。
衣 I	設置許可基準規則 第7条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用 原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人 に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が 持ち込まれること及び <u>不正アクセス行為(不正アクセス行為) の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二 条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第 六号において同じ。)を防止するための設備を設けなければな らない。</u>

表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項

- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置,構造及び設備
 - ロ,発電用原子炉施設の一般構造
 - (3) その他の主要な構造
 - (i)本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもと に安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し,核物質防護対策 として,その区域を人の容易な侵入を防止できる柵,鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁 によって区画して,巡視,監視等を行うことにより,侵入防止及び出入管理を行うことが できる設計とする。

また,探知施設を設け,警報,映像等を集中監視するとともに,核物質防護措置に係る 関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに,防護された区域内にお いても,施錠管理により,発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設 備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え,又は 他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及 び有害物質の持込みを含む。)を防止するため,核物質防護対策として,持込み点検を行う ことができる設計とする。

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発 電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報 システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けるこ とがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

【説明資料(2.1~2.6: P7条-9~11)】

(2) 安全設計方針(手順書等含む。)

1. 安全設計

1.1 安全設計の方針

1.1.1 基本的方針

1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止

(1) 設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し,核物質防護対策 として,その区域を人の容易な侵入を防止できる柵,鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁 によって区画して,巡視,監視等を行うことにより,侵入防止及び出入管理を行うことが できる設計とする。

また,探知施設を設け,警報,映像等を集中監視するとともに,核物質防護措置に係る 関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに,防護された区域内にお いても,施錠管理により,発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設 備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。

【説明資料(2.1~2.3: P7条-9,10)】

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え,又は 他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及 び有害物質の持込みを含む。)を防止するため,核物質防護対策として,持込み点検を行う ことができる設計とする。

【説明資料(2.1: P7条-9)(2.5: P7条-11)】

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発 電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報 システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けるこ とがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 【説明資料(2.1: P7条-9)(2.6: P7条-11)】

(2) 体制

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原 料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、 所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備す る。

人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え,核物質防護に 関する緊急時の対応体制を整備する。

核物質防護に関する緊急時の組織体制を,第1.1.1図に示す。

- (3) 手順等
- a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち,不正アクセス行為(サイバーテロを 含む。)を防止することを目的に,発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために 必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて,核物質防護対策として,電気 通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。
 - 外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。
 - ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき 適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
 - ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。
- b.発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為(サイバーテロを 含む。)を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために 必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入 防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入 を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、 外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。
 - ・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。
 - ・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に
 保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
 - ・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。

主な任務	対策本部設置 治安当局への通報・報告・対応	従業員の避難・誘導 負傷者対応 自治体対応	報道機関対応	炉心燃料に係る対応	線量の把握・管理	プラントの状況把握	プラント操作	原因究明 各設備の応急対応・復旧作業
構成	曾發瘇	総務グループ 労務安全グループ 自治体対応グループ	広報グループ	ペールグは教	安全管理グループ	ゲールガル田毅	光 电池 コノバーノ	原因対策グループ 工事グループ
組織	事務局	社外対応・広報班		飲料・ケ仝管理対応研		地址時墨粱	光电 15日40	原因対策・工事班
				10.4				
主な任務	緊急時対策本部の統 括	本部長の補佐・代行	核物管防護に関する	業務の統一的な管理	プラントへの影響に	関する助言・協力		
構 成	発電所長	発電所所長代理 または 次長(施設防護担当)	法律に基づき選任し、	国へ届け出た者	発電用原子炉主任技	術者		
組織	緊急時対策本部長	緊急時対策副本部長	·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ··	核物質防護管理者	発電用原子炉主任技	術者(各号炉)		

原時の体制図
緊急
NO
こ関す
質防護(
核物
1 🕅
第1.1.

7 条-6

(3) 適合性説明

第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易 燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込 まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法 律第百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号にお いて同じ。) を防止するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入,郵便物等による発電所外からの爆発物や有害物質の 持込み及び不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)に対し,これを防護するため,核物質防 護対策として以下の措置を講じた設計とする。

- (1) 人の不法な侵入の防止
 - a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行える 設計とする。
 - b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。
 - c. 外部との通信連絡設備を設け,関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。
 - d.防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。

【説明資料(2.1~2.4: P7条-9,10)(2.6: P7条-11)】

- (2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込み防止措置
 - a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うこ とができる設計とする。
 - b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その 他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による 発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)が行われないように物品の持込み 点検を行うことができる設計とする。

【説明資料(2.1~2.2: P7条-9,10)(2.5: P7条-11)】

- (3) 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の防止措置
 - a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る 情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのア クセスを遮断する設計とする。

【説明資料(2.1: P7条-9)(2.6: P7条-11)】

1.3 気象等

該当なし

- 1.4 設備等
- 10. その他発電用原子炉の附属施設
- 10.10 構内出入監視装置

発電用原子炉施設に対する人の不法な侵入等を防止するため,核物質防護対策として,通 信連絡設備,監視装置,検知装置,施錠装置等を設ける。

【説明資料(2.1~2.4: P7 条-9,10)】

2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

2.1 概要

発電用原子炉施設への人の不法な侵入(核物質の不法な移動,妨害破壊行為を含む。)を防止 するための区域を設定し,核物質防護対策として,その区域を人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して,巡視,監視等を行うことにより,侵入 防止及び出入管理を行うことができる設計とする。

また,探知施設を設け,警報,映像等を集中監視するとともに,核物質防護措置に係る関係 機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに,防護された区域内においても, 施錠管理により,発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の 操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え,又は他の 物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物 質の持込みを含む。)を防止するため,核物質防護対策として,持込み点検を行うことができる 設計とする。

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発電用 原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム が、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けることがないよう に、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物 質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護者を選任し、所長の下、 核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な 侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対 応体制を整備する。核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1.1 図に示す。

2.2 区域管理

2.2.1 物理的障壁による区画

特定核燃料物質の防護のための区域(以下,「防護区域」という。),その外周に周辺防護区 域,さらにその外周に立入制限区域を設定し,区域の境界を物理的障壁により区画しており, 人が侵入することを防止している。

[実用炉規則第91条第2項第1号,第2号,第3号]

2.2.2 出入管理

[実用炉規則第91条第2項第5号,第6号]

2.3 探知施設

[実用炉規則第91条第2項第4号, 第8号, 第11号, 第12号, 第22号]

2.4 通信連絡設備

[実用炉規則第91条第2項第22号]

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

2.5 持込み確認

防護区域,周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において,発電用原子炉施設に不正に爆 発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え,又は他の物件を損傷するおそれがある物 件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)が行われな いように持込み点検を行っている。

[実用炉規則第91条第2項第8号]

2.6 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)への対応

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)に対しては,発電用原子炉施設及び特定核燃料物 質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが,電気通信回線を通じて妨 害行為又は破壊行為を受けることがないように,電気通信回線を通じた当該情報システムに対 する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。

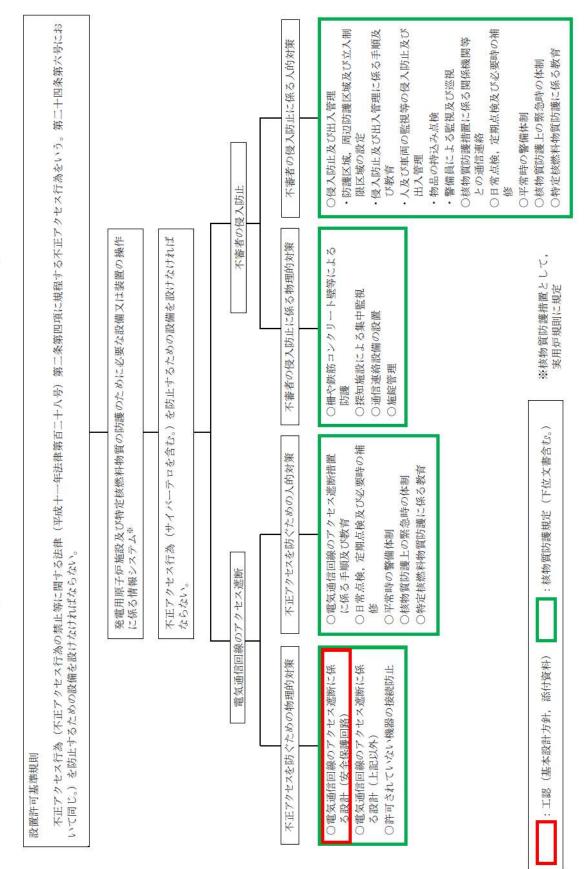
[実用炉規則第91条第2項第18号, 第19号]

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉

運用,手順説明資料

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止



第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

7 条--別添--1

	運用, 手順に係る運用対策等(設計基準)			
	設置許可基準規則対象条文	対象項目	区分	運用対策等
-			運用・手順	・アクセス遮断措置に係る手順
			1+-4-I	・平常時の警備体制
		電気通信回線のアク	145-071	・核物質防護上の緊急時の体制
		セス遮断	保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修
-			新店, 六 <u>4</u>	 特定核燃料物質防護対策教育
			致月·司际	・アクセス遮断措置に関する教育
12	第二条		-	・侵入防止及び出入管理
	形 / 米 数確田国之后転勤。の / のず計 4 (1)			防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の設定
23	光电内京ナゲ地政、シントリーはな区へ			侵入防止及び出入管理に係る手順
	寺シンジル		運用・手順	人及び車両の監視等の侵入防止及び出入管理
80	ジオ種原氏描す紙「一子仕花			物品の特込み点検
a con	※ (※ 物員) り み り み く し い 天 加	大帝女公司1日十二		警備員による監視及び巡視
		个番看の個人的正		・核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡
			/+- #il	・平常時の警備体制
			14-14-1	・核物質防護上の緊急時の体制
			保守管理	・日常点検、定期点検及び必要時の補修
1			早知后 - 大林	・特定核燃料物質防護に係る教育
,			秋月 · 司际	・侵入防止及び出入管理に係る教育

(設計基於
手順に係る運用対策等
運用,

⁷条--別添--2

泊発電所3号	号炉審查資料
資料番号	DB10 r.4.0
提出年月日	令和4年8月5日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

第10条 誤操作の防止

令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

<目 次>

- 1. 基本方針
 - 1.1 要求事項の整理
 - 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
 - 1.3 気象等
 - 1.4 設備等
- 2. 誤操作の防止
 - (別添1) 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(誤操作の防止)
 - 2.1 概要
 - 2.2 制御盤の設計方針について
 - 2.2.1 中央制御盤操作機器の範囲
 - 2.2.2 盤面器具配列及び画面構成
 - 2.2.3 盤面器具配列及び画面構成に関する具体的方針
 - 2.2.4 盤面器具及び画面表示機器の識別
 - 2.2.5 大型表示盤
 - 2.3 中央制御室
 - 2.3.1 制御盤配置
 - 2.3.2 照明設備及び空調設備
 - 2.3.2.1 照明設備について
 - 2.3.2.2 空調設備について
 - 2.3.3 運転員の地震及び火災等への対応
 - 2.4 現場の誤操作防止
 - 2.4.1 識別管理
 - 2.4.2 施錠管理
 - 2.4.3 現場操作の容易性
 - 2.4.3.1 設計基準事故時等において求められる現場操作
 - 2.4.3.2 現場操作の環境に影響を与える可能性のある事象に対する考慮
 - 2.5 識別表示
 - 2.5.1 タグによる識別

2.6 運転員の誤操作防止について

(参考資料)

- 1 新規制基準適合申請に係る設計基準対象追加設備の誤操作防止について(設置許可基準規則 第10条第1項への適合性)
- 2 現場操作の確認結果について
- 3 制御盤等の設計方針に関する実運用への反映について
- 3. 技術的能力説明資料

(別添2) 誤操作の防止

<概 要>

1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確 化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。

2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能 を達成するための設備又は運用等について説明する。

3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽出し、必要となる運用 対策等を整理する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

誤操作の防止について、設置許可基準規則第10条及び技術基準規則第38条において、追加 要求事項を明確化する(表1)。

我1 設置許り基準規則引	計 引 本 準 規 則 弗 10 余 及 い 技 術 本 準 規 則 現 38 余 安 米 事 現	
設置許可基準規則	技術基準規則	
第10条(誤操作の防止)	第38条(原子炉制御室等)	圃の
設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じ	2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止 変	変更なし
たものでなければならない。	系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備そ	
	の他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための	
	設備を操作する装置、発電用原子炉及び一次冷却系統に	
	係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主	
	要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用	
	原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十七条	
	第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操	
	作することなく適切に運転操作することができるよう	
	施設しなければならない。	
2 安全施設は、容易に操作することができるものでなけ		追加要求 事 項
ればならない。	1	

- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - ロ. 発電用原子炉施設の一般構造
 - (3) その他の主要な構造
 - (i)本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安 全設計を行う。
 - a. 設計基準対象施設
 - (e) 誤操作の防止

設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けやタグの取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮 した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法と するとともに施錠管理を行い、運転員の誤操作を防止する設計とする。

また、中央制御室は耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、放射線防護措置(遮 蔽及び換気空調の閉回路循環運転の実施)、火災防護措置(感知・消火設備の設置)、照 明用電源の確保措置を講じ、環境条件を想定しても、運転員が運転時の異常な過渡変化 及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作することができる設計とするとと もに、現場操作において同様な環境条件を想定しても、設備を容易に操作することがで きる設計とする。

【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.2: P10条-別添1-2~10)(2.3: P10条-別添1-11~15) (2.4: P10条-別添1-16~21)(2.5: P10条-別添1-22)】

- (2) 安全設計方針
- 1.1.1 基本的方針
- 1.1.1.10 誤操作防止及び容易な操作
 - (1) 設計方針

設計基準対象施設は、設計、製作、建設及び試験検査を通じて、信頼性の高いもの とし、運転員の誤操作等による異常状態に対しては、警報により、運転員が措置し得 るようにするとともに、万一、これらの修正動作が取られない場合にも、原子炉の固 有の安全性及び安全保護回路の動作により、過渡変化が安全に収束する設計とする。

設計基準対象施設は、運転員の誤操作を防止する設計とする。

安全施設は、操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にも たらされる環境条件及び施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件下 においても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設 備を中央制御室及び現場操作場所において容易に操作することができる設計とする。

【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.3: P10条-別添1-11~15)(2.4: P10条-別添1-16~21) (2.5: P10条-別添1-22)】

- (2) 手順等
 - a.現場手動弁の色分け及び保守・点検作業に係る識別管理方法を定めるとともに、弁・ 機器の施錠管理方法を定め運用する。
 - b. 中央制御室空調装置については、閉回路循環運転に関する運転手順を定め運用する。
 - c.防火・防災管理業務及び初期消火活動のための体制及び運用方法等を定め運用する。
 - d. 地震発生時は運転員机又は主盤等のデスク部につかまり身体の安全確保に努めると ともに、操作を中止し安全確保に努めるよう規定類に定め運用する。
 - e. 適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
 - f. 識別管理、施錠管理に関する教育を実施する。また、換気空調設備、照明設備に関 する運転・操作及び保守・点検についても教育を実施する。
 - g. 消防訓練を実施し、消火要員としての資質の向上を図る。

(3) 適合性説明

第十条 誤操作の防止

1 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

第1項 について

運転員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、 状態表示及び警報表示により原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とする。 また、保守点検において誤りを生じにくいよう留意した設計とする。

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故発生後、ある時間までは運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保される設計とする。

さらに、その他の安全施設についても、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすお それのある機器・弁や外部環境に影響を与えるおそれのある現場弁等に対して、色分けに よる識別管理を行うとともに、施錠管理により誤操作を防止する設計とする。

【説明資料(2.2: P10条-別添1-2~10)(2.4.1~2.4.2: P10条-別添1-16)】 第2項 について

原子炉施設の運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応操作に必要な各種指示の 確認並びに原子炉施設を安全に停止するために必要な原子炉保護設備及び工学的安全施設 作動設備の操作は、中央制御室から可能な設計とする。

また、中央制御盤は盤面機器及び盤面表示(操作器、指示計、警報)をシステムごとに

グループ化した配列及び色分けによる識別や操作器のコード化(色、形状、大きさ等の視 覚的要素での識別)等を行うことで、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基 準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに容易に操作することができる設計と する。

その他の安全施設の操作等についても、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすお それのある機器・弁や外部環境に影響を与えるおそれのある現場弁等に対して、色分けに よる識別管理を行い、操作を容易にする設計とする。

当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環 境条件及び原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件(地震、内部 火災、内部溢水、外部電源喪失、ばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結)を想定しても、 運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室に おいて容易に操作することができる設計とするとともに、現場操作についても運転時の異 常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を 行うことにより容易に操作することができる設計とする。

【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.2: P10条-別添1-2~10)(2.3: P10条-別添1-11~15) (2.4: P10条-別添1-16~21)(2.5: P10条-別添1-22)】

想定される環境条件とその措置は次のとおり。

(地震)

中央制御室及び中央制御盤は、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動 による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、中央制御室内に設置 する制御盤等は床等に固定することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作できる設 計とする。さらに、地震時には運転員机又は主盤等のデスク部につかまることで運転員の 安全確保及び主盤等の操作器への誤接触を防止できる設計とするとともに天井照明設備に は落下防止措置を講じる。

現場操作については、操作対象設備が耐震性を有する建屋内に設置されており、基準地 震動による地震力に対して機能喪失せず、現場操作場所へのアクセスルートも確保される 設計とする。

【説明資料(2.1:P10条-別添1-1)(2.3.2.1:P10条-別添1-12)(2.3.3:P10条-別添1-14~15) (2.4.3:P10条-別添1-17~21)】

(内部火災)

中央制御室に消火器を設置するとともに、火災が発生した場合の運転員の対応を手順に 定め、運転員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作するこ とができる設計とする。また、中央制御盤(安全系コンソール)内で火災が発生した場合 には、盤内の煙感知器により火災を感知し、常駐する運転員が消火器による消火を行うこ とを手順に定めることで速やかな消火を可能とし、容易に操作することができる設計とす る。なお、念のため、中央制御盤(安全系コンソール)に隣接する盤についても、火災を 早期に感知するため、煙感知器を設置する。

現場操作が必要となる対象設備は、「1.6.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方 針」による設計とすることで、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の 措置を講じ、容易に操作することができる設計とする。

> 【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.3.3: P10条-別添1-14~15) (2.4.3: P10条-別添1-17~21)】

(内部溢水)

中央制御室には、地震時に溢水源となる機器を設けない設計とする。なお、中央制御室 周りの消火作業については、中央制御室に影響を与えない消火方法とすることにより、溢 水による影響を与えず、中央制御室にて容易に操作することができる設計とする。

現場操作が必要となる対象設備は、「1.7 溢水防護に関する基本方針」による設計とする ことで、溢水が発生した場合においても安全機能を損なわず、容易に操作することができ る設計とする。

【説明資料(2.3.3: P10条-別添1-14~15)(2.4.3: P10条-別添1-17~21)】

(外部電源喪失)

地震、竜巻・風(台風)、積雪、落雷、外部火災、降下火砕物に伴い外部電源が喪失した 場合には、ディーゼル発電機が起動することにより操作に必要な照明用電源を確保し、容 易に操作することができる設計とする。また、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対 処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間においても、 無停電運転保安灯又は可搬型照明により運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作する ことができる設計とする。

現場操作が必要となる対象設備は、「10.11 安全避難通路等」による設計とすることで必要な照明を確保し、容易に操作することができる設計とする。

【説明資料(2.3.2.1: P10条-別添1-12)(2.3.3: P10条-別添1-14~15) (2.4.3: P10条-別添1-17~21)】

(ばい煙等による操作環境の悪化)

火災等により発生するばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作環境 の悪化に対しては、中央制御室空調装置を閉回路循環運転とし、外気を遮断することによ り運転操作に影響を与えず容易に操作することができる設計とする。

建屋内の現場操作に対しては、外気取入運転を行っている換気空調設備の外気取入口に フィルタを設置しているため、運転操作に影響を与えず容易に操作することができる設計 とする。また、換気空調設備を停止することにより外気取入を遮断し、運転操作に影響を 与えず容易に操作することができる設計とする。

> 【説明資料(2.3.2.2: P10条-別添1-13)(2.3.3: P10条-別添1-14~15) (2.4.3: P10条-別添1-17~21)】

(凍結による操作環境への影響)

中央制御室空調装置により環境温度が維持されることで、運転操作に影響を与えず容易 に操作することができる設計とする。

建屋内の現場操作に対しては、換気空調設備により環境温度が維持されるため、運転操 作に影響を与えず容易に操作することができる設計とする。

【説明資料(2.3.2.2: P10条-別添1-13)(2.3.3: P10条-別添1-14~15)

(2.4.3: P10 条-別添 1-17~21)】

1.3 気象等

該当なし

- 1.4 設備等
 - 6. 計測制御系統施設
 - 6.10 制御室
 - 6.10.1 通常運転時等
 - 6.10.1.2 設計方針
 - (1) 中央制御室

中央制御室では、原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータの集中的 な監視及び制御並びに安全性を確保するための急速な手動操作を中央制御盤の主盤に て行うことができる設計とする。なお、運転指令卓及び大型表示盤は運転員による原 子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援することが可能な設計と する。

(2) 運転員操作に関する考慮

中央制御盤は誤操作及び誤判断を防止でき、かつ、操作が容易に行えるよう配慮し た設計とする。また、保修時においても誤りを生じさせないよう留意した設計とする。 さらに、中央制御室にて同時にもたらされる環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外 部電源喪失、ばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結)を想定しても安全施設を容易に 操作することが可能なように設計する。

【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.2: P10条-別添1-2~10)(2.3: P10条-別添1-11~15) (2.5: P10条-別添1-22)】 (3) 施設の外の状況の把握

原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を昼夜にわたり把握することができる設計とする。

- (4) 中央制御室の居住性
 - a. 中央制御室の中央制御盤等は、火災に対する防護を考慮した設計とする。
 - b. 設計基準事故時においても、運転員等が中央制御室に接近し、又はとどまり、事 故対策操作を行うことが可能なように、遮蔽を設けた設計とする。
 - c. 設計基準事故によって放出することがあり得る気体状放射性物質に対し、換気設 計により運転員等を適切に防護した設計とする。
 - d. 中央制御室外の火災等により発生するばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する 換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。
 - e. 中央制御室は,有毒ガスが中央制御室内の運転員に及ぼす影響により,運転員の 対処能力が著しく低下しないよう,運転員が中央制御室にとどまり,事故対処に必 要な各種の指示,操作を行うことができる設計とする。
- (5) 原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視

原子炉の停止状態は、中性子源領域中性子束、原子炉トリップ遮断器の状態、制御 棒クラスタ位置、1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、 炉心の冷却状態については、加圧器水位、1次冷却材圧力・温度、サブクール度によ りそれぞれ2種類以上のパラメータで監視又は推定できる設計とする。

(6) 中央制御室外からの原子炉停止機能

中央制御室において操作が困難な場合には、原子炉施設を安全な状態に維持するために、中央制御室以外の適切な場所に中央制御室外原子炉停止装置を設け、原子炉の 急速な高温停止を可能とするとともに、適切な手順を用いてトリップ後の原子炉を高 温停止状態から低温停止状態に容易に導くことができる設計とする。

現場操作を必要とするものについては、照明設備及び通信連絡設備を設ける設計とする。

(7) 共用に関する考慮

中央制御室は原子炉施設間の共用によって原子炉の安全性に支障を来さない設計と する。

(8) 電源喪失に対する考慮

中央制御盤は、無停電の計装用交流母線から給電し、一定時間の全交流動力電源喪 失時にも機能を喪失しない設計とする。

(9) 酸素濃度計等の施設に関する考慮

室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握でき るように酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 6.10.1.3 主要設備

(1) 中央制御盤

中央制御盤は、原子炉及び主要な関連設備の計測制御装置による運転監視操作機能を 設けた主盤、原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために 設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、原子炉及び主要な関連設備の通 常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な操作、指示、記録、 警報機能等を有する表示装置及び操作器を運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮し て配置する。

また、中央制御盤による原子炉施設の状態把握を補助するものとしてプラント計算機 を設け、プラント性能計算、データの収集、記録等を行う。さらに、定期検査時等の保 修作業性向上のため保修用制御盤を設ける。

なお、中央制御盤は盤面機器及び盤面表示(操作器、指示計、警報)をシステムごと にグループ化した配列及び色分けによる識別や操作器のコード化(色、形状、大きさ等 の視覚的要素での識別)等を行うことで、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び 設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計と する。

【説明資料 (2.1: P10 条-別添 1-1) (2.2: P10 条-別添 1-2~10) (2.3.1: P10 条-別添 1-11)】

(2) 中央制御室

中央制御室は、原子炉補助建屋内に設置し、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又 は故障が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これ に連絡する通路及び出入りするための区域を多重化するとともに、中央制御室内にとど まり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低 下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。

そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月5日原規技発第 1704052号原子力規制委員会決定)(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、 有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるか の観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況 等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷 地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準 値を設定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量 等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。

固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生 した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有 毒ガス防護のための防護判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とす る。可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備の隔離、防 護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。

中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務 形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中 央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及 び入退域時の線量が、中央制御室空調装置、中央制御室遮へい等の機能とあいまって、

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子 炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るよう に遮蔽を設けた設計とする。

中央制御室空調装置は、他の換気空調系とは独立に設け、設計基準事故が発生した場 合には、外気との連絡口を遮断し、事故によって放出することがあり得る気体状放射性 物質が中央制御室に直接侵入することを防ぎ、運転員等を過度の放射線被ばくから防護 するため、よう素フィルタを通して再循環することができる。また、外部との遮断が長 期にわたり室内の環境が悪化した場合には、外気をよう素フィルタで浄化しながら取り 入れることもできる。

また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握 できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。

中央制御室は、原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発 電所構内の状況を昼夜にわたり把握するため遠隔操作及び暗視機能等を持った監視カメ ラを設置する。

中央制御室は、当該操作が必要となる理由となった事象により有意な可能性をもって 同時にもたらされる環境条件及び原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもたらされ る環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失、ばい煙、有毒ガス、降下火砕 物及び凍結)を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員が運転時の異常な過 渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作することができるものとす る。

想定される環境条件及びその措置は以下のとおり。

【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.3.2: P10条-別添1-12,13) (2.3.3: P10条-別添1-14~15)】

(地震)

中央制御室及び中央制御盤は、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動に よる地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また,中央制御室内に設置する 制御盤等は床等に固定することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作できる設計とす る。さらに、地震時には運転員机又は主盤等のデスク部につかまることで運転員の安全確保 及び主盤等の操作器への誤接触を防止できる設計とするとともに天井照明設備には落下防止 措置を講じる。

【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.3.3: P10条-別添1-14~15)】

(内部火災)

中央制御室に消火器を設置するとともに、火災が発生した場合の運転員の対応を手順に定 め、運転員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作できる設計 とする。また、中央制御盤(安全系コンソール)内で火災が発生した場合には、盤内の煙感 知器により火災を感知し、常駐する運転員が消火器による消火を行うことを手順に定めるこ とで速やかな消火を可能とし、容易に操作することができる設計とする。なお、念のため、 中央制御盤(安全系コンソール)に隣接する盤についても、火災を早期に感知するため、煙 感知器を設置する。

【説明資料(2.1: P10条-別添1-1)(2.3.3: P10条-別添1-14~15)】

(内部溢水)

中央制御室には、地震時に溢水源となる機器を設けない設計とする。なお、中央制御室周り の消火作業については、中央制御室に影響を与えない消火方法とすることにより、溢水による 影響を与えず、中央制御室にて容易に操作することができる設計とする。

【説明資料(2.3.3: P10条-別添1-14~15)】

(外部電源喪失)

運転操作に必要な照明は、地震、竜巻・風(台風)、積雪、落雷、外部火災、降下火砕物 に伴い外部電源が喪失した場合には、ディーゼル発電機が起動することにより操作に必要な 照明用電源を確保し、容易に操作できる設計とする。また、全交流動力電源喪失時から重大 事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間にお いても、無停電運転保安灯により運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作できる設計と する。

【説明資料(2.3.2.1: P10条-別添1-12)(2.3.3: P10条-別添1-14~15)】

(ばい煙等による中央制御室内環境の悪化)

中央制御室外の火災等により発生するばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室 内の操作環境の悪化を想定しても、中央制御室空調装置の外気取入を手動で遮断し、閉回路 循環運転に切り替えることにより、運転操作に影響を与えず容易に操作できる設計とする。

【説明資料(2.3.2.2: P10条-別添1-13)(2.3.3: P10条-別添1-14~15)】

(凍結による操作環境への影響)

中央制御室空調装置により環境温度が維持されることで、運転操作に影響を与えず容易に 操作することができる設計とする。

【説明資料(2.3.2.2: P10条-別添1-13)(2.3.3: P10条-別添1-14~15)】

なお、原子炉施設の外の状況を把握するため、以下の設備を設置する。

a. 監視カメラ

想定される自然現象等(地震、津波、洪水、風(台風)・竜巻通過後の設備周辺にお ける飛散状況、降水、積雪、落雷、地滑り、降下火砕物、火災、飛来物)に加え発電所 構内の状況(海側,山側)を昼夜にわたり把握するために屋外に暗視機能等を持った監 視カメラを設置する。

b. 気象観測装置等

風(台風)、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータ(風向・風速 等)を入手するために、気象観測設備等を設置する。

また、津波及び高潮については、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を 設置する

c. 気象情報等を入手する情報端末等

公的機関からの地震、津波、竜巻、雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等を入手する ために、中央制御室に情報端末、テレビ、ラジオ等を設置する。

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (誤操作の防止)

2. 誤操作の防止

- 2.1 概要
- ・泊3号機 中央制御盤の特徴

泊発電所3号機における中央制御盤は、運転員の負担軽減を目的として、以下の設計とす ることで監視性及び操作性の向上を図っている。

- ・監視及び操作の機能を集中したコンパクトコンソールの適用
- ・運転員の情報共有化等を目的とした大型表示盤の適用
- ・監視及び操作の集約化を図ったタッチオペレーションの適用



- ·誤操作防止対策
 - 運転及び保守における誤操作を防止するため、環境条件、配置・作業空間、中央制御盤の 盤面配置、表示システム、制御機能に関し、人間工学的な操作性を考慮した設計としてい る。この設計は現場盤等についても同様である。
 - ② 運転員の誤操作等による運転時の異常な過渡変化時には、警報により運転員が措置し得る ようにするとともに、これらの修正動作が取られない場合にも、原子炉固有の安全性並び に安全保護系の動作により、重大な事故に発展することがないようにしている。

なお、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、一定時間の運転操作がなく とも必要な安全機能を確保することとしている。

・その他対策

上記の誤操作防止に加え中央制御室は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置され、放射線防 護措置(遮蔽及び換気空調)、火災防護措置(消火設備の設置等)を講じており、運転員が適切 に運転できるよう、照明、放射線等に対して適切な監視操作環境を実現している。

①地震発生時の対応として、運転員は地震が発生した場合、運転員机又は主盤等のデスク部に つかまり安全を確保するとともに、警報発信状況等の把握に努めることとしている。

②中央制御室にて火災が発生した場合は、運転員が火災状況を確認し、消火器にて初期消火を 行うことを手順に定めることで速やかな消火が可能な設計としている。

上記のことから地震及び火災等の環境条件を想定しても、運転員は容易に操作することができる。

10 条-別添 1-1

- 2.2 制御盤の設計方針について
- 2.2.1 中央制御盤操作機器の範囲

中央制御盤にて監視操作を可能とする対象は下記のとおりとする。

①プラントの起動、通常運転、停止時の監視、操作が必要で、かつ監視、操作頻度の高いもの。

(主蒸気・給水系、1次冷却系、化学体積制御系、余熱除去系 等)

②プラントの異常時、プラントを安全に保つために必要なもの。

(主蒸気・給水系、1次冷却系、化学体積制御系、安全注入系、余熱除去系、格納容器ス プレイ系 等)

③その他、設置した場合、運転上のメリットが大きいもの。

(換気空調系、復水系、循環水系 等)

①プラントの起動、通常運転、停止時の監視、操作が必要で、 かつ監視、操作頻度の高いもの(例:主蒸気系)	②プラントの異常時、プラントを安全に保つために 必要なもの(例:安全注入系)
③その他、設置した場合、運転上のメリットが大きいもの	_

(例:換気空調系)

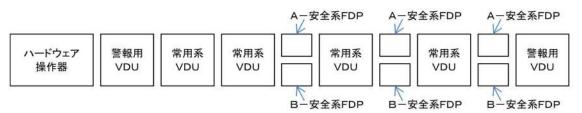
2.2.2 盤面器具配列及び画面構成

運転操作面からの盤面器具配列

- ・通常運転と事故時運転操作の両運転時の操作性を良くする。
- ・中央制御盤に設置する安全系FDP、常用系VDU、警報用VDU等は、運転員が座位 にて監視操作し易い位置に設置し、また一貫性を持った配置とすることで、誤操作及び 誤認識を防止する。
- ・運転員が迅速に対応すべき緊急時の操作を必要とするスイッチについては、ハードウェ ア操作器を設ける。

2 2	ハードウェア操作器: 緊急時の手動操作	常用系VDU: 常用系機器の監視・操作	安全系FDP: 安全系機器の監視・操作
系	統毎の画面構成		
٠	メニュー画面はプラントの系	系統毎に分割し、流体の流れ及	び操作の流れを考慮した表示と
ι	ており、また、本画面から系	系統毎の監視操作画面へ展開す	ることが可能である。
	1次系系統の流れ	1 2次系系統の流れ	

- 2.2.3 盤面器具配列及び画面構成に関する具体的方針 盤面器具配列
 - ・常用系VDU4台、警報用VDU2台及び安全系FDP3セット(A・B各トレン1台の2 台を1セット)とし、これらを近接して配置する。
 - ・トレンA機器は常用系VDUの右上に配置した安全系FDP、トレンB機器は右下に配置した安全系FDPにて監視操作を行う。
 - ・ハードウェア操作器は緊急時の操作器であることから、常用系VDU等と混在させた配置と せず、また使用時の移動方向を統一する観点から1箇所に集中して配置する。



画面構成

- ・常用系VDUの画面は表示機能あるいは情報のまとまりごとにグループ分け(表示エリア、 操作器・制御器エリア等)し、視覚的にそれが分かるようにする。
- ・異なるグループ間の識別を容易にするため、ブランクスペース、ラインまたはその他の手法 (背景色に変化をつけるなど)で区切りを明確にする。
- ・監視操作範囲が複数の系統に渡るタスクでは、処置に則した監視情報と操作器を極力1 画面 に表示する。
- ・操作上関連の深い情報は、操作器・制御器の近傍に表示する。
- ・主要系統の流れの方向は一貫した方向とし原則として系統図と一貫性を取るものとする。
- ・系統表示画面内で用いるミミック表示は、実際の系統のつながりと整合をとっている。
- ・同種機器は向かって左、または上からA、B、Cの順に配列する。
- ・操作器エリアは、囲み枠とともにポジ表示(明るい背景色に暗い文字色)を適用することで 他のエリアとの区別をしやすくする。
- ・多重化された指示計は同一の画面に表示して、比較し易い状態で表示する。

- ・表示灯類の表示は下記の通りとする。
 - ①モニタライト
 - ・弁の分類及び補機をグループ化しトレン毎に分割表示する。
 - ・各分類内での配列は安全保護系信号毎にまとめて表示する。
 - ②プラントトリップステータス表示
 - トリップの要因となったファーストアウト警報および、トリップ時に動作する機器の状態をまとめて表示する。
 - ・シーケンス動作する機器の状態は、シーケンス毎にまとめて表示する。

③バイパス・パーミッシブ表示

- ・専用の画面にまとめて表示する。
- ・警報と同じように可聴及び点滅機能を持たせる。

①モニタライト表示画面

②プラントトリップステータス表示画面

③バイパス・パーミッシブ表示画面

2.2.4 盤面器具及び画面表示機器の識別

運転員の判断機能の軽減化あるいは誤操作防止対策として、盤面器具及び画面表示機器のコ ード化(色、形状、大きさ、位置、シンボル、パターン等の視覚的要素での識別)を行う。

・盤面器具の識別

ハードウェア操作器については以下の設計としている。

- ①ハードウェア操作器は、大きさ、操作に要する力、触覚フィードバックを考慮した仕様としている。
- ②ハードウェア操作器の操作方法は、運転員の慣習に基づく動作・方向感覚に合致している。
- ③ハードウェア操作器は非安全な操作や運転員の意図しない操作を防止するため以下の設計 としている。
 - ・制御器・操作器の適切な配置
 - ・保護カバーの設置
- ④ハードウェア操作器の色、形、大きさのコーディング方法や操作方法が一貫性を持ち、類 似の制御機能と統一されている。
 - (安全保護系、工安系など緊急時の操作を必要とするスイッチ)
 - ・ハンドル色:赤
 - ・ハンドル形状:楕円形
 - ・操作方法:右捻回で動作
- ⑤ハードウェア操作器は原子炉トリップ、ECCS 作動などの機能ごとにグループ化した配置とし、識別が容易となるようグループごとに枠で囲んでいる。

⑥ハードウェア操作器は緊急時の操作を必要とするものとそれ以外で色分けを行っている。





ハードウェア操作器

・画面表示機器の識別

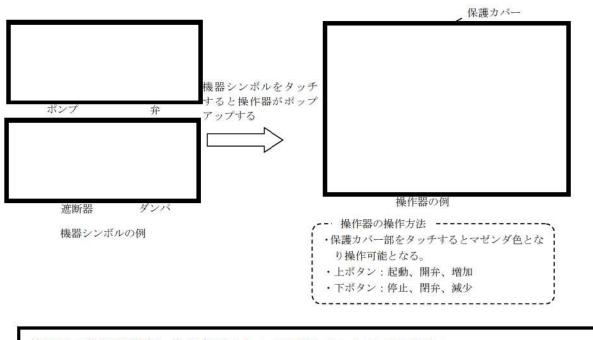
タッチオペレーション方式を採用し、以下の設計としている。

①タッチ領域は凸表示とし、タッチ領域であることが識別可能な表示としている。

②タッチ時は凹表示に変化させ、タッチを受け付けたことを示す打ち返し表示を行う。

- ③操作信号を出力するタッチ領域は十分な大きさを確保し、近接するタッチ領域とも距離を 離している。
- ④タッチ方式は、タッチ時に信号を出力する方式を一貫して用いている。
- ⑤タッチ操作器の呼び出しによって表示される制御器及び操作器の数は、原則として1つとしている。

⑥操作器は標準的な形状を設け、タッチボタンの配置や大きさ等、可能な限り統一する。
 ⑦ポンプ/弁等のシンボルの形状及び状態変化(起動・停止、開・閉)の表示方式を統一する。



・指示計の識別

指示計は、系統区分に従い、関連する系統又は操作器・制御器に近接して表示する。 画面表示機器において、検出器などの不動作又は除外により情報を提供できない場合や、 指示値が警報発信状態となっている場合について、以下の通り色による識別を行っている。

 正常状態
 :白

 不信頼状態
 :黄

 警報発信状態
 :赤

正常状態	不信頼状態	警報発信状態	

・警報表示灯の色による識別

警報発信時は吹鳴音を吹鳴させ、大型表示盤及び警報用 VDU で系統ごとにグループ化し警報を点滅表示させる。

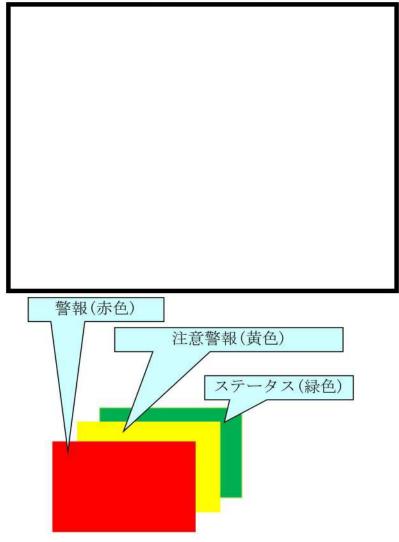
また、警報発信時に警報の重要度・緊急度を確実かつ容易に識別・判断できるように色に よる識別を行う。

特に、事故時のように短時間に多数の警報発信がある場合でも、運転員の判断機能の負荷 軽減ができるように、重要度の高い順に3色に色分けを行う。

・警報:赤(運転員に対応操作を要求する警報)

注意警報
 :黄(運転員に確認を要求する警報)

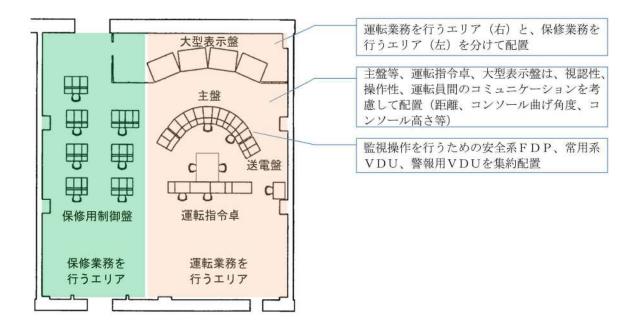
・ステータス警報 :緑(運転員に対応操作/確認を必要としない警報)



2.2.5 大型表示盤

運転員にプラント全体の情報を提供するため、大型表示盤を設置している。 大型表示盤は、特に通常時の監視や異常時・事故時に重要となる監視情報を表示し、これを 運転員全員で共有することによりプラント状態の把握の容易化、確実化を図る。

- 2.3 中央制御室
- 2.3.1 制御盤配置
 - ・中央制御室は、運転業務を行うエリアと保修業務を行うエリアに区分し、運転員と保
 修員の輻輳を回避している。
 - ・運転業務を行うエリアには、運転員相互の視認性及び運転員間のコミュニケーション を考慮して、主盤、運転指令卓および大型表示盤を配置している。
 - ・監視操作を行うための安全系FDP、常用系VDU、警報用VDUは、運転員が監視 操作し易い位置に集約して設置することで運転員の負担軽減を図っている。



2.3.2 照明設備及び空調設備

重大事故等が発生した場合においても運転員が適切に運転できるよう、必要な設備(中央制 御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン及び中央非常用照明) を設置している。

2.3.2.1 照明設備について

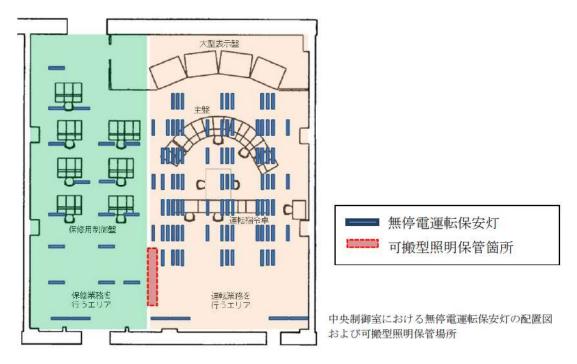
中央制御室の照明については非常用電源から給電しており、外部電源が喪失しても一定時間 照明(外部電源喪失時照度:200ルクス)を確保している。また、全交流動力電源喪失時にお いても、重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流電源設備から開始されるまでの 間、無停電運転保安灯や可搬型照明により操作を可能としている。

なお、不快なまぶしさの軽減及び視認性を高めるために光天井を採用している。光天井は地 震時の落下防止措置を講じている。



●中央非常用照明	
運転保安灯照度	: 200 ルクス (設計値)
非常灯照度	: 20 ルクス以上(設計値)
●中央制御室通常照明	:1000 ルクス(設計値)

光天井

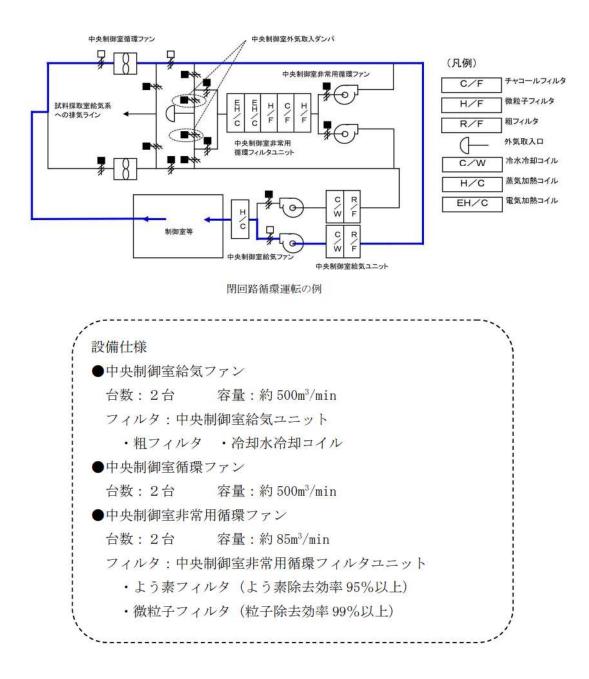


2.3.2.2 空調設備について

①通常時、中央制御室給気ファン及び中央制御室循環ファンにより中央制御室の空調を行う。
 ②事故時は、外気を遮断し、中央制御室非常用循環ファンにより微粒子フィルタ及びよう素フィルタを通した閉回路循環運転とし、放射線被ばくから防護する構成としている。

なお、室内の雰囲気が悪くなった場合には、中央制御室非常用循環系統により外気を浄 化して取り入れることもできる。

- ③ばい煙・有毒ガス及び降下火砕物に対しては、手動で閉回路循環運転へ切り替えることで 外気を遮断できる。
- ④凍結(低温)による中央制御室内環境への影響に対しては、中央制御室空調装置により環境温度を維持することができる。



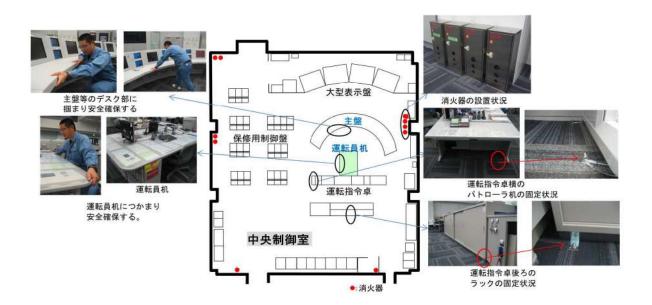
10 条-別添 1-13

2.3.3 運転員の地震及び火災等への対応

想定される自然災害(地震、竜巻、台風等)と火災及び溢水について、中央制御室での操作 に影響を与える事象を抽出し、対応について整理した。

中央制御室の主な対応(中央制御室の対応状況一覧は表1参照)

- ・ 地震:中央制御室内に設置するラック等は転倒防止措置を講じ、ラック等の転倒による 制御盤上の操作器への誤接触の防止を図る。また、運転員は地震が発生した場合、運転 員机又は主盤等のデスク部につかまり安全を確保するとともに警報発信状況等の把握に 努めることとしている。
- 火災:中央制御室にて火災が発生した場合は、運転員が火災状況を確認し、初期消火を 行うことができるよう消火器を設置している。
- ・ 溢水:中央制御室に溢水源がないことを確認しているが、火災のための消火栓による溢水については、内部溢水で評価を実施し、問題ないことを確認している。



中央制御室の環境に影響を与える可能性のある事象に対しては、表1の通り中央制御室での 操作性(操作の容易性)に影響を与えることはない。

起因事象	同時にもたらされる中央 制御室の環境条件	中央制御室での操作性 (操作の容易性)に与える影響
地震	内部火災	中央制御室は、耐震を考慮して設計していることから、地震が発 生した場合でも火災が発生することはない。 また、仮に、中央制御室で火災が発生しても、運転員が火災状況 を確認し、消火器にて初期消火を行うことを手順に定めている。 また、中央制御盤(安全系コンソール)内で火災が発生した場合 には、盤内の煙感知器により火災を感知し、常駐する運転員が消 火器による消火を行うことを手順に定めることで速やかな消火 を可能とし、中央制御室の機能は維持される。 なお、念のため、中央制御盤(安全系コンソール)に隣接する 盤についても、火災を早期に感知するため、煙感知器を設置する。
	内部溢水	中央制御室に溢水源がないことは確認しているが、火災のための 消火栓による溢水については、内部溢水で評価を実施し、問題な いことを確認している。
	余震	地震発生時の対応として、運転員は地震が発生した場合、運転員 机及び主盤等のデスク部につかまり安全確保に努めることを規 定類に定める。
竜巻・台風	外部電源喪失に伴う照明 等の所内電源の喪失	外部電源喪失時においても、中央制御室の照明はディーゼル発電 機から給電される。また、無停電運転保安灯及び可搬型照明を備 えており、全交流動力電源喪失時に重大事故等に対処するために 必要な電源の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間 においても照明は確保される。
積雪(暴風雪) 落雷		
外部火災等		
	ばい煙又は有毒ガスの発 生による中央制御室内換 気設備への影響	外部火災等の影響評価及び火山の影響評価により原子炉補助建 屋内部に影響がないことを確認している。 なお、中央制御室空調装置を手動で閉回路循環運転へ切り替え ることで、外気を遮断できる。
火山	降下火砕物による中央制 御室内換気設備への影響	
凍結	凍結による中央制御室内 環境への影響	中央制御室空調装置により環境温度が維持されるため、中央制御 室内環境への影響はない。

表1. 中央制御室における環境条件への対応

2.4 現場の誤操作防止

2.4.1 識別管理

誤操作によりプラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁や外部環境 に影響を与えるおそれのある現場弁等に対して色分けによる識別を行っている。



2.4.2 施錠管理

誤操作によりプラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器や弁類に対し、 施錠管理を行っている。また、単一の誤操作により外部環境に影響を与えるおそれのある現場 弁等に対しても、施錠管理を行っている。



施錠管理対象弁

2.4.3 現場操作の容易性

運転中の異常な過渡変化および設計基準事故等発生時において現場操作を行う場所の環境に影響を与える可能性のある事象に対しては、下記の通り、いずれの場合でも操作性(操作の容易性)に影響を与えることはない。

2.4.3.1 設計基準事故時等において求められる現場操作

運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な現場操作を以下の通り抽出した。 詳細な抽出の考え方及び抽出結果を参考資料2に示す。

① 蒸気発生器伝熱管破損時における主蒸気隔離弁増し締め操作

蒸気発生器伝熱管破損時に2次系への放射性物質の拡散を回避するため、破損側蒸気発生 器につながる主蒸気隔離弁を中央制御室での遠隔操作により閉止する。主蒸気隔離弁の閉止 機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めすることとしている。

② 中央制御室を退避する必要が生じた場合の中央制御室外原子炉停止盤(以下、「EP 盤」という)操作

中央制御室に何らかの原因によりとどまることのできない場合、EP 盤にて、トリップ後の 原子炉を高温停止状態から低温停止状態に移行させる操作を行う。

③ 全交流動力電源喪失時における、2次系強制冷却のための主蒸気逃がし弁操作、代替非常 用発電機からの給電操作、およびディーゼル発電機復旧操作

全交流動力電源喪失時、非常用母線電源復旧のため、現場のディーゼル発電機制御盤にて ディーゼル発電機起動を試みる。また代替非常用発電機から受電するまでの間、現場にて、 2次系強制冷却のための主蒸気逃がし弁操作及び代替非常用発電機からの給電操作を行う。 2.4.3.2 現場操作の環境に影響を与える可能性のある事象に対する考慮

① 蒸気発生器伝熱管破損時における主蒸気隔離弁増し締め操作

【操作対象、操作場所】

·主蒸気隔離弁(原子炉建屋29.3m 主蒸気管室)

当該操作が必要となった事象が同時にもたらす環境条件を考慮しても、当該操作場所にて 容易に操作可能な設計としており、いずれの場合でもアクセスルートを含めて現場操作場所 での操作性(操作の容易性)に影響を与えることはない。

起因事象	同時にもたらされる 現場の環境条件	現場での操作性(操作の容易性)に与える影響
	内部火災	主蒸気管室の耐震 S クラス機器は、耐震を考慮した設計であり、 地震が発生した場合でも、火災が発生することはない。また主蒸 気管室及びアクセスルートは、耐震性を有する建屋であり、火災 防護対策を実施していることから、早期の火災感知及び消火が可 能である。
地震	内部溢水	アクセスルートにおける溢水水位を歩行に支障のない水位に抑 える等により、溢水に伴う現場操作への影響はない。
	余震	地震発生時の対応として、運転員は地震が発生した場合、操作を 中止し安全確保に努めることを規定類に定める。
	外部電源喪失に伴う照明等の所内電源の喪失	外部電源喪失時においても、現場およびアクセスルートの照明 は、無停電運転保安灯又は可搬型照明により確保される。
竜巻・台風		
積雪(暴風雪)		
落雷		
外部火災等		
	ばい煙又は有毒ガスの発 生による建屋内換気の悪 化	外部火災等の影響評価により原子炉建屋及び原子炉補助建屋内 部に影響はないことを確認している。
火山	降下火砕物による建屋内 換気の悪化	火山の影響評価により原子炉建屋及び原子炉補助建屋内部に影響はないことを確認している。 外気取り入れ箇所にはフィルタを設置しており、降下火砕物の建 屋内への侵入を防止している。
凍結	凍結による建屋内環境へ の影響	換気空調設備により環境温度が維持されるため、建屋内環境への 影響はない。

表2-1.現場操作場所における環境条件への対応(主蒸気管室)

②中央制御室を退避する必要が生じた場合の中央制御室外原子炉停止盤(以下、「EP盤」という)操作

【操作対象、	操作場所】	
・EP 盤	(EP 盤室)

火災や内部溢水等の事象が発生し、また同時にもたらされる環境条件を考慮しても中央制 御室の機能は維持されるため、この場合 EP 盤操作は必要とならない。

起因事象	同時にもたらされる 中央制御室の環境条件	EP 盤室への退避の必要性 現場(EP 盤室)での操作性(操作の容易性)に与える影響
	内部火災	中央制御室は、耐震を考慮して設計していることから、地震が発 生した場合でも火災が発生することはない。 また、仮に、中央制御室で火災が発生しても、運転員が火災状況 を確認し、消火器にて初期消火を行うことを手順に定めているた め、中央制御室の機能は維持される。よって EP 盤室で操作する 必要はない。
地震	内部溢水	中央制御室に溢水源がないことは確認しているが、火災のための 消火栓による溢水については、内部溢水で評価を実施し、問題な いことを確認している。よって EP 盤室で操作する必要はない。
	余震	中央制御盤は、基準地震動による地震力に対して機能を損なわない設計としていることから、EP 盤室で操作する必要はない。
竜巻・台風	外部電源喪失に伴う照明 等の所内電源の喪失	外部電源喪失時においても、中央制御室の照明はディーゼル発電 機から給電される。また、無停電運転保安灯及び可搬型照明を備 えており、全交流動力電源喪失時に重失時な時に対処するため思
積雪(暴風雪)		必要な電源の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間 においても照明は確保されることから、EP 盤室で操作する必要は ない。
落雷		
外部火災等		
	ばい煙又は有毒ガスの発 生による中央制御室内換 気設備への影響	外部火災等の影響評価及び火山の影響評価により原子炉補助建 屋内部に影響がないことを確認している。 なお、中央制御室空調装置を手動で閉回路循環運転へ切り替える ことで外気を遮断できることから、EP 盤室で操作する必要はな
火山	降下火砕物による中央制 御室内換気設備への影響	t،°
凍結	凍結による中央制御室内 環境への影響	中央制御室空調装置により環境温度が維持されることから、EP 盤室で操作する必要はない。

表2-2. 現場操作場所における環境条件への対応(EP 盤室)

③全交流動力電源喪失時における、2次系強制冷却のための主蒸気逃がし弁操作、代替非常 用発電機からの給電操作、およびディーゼル発電機復旧操作

【操作対象、操作場所】

- ・主蒸気逃がし弁(原子炉建屋29.3m、主蒸気管室)
- ・代替非常用発電機受電遮断器(原子炉補助建屋10.3m、安全補機開閉器室)
- ・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機建屋 10.3m、ディーゼル発電機室)

当該操作は全交流動力電源喪失時に代替非常用発電機からの受電までの間の操作を現場に て実施するものである。当該操作が必要となった事象が同時にもたらす環境条件を考慮して も、当該操作場所にて容易に操作可能な設計としており、いずれの場合でもアクセスルート を含めて現場操作場所での操作性(操作の容易性)に影響を与えることはない。

表2-3.現場操作場所における環境条件への対応(主蒸気管室、安全補機開閉器室、ディーゼ ル発電機室)

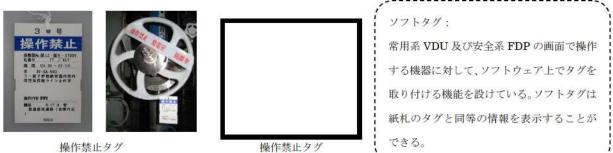
起因事象	同時にもたらされる 現場の環境条件	現場での操作性 (操作の容易性)に与える影響
	内部火災	主蒸気管室、安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室の耐震 S ク ラス機器は、耐震を考慮した設計であり、地震が発生した場合で も、火災が発生することはない。また主蒸気管室、安全補機開閉 器室、ディーゼル発電機室及びアクセスルートは、耐震性を有す る建屋であり、火災防護対策を実施していることから、早期の火 災感知及び消火が可能である。
地震	内部溢水	アクセスルートにおける溢水水位を歩行に支障のない水位に抑 える等により、溢水に伴う現場操作への影響はない。
	余震	地震発生時の対応として、運転員は地震が発生した場合、操作を 中止し安全確保に努めることを規定類に定める。
	外部電源喪失に伴う照明等 の所内電源の喪失	外部電源喪失時においても、現場およびアクセスルートの照明 は、無停電運転保安灯又は可搬型照明により確保される。
竜巻・台風		
積雪(暴風雪)		
落雷		
外部火災等		
	ばい煙又は有毒ガスの発生 による建屋内換気の悪化	外部火災等の影響評価により原子炉建屋、原子炉補助建屋及びデ ィーゼル発電機建屋内部に影響はないことを確認している。
火山	降下火砕物による建屋内換 気の悪化	火山の影響評価により原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼ ル発電機建屋内部に影響はないことを確認している。 外気取り入れ箇所にはフィルタを設置しており、降下火砕物の建 屋内への侵入を防止している。
凍結	凍結による建屋内環境への 影響	換気空調設備により環境温度が維持されるため、建屋内環境への 影響はない。

現場までのアクセスルート (中央制御室→主蒸気管室、安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室)

2.5 識別表示

2.5.1 タグによる識別

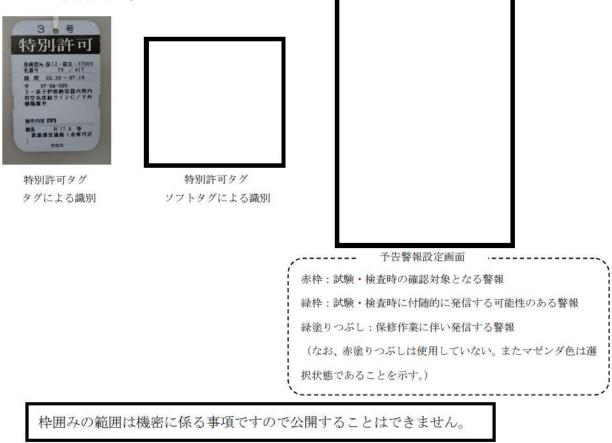
点検や作業対象の機器等をタグ(ソフトタグ含む)により明確化することで、点検・作業対 象機器の誤操作防止を図っている。液体および気体を保有する系統からの漏えい等を防止する ため設けた境界部および作業安全のために操作を禁止するものに対しては「操作禁止タグ」を 取り付ける。



タグによる識別

操作禁止タグ ソフトタグによる識別

試験・検査時の操作対象機器、および保修作業のために運転員以外が機器を操作する場合の 対象機器については「特別許可タグ」を取り付ける。また、試験・検査および保修作業に伴い 発信する警報に対しては予告警報設定を行い、試験・検査中および保修作業中であることが分 かるよう識別する。



10 条-別添 1-22

2.6 運転員の誤操作防止について

運転員については、担当する業務に応じた認定制度を有しており、各ポジションには求めら れる知識・技能などの力量を持った者を配置している。

QMSに基づいた計画的なシミュレータ訓練(社内、社外)及びOJT教育等により習熟を 図り、誤操作防止に努めている。

運転操作においては、誤操作防止のため、指差呼称等の基本動作を確実に実施し、操作前後 及び操作中においても、複数の監視計器類を確認することにより、誤認に起因する誤操作防止 に努めている。

(操作・作業時の誤操作防止のための基本動作の例)

セルフチェック:個人レベルの誤操作防止(自問自答、一操作一確認、指差呼称等)

ピアチェック : グループレベルの誤操作防止 (ダブルチェック、復命復唱、報・連・ 相等)

- 3Wayコミュニケーション
 - :指示・復唱・確認(双方向確認)により、双方向の意思疎通を明確 にするためのコミュニケーション方法

新規制基準適合申請に係る設計基準対象追加設備の誤操作防止について (設置許可基準規則第10条第1項への適合性)

1. 監視操作機能を有する設計基準対象追加設備の抽出

新基準適合申請において新たに設置した設計基準対象の追加設備を表1のとおり抽出し、誤操作防止(設置許可基準規則第10条第1項)への適合性を評価するため、さらにプラントの監 視操作機能を有する設備を整理した。

設置許可		設計基準対象追加設備の抽出	プラントの 監視操作	
4条	地震による損傷の防止	なし		
5条	津波による損傷の防止	防潮堤		
		防水壁	<u> </u>	
		流路縮小工		
		貯留堰		
		逆流防止設備		
		海水戻りライン逆止弁	a=0	
		水密扉		
		浸水防止蓋		
		貫通部止水蓋	-	
		ドレンライン逆止弁		
		貫通部止水処置		
		津波監視カメラ	監視のみ	
		取水ピット水位計	監視のみ	
		潮位計	監視のみ	
6条	外部からの衝撃による損	竜巻飛来物防護対策設備		
	傷の防止	防火帯	-	
		障壁(鋼板及び保温材より構成)		

表1 監視操作機能を有する設計基準対象追加設備の抽出(1/3)

設置許	ਸ]	設計基準対象追加設備の抽出	プラントの監視操作
7条	不法な侵入等の防止	なし	
8条	火災による損傷の防止	ドレンパン、ドレンポット	
		水素濃度検知器	監視のみ
		火災受信機盤	監視操作
		光ファイバ温度監視端末	監視のみ
		ハロゲン化物消火設備	監視操作
		二酸化炭素消火設備	監視操作
		蓄電池を内蔵する照明	
		煙等の流入防止装置(目皿)	(<u></u>)
		煙感知器 (中央制御盤内)	監視のみ
		可搬式の排風機	
		ケーブルトレイ耐火材	
		ほう酸ポンプ室耐火壁	
9条	益水による損傷の防止等	止水板	
		貫通部止水処置	1
		浸水防止堰	
		水密扉	_
		保護カバー、パッキン等による被水防護措置	_
		漏えい検知システム	監視操作
		ドレンライン逆止弁	
		循環水ポンプ自動停止インターロック	監視操作
10条	誤操作の防止	なし	
11条	安全避難通路等	無停電運転保安灯	_
12条	安全施設	格納容器スプレイライン逆止弁	
14条	全交流電源喪失対策設備	なし	
16条	燃料体等の取扱設備及び貯 蔵設備	なし	
17条	原子炉冷却材圧力バウンダ リ	なし	
24条	安全保護回路	なし	

表1 監視操作機能を有する設計基準対象追加設備の抽出(2/3)

設置許可		設計基準対象追加設備の抽出	プラントの監視操作
26条	原子炉制御室等	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<u>1</u> 2
		取水ピット水位計	監視のみ
		潮位計	監視のみ
		津波監視カメラ	監視のみ
31条	監視設備	モニタリングポスト用データ伝送系(有線)	
		モニタリングステーション用データ伝送系(有線)	
		モニタリングポスト用データ伝送系 (無線)	
		モニタリングステーション用データ伝送系 (無線)	<u>_</u>
		モニタリングポスト用無停電電源装置	
		モニタリングステーション用無停電電源装置	
		3号機環境監視盤	監視のみ
33条	保安電源設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	監視のみ
		後備変圧器	監視操作
34条	緊急時対策所	緊急時対策所	<u>10</u> 10
		衛星電話設備	a=0
		衛星携帯電話	
		トランシーバ	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	
		酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<u>11</u> 1
		データ表示端末	監視のみ
		データ収集計算機	
		ERSS 伝送サーバ	
35条	通信連絡設備	トランシーバ	
		携行型通話装置	-
		衛星電話設備	<u>11_</u> 3
		衛星携帯電話	
		データ収集計算機	<u>11</u> 1
		データ表示端末	監視のみ
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	
		ERSS 伝送サーバ	

表1 監視操作機能を有する設計基準対象追加設備の抽出(3/3)

2. 設計基準対象追加設備の誤操作防止について

1.項で整理した監視操作機能を有する設備について、表2のとおり誤操作防止に係る設計 考慮事項を評価し、設置許可基準規則第10条第1項に適合していることを確認した。(技術基 準に関する規則の解釈(別記-7)「原子炉制御室における誤操作防止のための設備面への要求 事項」に照らし合わせて評価を実施)

表2 設計基準対象追加設備の誤操作防止について(1/4)

(1) 津波監視カメラ

盤配置及び作業空間	独立パネルであり、他操作による画面展開はない。	
盤面配置	専用ディスプレイによる表示である。	
情報表示機能		23
警報機能		
制御機能		

(2) 取水ピット水位計

盤配置及び作業空間	「循環水ポンプ停止インターロック」、「漏えい検知システム」と共用の盤であ
	るが、運転操作を行うエリアに設置しており他作業との輻輳を回避できる配置と
	なっている。
盤面配置	タッチパネルによる表示である。
情報表示機能	機能または情報のまとまりごとにグループ分けした画面表示としている。
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能としている。
制御機能	

(3) 潮位計

盤配置及び作業空間	独立パネルであり、他操作による画面展開はない。
盤面配置	専用ディスプレイによる表示である。
情報表示機能	
警報機能	
制御機能	

(4) 循環水ポンプ自動停止インターロック

盤配置及び作業空間	「取水ピット水位計」、「漏えい検知システム」と共用の盤であるが、運転操作 を行うエリアに設置しており他作業との輻輳を回避できる配置となっている。
盤面配置	タッチパネルによる表示および専用の操作スイッチを設けている。
情報表示機能	機能または情報のまとまりごとにグループ分けした画面表示としている。
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能としている。
制御機能	操作スイッチは盤内に設置しており非安全な操作ができないようになっている。

10 条-別添 1-27

表2 設計基準対象追加設備の誤操作防止について(2/4)

(5) 水素濃度検知器

盤配置及び作業空間	独立盤であり、他作業との輻輳を回避できる配置となっている。
盤面配置	表示(警報)と指示計を盤面の見やすい位置に配置している。
情報表示機能	-
警報機能	吹鳴、点灯により警報発信を認識できる機能としている。
制御機能	-

(6) 火災受信機盤

盤配置及び作業空間	独立盤であり、他作業との輻輳を回避できる配置となっている。
盤面配置	専用ディスプレイによる表示および専用の操作スイッチを設けている。
情報表示機能	機能または情報のまとまりごとにグループ分けした画面表示としている。
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能としている。
制御機能	スイッチ保護カバーにより非安全な操作ができないようになっている。

(7) 光ファイバ温度監視装置

盤配置及び作業空間	独立パネルであり、他操作による画面展開はない。
盤面配置	専用ディスプレイによる表示である。
情報表示機能	-
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能としている。
制御機能	

(8) ハロゲン化物消火設備

盤配置及び作業空間	独立盤であり、他作業との輻輳を回避できる配置となっている。
盤面配置	タッチパネルおよび表示灯を盤面に設置している。
情報表示機能	消火対象区画ごとの表示としている。
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能としている。
制御機能	手動での操作スイッチは手動起動盤内部に設置されており非安全な操作ができ
	ないようになっている。

(9) 二酸化炭素消火設備

盤配置及び作業空間	独立盤であり、他作業との輻輳を回避できる配置となっている。
盤面配置	表示灯を盤面に設置している。
情報表示機能	消火対象区画ごとの表示としている。
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能としている。
制御機能	手動での操作スイッチは手動起動盤内部に設置されており非安全な操作ができ
	ないようになっている。

10 条-別添 1-28

表2 設計基準対象追加設備の誤操作防止について(3/4)

(10)煙感知器(中央制御盤内)

盤配置及び作業空間	感知器単体で機能を発揮する設備であり、監視対象の盤内に設置している。
盤面配置	
情報表示機能	-
警報機能	吹鳴により警報発信を認識できる機能としている。
制御機能	-

(11) 漏えい検知システム

盤配置及び作業空間	「取水ピット水位計」、「循環水ポンプ自動停止インターロック」と共用の盤
	であるが、運転操作を行うエリアに設置しており他作業との輻輳を回避できる
	配置となっている。
盤面配置	タッチパネルによる表示である。
情報表示機能	機能または情報のまとまりごとにグループ分けした画面表示としている。
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能としている。
制御機能	ポップアップ表示によるダブルアクション機能により非安全な操作ができない
	ようになっている。

(12) 3号機環境監視盤

盤配置及び 作業空間	独立盤であり、他作業との輻輳を回避できる配置となっている。
盤面配置	専用ディスプレイによる表示および記録計を設けている。
情報表示機能	·
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能を持たせる設計と する。
制御機能	-

(13)ディーゼル発電機燃料油貯油槽

盤配置及び作業空間	貯油槽油量に関する警報を中央制御盤で確認できる設計としており、第10条第 1項への適合性の評価は既設の中央制御盤と同様となる。
盤面配置	同上
情報表示機能	同上
警報機能	同上
制御機能	

表2 設計基準対象追加設備の誤操作防止について(4/4)

(14) 後備変圧器

盤配置及び作業空間	他操作との輻輳を回避できる設計とする。
盤面配置	盤面配置を操作性に留意した設計とする。
情報表示機能	状態表示、ミミック表示など理解しやすい表示方法を用いる設計とする。
警報機能	吹鳴、フリッカ、確認、点灯など、中央制御盤と同等の機能を持たせる設計と する。
制御機能	保護カバーやインターロックにより非安全な操作ができない設計とする。

(※更なる信頼性向上対策のため今後設置予定の設備であり、設計計画を記載する)

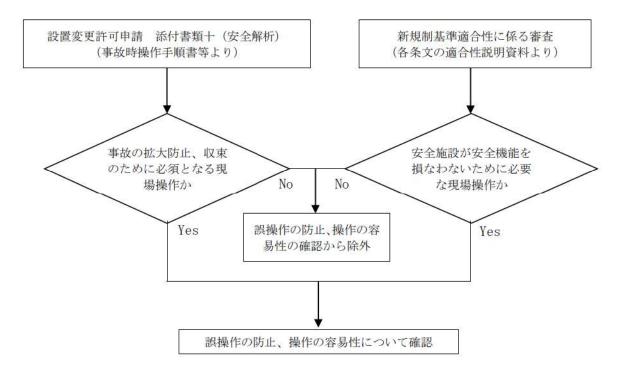
(15) データ表示端末

盤配置及び作業空間	独立パネルであり、他操作による画面展開はない。	
盤面配置	専用ディスプレイによる表示である。	
情報表示機能		8
警報機能	s	
制御機能	2-	

参考資料2

現場操作の確認結果について

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に必要な操作(事故発生から冷温停止まで)に ついて、設置変更許可申請添付書類十(安全解析)及び事故時操作手順書より抽出した(添付 資料1参照)。また、新規制基準適合性に係る審査において必要な現場操作についても抽出した (添付資料2参照)。



必要な現場操作の抽出フロー

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (1/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

備考	C)
手順書要求 操作場所	中央制御室 [表3] ブラント停止	時2.2.些転換[[1] ≪照 中央制御室
事故対応中の主な操作項目	原子炉トリップ確認 所内電源及び外部電源受電状況確認 1次冷却材温度確認 主給水制御弁、主給水バイバス制御弁閉止確認 制御棒挿入状態確認 加圧器水力制御系確認 加圧器水力制御系確認 加圧器水位期認 加圧器水位期認 加圧器水位期。 加圧器水位期。 加圧器水位的 加圧器水位的 加圧器水合同的系 加 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	原子炉トリップ確認 タービントリップ確認 所内電源及び外部電源受電状況確認 所内電源及び外部電源受電状況確認 1次治想料温度確認 電動補助指水ボンプおよびタービン動補助給水ボンブ自動起動確認 ・補助給水ボンプ出口流量調節弁「調整開」 ・利助給水ボンプ出口流量調節弁「調整開」 ・利助給水ボンプ出口流量調節弁「調整開」 ・利即給本がシブ出口流量調節弁「調整開」 ・利即給水ボンプ出口流量調節弁「調整開」 ・利即給水がンプは口流量調節チ「調整開」 がたいがかば電源 加圧器木位削御系確認 加圧器木位削御系確認 加圧器本位削御系確認 カービンバイバス非モード選択「Tavg制御」→「主蒸気タイ ・ インバイバス非モード選択「Tavg制御」→「主蒸気タイ ・ 1 本気タイライン圧力調整
事象ベース	事故直後の操作および事象 の判別 原子炉トリップ処置	事故直後の操作および事象 の判別 原子炉トリップ処置
運転時の異常な過渡変化	原子炉起動時における制御棒の 異常な引き抜き 「原因」 原子炉の起動時に、制御棒駆動 装置の故障、誤操作等により、 制御棒クラスタが連続的に引き 抜かれ、原子炉出力が上昇する。	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き き抜き 「原因】 原子炉の出力運転中に、制御棒 原子炉の出力運転中に、制御棒 り、制御棒クラスタが運転的に 引き抜かれ、原子炉出力が上昇 する。

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (2/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

	事象ベース 原子炉トリップ処置(つづ *)	事故対応中の主な操作項目 蒸気発生器への給水切替(補助給水→主給水) ・素言務在既水評創創(HAND・公開)	手順書要求 操作場所	補表
łū		・派気地生命水泥と同時「日AND・玉肉」 ・電動主給水ポンプ出口流量制鋼「日AND・金開」 ・M/DFWP出口弁「閉ロック」 ・電動主給水泥とプ「人」 - 蒸気発生器水張制鋼「調整開」 ・ 赤谷水比ジン出口流量調節弁「全閉」		
		※ベルエルがない時、パンコンコー ・電動補助絵水ポンプ「切」 ・タービン動植助絵水ポンプ駆動蒸気入口弁A、B「自動」 ・タービン動主絵水ポンプ速度制御「HAND・MV」、操作出力値	中央制御室	I
		merase ・T/D FWP出口弁「閉」 ・FWPT EH停止&リセット「停止」		
		1次冷却材ポンプ運転状態確認		
		中性子源領域プロック解除確認 ・中性子東記録計切替「出力領域」→「中性子源領域」		
	8- 00			
	0) — A	トリップ原因の確認		
	1	運転操作手順書に基づき冷温停止	「表3 プラント停止 時の運転操作」参照	
原子炉制御系統の異常(制御 棒落下)	5の異常(制御	落下制御棒および炉心分布の確認 ・制御棒位置確認(炉底位置表示、ステップカウンタ値、制御棒位 ************************************		
		直泊示() ・炉心パラメータ確認	中央制御室	
	12 - 11 -	制御棒制御モード選択「手動」		1
		タービン負荷調整		
		運転操作手順書に基づき冷温停止	「表3 プラント停止 時の運転操作」参照	
事故直後の操作および事象 の判別	および事象			
原子炉トリップ処置	処置			
		「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」と同様		I
	4		ĉ	

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (3/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

備考	1				
手順書要求 操作場所	中央制御室	「表3 プラント停止 時の運転操作」参照	中央朝御室		「表3 ブラント停止 時の運転操作」参照
事故対応中の主な操作項目	客下制御棒および毎心分布の確認 ・制御棒位置確認(毎底位置表示、ステップカウンタ値、制御棒位 置指示) 一、切心パラメータ確認 制御棒制御モード選択「手動」 タービン負活調整	運転操作手順書に基づき冷温停止	「S R 炉停止時中性子 東高 (N 3 1)」または「S R 炉停止時中性子東高 (N 3 2)」警報確認 格納容器内からの迅速信示 - 格納容器外への迅速ページング - 格納容器地運警線装置「入」 - 格納容器地運警線装置「入」 希釈停止 - 1 次系純水補給ライン流量潤鋼弁「閉」 - 1 次系純水補給ライン流量潤鋼弁「閉」 - 1 次系純水補給ライン流量潤鋼作「閉」 - 1 次系純水補給ライン流量潤鋼作「閉」 - 1 次系純水補給ライン流量潤鋼作「閉」 - 1 次系純水補給ライン流量潤節「潤」 - 1 次系純水補約 7 切」 - 1 2 酸ポンプ「切」 - 1 5 酸ポンプ「切」 - 1 5 酸ポンプ「切」 - 1 5 酸化入 介「切」 - 1 5 酸化入 介「閉」 - 1 5 酸化 7 「切」 - 1 5 酸化 7 「切」	・はフ度ルイノー人」 未臨界状態確認	運転操作手順書に基づき冷温停止
事象ベース	原子炉制御系統の異常(制御 棒不ぞろい)		原子炉停止時緊急濃縮が必要な場合		
運転時の異常な過渡変化	制御棒の落下及び不整合 (制御棒不整合) 【原因】 原子炉の出力運転中に制御棒駆 動装管の出力運転中に制御棒駆	ロンCar Summer ゲンン の配置に異常が生じ、炉心内の 出力分布が変化する。	原子病治却林中のほう素の異常 な希釈(プラント起動時) 「原因】 原子炉の起動時又は出力運転中 に、化学体積制備設備の故感、 誤操作等により、1次治知村中 に純水が注入され、1次治知村中 に約添加される。 度が添加される。		

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理(4/11) :手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____:手順書で要求されている操作を現場で実施

備考	1			1		
手順書要求 操作場所	10000	「表3 ブラント停止 時の運転操作」参照	5			
事故対応中の主な操作項目	「制御・シクD制御棒挿入限界異常低」警報確認 希釈停止 ・1次系補給水ボンブ「切」 ・1次系純裕水ボンブ「切」 ・1次系純裕和治テイン読量制御弁「閉」 ・休積制御タンク人口側補給弁「閉」 ・休積制御タンク人口側補給介「閉」 ・ほう酸ポンプ「切」 ・ほう酸ポンプ運度選択「高速」 ・ほう酸ポンプ進度選択「高速」 ・ほう酸ポンプ「九」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「切」 ・ほう酸ポンプ「切」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプで「別」 ・ほう酸ポンプで「別」 ・ほう酸ポンプで「別」 ・ほう酸ポンプで「別」 ・ほう酸ポンプで「別」 ・ほう酸ポンプで「別」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「人」	運転操作手順書に基づき冷温停止		「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」と同様	第四十 5 年代 6 日前 6 年代 6 日前 6 年代 7 日	山ノ地転すり畑神神やノ疾命なりと飲き」と四條
事象ベース	冷却材補給系の異常		事故直後の操作および事象 の判別	原子炉トリップ処置	事故直後の操作および事象 の判別	原子炉トリップ処置
運転時の異常な過渡変化	原子炉冷地材中のほう素の異常 な希釈 (出力運転時(制鋼棒制御目動 の場合)) 「原因】 原子炉の起動時又は出力運転中 に、化学体積制鋼設備の故障、 課機作等により、1次治地材中 に純水が注入され、1次治地材中 に純水が注入され、1次治地材中 に純水が注入され、1次治切材 中のほう素濃度が低下して反応 度が添加される。		原子炉冷却材中のほう素の異常 な希釈 (出力運転時(制御棒制御手動	の場合)) 「原因】 原子炉の起動時又は出力運転中 に、化学体積制額設備の故障、 誤擬作等により、1次治規材中 に純水が注入され、1次治規材 中のほう素濃度が低下して反応 度が添加される。	原子炉冷却材流量の部分喪失 【原因】 西マのの出わ運転中に、かか知	MTTFOULDAENTLLIANA

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (5/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

 ・過渡変化	 ドルーブの ドか停止し ド分負荷で選 ド分負荷で選 ドク負荷で選 「 」 」 」 」 <l< th=""><th>trickerset</th><th>水 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</th></l<>	trickerset	水 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
運転時の異常な過渡変化	原子炉冷地材系の停止ループの 誤起動 【原因】 「次治地材ポンプ1台が停止し ており、原子炉前部分負荷で運 転中に、ポンプ前領系の故障、 誤操作等により停止中のポンプ が起動され、停止ルーイ中の佐 較的低温の冷却材が炉心に注入 されて反応度が添加される。	外部電源喪失 「原因】 原子炉の出力運転中に送電系統 又は所内主発電設備の故障等に より外部電源が喪失する。	

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理(6/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

運転時の異常な過渡変化 林部電源南生 (つづき)	事象ベース 外部電源専歩(自然循環冷	事故対応中の主な操作項目 *て4.抽出系統復旧	手順書要求 操作場所	備考
	が19月1日 (1973年) (月) (つづき)		中央制鋼室	1
		 ・原子好補給水制御「切」 ・原子好補給水制御「切」 ・緊急ほう酸注入完了後 ・緊急はう酸注人弁「閉」 ・緊急はう酸注人ケン「切」 ・ほう酸ポング「切」 ・ほう酸ポンプ進度選択「低速」 ・ほう酸ポンプ「人」 		
		1次治却系降温・降圧 ・加圧器後備ヒータ「切ロック」 主蒸気逃がし弁制御「HAND・調整開」 ・主蒸気池がし弁制御「HAND・調整開」 ・補助給水ボンブ出口流量調節弁「調整開」 		
		加圧器補助スプレイ弁を使用する場合 ・加圧器補助スプレイ弁電廠「人」 ・加圧器補助スプレイ弁を間次「開」	現場 A/B10.3m 中央制御室	代替措置により実施可能なため対象外
		加圧器逃し弁を使用する場合 ・加圧器逃し弁を間欠「隅」	中央制御室	0
	100	運転操作手順書に基づき冷温停止	「表3 プラント停止 時の運転操作」参照	ſ

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (7/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

主給水流量喪失(外部電源喪失) 事務直後の操作および事象 原反因 原反因 第天少の出力運転中に、主給水 ポズンブ、復水ポンプ又は給水制 ポズンブ、復水ポンプスは給水制 ポズンブ、彼水ポンプスは給水制 ポズング、彼水ポンプスは給水制 高子炉トリップ処置 蒸気発生器への給水が停止す たっての 素気発生器への給水が停止す 加) 素気発生器への給水が停止す 加) 原子炉トリップ処置 原子炉の出力運転中に、タービ 力) 大治球人の異常な増加 「原因】 「原因】 「原因 「原因」 「原因」 「の因」 「の因」 「の因」 「の因」 「の回」 「の一」 「」の一」 「の一」 「の一」 「の一」 「」の一」 「の一」 「」の一」 「」の一」 「」の一」 「」の一」 「の一」 「」の一」 「の一」 「の一」 「の一」 「の一」 「の一」 「」の一 「の一」 「の一」 「」の一 「の一 「の一 「の一 「の一 「の一 「の一 「の一 「	び事象			
		「外部電源喪失」と同様		1
ターに (数字又は にに、10 くし、1 くのの	;循環沿			
		Ĩ	1	1
8		子炉トリップ確認		
	非常	非常用炉心管翅設備作動信号「発信」確認 訴內需菌 社上找处如雲電小 些 靈星小魚 總親 (非常田恒心 签 相ప機作動哇)		
原子炉の高温停止中に、タービ	1 H H H	いたいで、この1111月1日のシンス ほかいかけはない ひていいいか こうじょうせん はいに かかい パー・ディーゼル 発電機自動起動 確認		
ンバイパス弁、主蒸気逃がし弁	非常	非常用炉心冷却設備作動機器確認		
等の2次帝却糸のヂが誤開放 - ・ * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1 (%)	次冷却材ポンプ停止確認		
し、「穴后は乞の道政の以下し」	主給	水隔離作動確認		
(民心民が欲測される。	原子			
	電動	電動補助給水ボンプおよびタービン動補助給水ポンプ「起動」確認		
	高圧	注入ポンプ「起動」確認		
	余熱	除去ボンプ「起動」確認		
	原子	炉補機冷却水ポンプ「起動」確認		
	原子。	原子炉補機冷却海水ボンプ「起動」確認		
	格納	容器換気系隔離(V信号)「発信」確認	中央制御室	ſ
	制御	御用空気圧縮機「起動」確認		
	中央	中央制御室換気系隔離(M信号)「発信」確認		
	主蒸	主蒸気ライン隔離信号「発信」確認		
	非常、	用炉心冷却設備注水流量および蓄圧注入系作動確認		
	補助:	給水流量確立確認		
	•	・補助給水ポンプ出ロ流量調節弁「調整開」		
	1 201	次冷却材ポンプ封水注入確認		
	1次)	次冷却材温度確認		
		気発生器2次側の漏えい確認		
2 次治却材喪失	主蒸	主蒸気逃がし弁閉止確認		
		・主蒸気逃がし弁制御「HAND・閉」		
	健全	全蒸気発生器確認		

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (8/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

事象ペース 事故対応中の主な操作項目 2 次冷却材喪失(つづき) 破損蒸気発生器隔離 • 破損蒸気発生器隔離 • 破損蒸気発生器隔離 • 破損蒸気発生器隔離 • 破損蒸気発生器隔離 • 破損蒸気発生器の補助給水ポンプ出口流量譜筋弁「閉ロック」	事故対応中の主な操作項目 酸損蒸気発生器隔離 ・破損蒸気発生器の補助給水隔離弁「閉ロック」 ・破損蒸気発生器の補助給水隔離弁「閉ロック」	-	手順書要求 操作場所	備考
破国派派が医生語の主席が同時がパントは「10年10年17」」 ・破損蒸気発生器の主蒸気(ネイバス隔離弁(A),(B)「閉」 ・破損蒸気発生器の主蒸気逃がし弁制御「HAND・閉」 ・破損蒸気発生器の主蒸気逃がし弁制御「HAND・閉」 ・破損蒸気発生器のタービン動補助給水ボンブ駆動蒸気B(C)主	・破損蒸気を生器の主蒸気隔離す(A),(B)(閉) ・破損蒸気を生器の主蒸気隔離す(A),(B)(閉) ・破損蒸気発生器の主蒸気パイパス隔離症(A),(B)(閉) ・破損蒸気発生器の主蒸気パイパス隔離症(A),(B)(閉) ・破損蒸気発生器の主蒸気逃がし弁制御「HAND・閉」 ・破損蒸気発生器側のタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B	〔 〔 〔		
蒸気ライン元弁「閉ロック」 ・破損蒸気発生器の主蒸気隔離弁上流ドレンライン隔離弁「閉」 ・ 西出素有数化型の土約→1回離や「開」 2020	蒸気ライン元弁「閉ロック」 ・破損蒸気発生器の主蒸気隔離弁上流ドレンライン隔離弁 ・並過素含数ル既の士約本恒確命「問」確30	[開]		
• 破損蒸気発生器の主給水制御ヂ「閉」確認	18.11.1% 从生生品的工程小物理工。14.1、meas • 被損蒸気発生器の主給水制御弁「閉」確認			
・破損蒸気発生器の主給水バイバス制御弁「閉」確認 ・破損蒸気発生器の蒸気発生器水振調箇「閉」確認	 ・破損蒸気発生器の主給水バイバス制御弁「閉」確認 ・破損蒸気発生器の蒸気発生器水振調節「閉」確認 			
・破損蒸気発生器のプローダウンC/V外側隔離弁「閉」確認	・破損蒸気発生器のプローダウンC/V外側隔離弁「閉」	確認		
 ・ 破損蒸気発生器のプローダウン止め ・ 間1 確認 	 ・ 破損蒸気発生器のプローダウン止め弁「閉」確認 			
・破損蒸気発生器の蒸気発生器サンプルラインC/V外側隔離弁 「啦」 確認	・破損蒸気発生器の蒸気発生器サンプルラインC/V外 「間」確認	側隔離弁		
「H1」■185 ・サブクール度用1次治却材温度切離ループ選択(高温側)「破損ル	(141) meas ・サブクール度用1次沿却材温度切離ループ選択(高温	(III)「破損ル		
ープ御」 ・キマケー・中田・冬冬村村市市国際・一人藩市7月当回7「牟田・	ープ側」 - キマケーに使用: 多文抽母当専団際:	a Anich - Eiste Het a.	中央制御室	Ĩ
	- シノノー・バス日 1 いちょう 曲文の時ゲー / 崩い(12) - 一ブ俐」	m_199/ 19×11月/1		
・サブタール度用1次治却材圧力切離ループ選択「破損ルーブ側」	・サブタール度用1次冷却材圧力切離ループ選択「確	支損ルーブ側」		
健全蒸気発生器水位調整	健全蒸気発生器水位調整			
 ・補助給水ボンブ出口流量調節弁「調整開」 ・ タービン動植即絵水ボンブ駆動素気入口傘 A B 「 		B [開ロック		
 ・ECCS作動信号リセット(A),(B)「リセット」 ・ECLS作動信号リセット(A),(C)「リセット」 	・ECCS作動信号リセット(A),(B)[リセット] ■ 2 日本社会に開催 ・ (***********************************	r		
・ がエアモロの全部層離A(11日7)2 5 2 F(A), (D) 非常用垣心冷却設備作動状況離認	・ い エアーゼ和2446時間に入し1日クリン モンドハスリ、ハリノま常用垣心治想設備作動状況確認	[1/2/1		
・余熱除去ポンプ「切」(停止可能と判断した場合)	・余熱除去ボンプ「切」(停止可能と判断した場合)			
燃料取替用水ピット水位確認	燃料取替用水ピット水位確認			
非常用炉心冷却設備停止条件確認及び確立(格納容器外破断)	非常用炉心冷却設備停止条件確認及び確立(格納容器外破售	6		
非常用炉心冷却設備停止	非常用炉心冷却設備停止			
馬圧注入ポンプ	馬圧注入ポンプ			
・余熱除去ボンプ「切」	・余熱除去ボンプ「切」			
非常用炉心冷却設備再起動条件確認	非常用炉心冷却設備再起動条件確認			
制御棒挿入状態確認	滑制御棒挿入状態確認			

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (9/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

_	
備考	1
手順書要求 操作場所	中央制御室
事故対応中の主な操作項目	 充てん・抽出系統復旧 ・ 光てん・方イン流量制御「HAND・閉」 ・ 光てんライン流量制御「HAND・閉」 ・ 光てんライン流量制御「出め弁「閉」 ・ 光てんラインに人V外側底解チ「閉」 ・ 光てんディンに人V外側にあみ「閉」 ・ 光てんポンプ入口燃料取巻用水ビット個入口弁A「閉」 ・ たてんポンプ入口燃料取巻用水ビット個入口弁B「閉」 ・ 光てんポンプ入口燃料取巻用水ビット個入口弁B「閉」 ・ 光てんポンプ入口燃料取巻用水ビット個入口弁B「閉」 ・ 油出ライン第31上め弁「閉」 ・ 抽出ライン第71上め弁「閉」 ・ 抽出ライン第71上め弁「閉」 ・ 抽出ライン第71上の弁「閉」 ・ 抽出ライン第71上の弁「閉」 ・ 抽出ライン第71上の弁「閉」 ・ 抽出ライン第年生ケーラ出口正力制御「HAND・調整開」 ・ 抽出ティン活量制御「AUTO」 ・ 抽出オリフィン非再生ケーラ出口正力制御「HAND・調整開」 ・ 抽出オリフィン非再生ケーラ出口正力制御「HAND・調整開」 ・ 抽出オリフィン非再生ケーラ出口正力制御「AUTO」 ・ 加比米部を加速定(HAND」、設定航変更 ・ 光てんライン活量制御「AUTO」 ・ 加ビ器海線に一ク「人」 ・ 加ビ器領律(「中」) ・ 加ビ器加水シブ(「人」 ・ 加ビ器のの受電状洗確認 ・ ディービル発電機「停止」 ・ 加ビ器スプレイ弁「開許可」 ・ 加ビ器加水シブ(八) ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビ器加水シブ(八) ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビアの1次治却はポンプオイルリフトボンブ「人」 ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビ器加水シブ(八) ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビ器スプレイ弁「開許ポンプィ(リ) ・ 加ビ器スプレイ弁「開許」 ・ 加ビアの1次治地はポンプィ(リ) ・ ホンブ(八) ・ ホンブ(1) ・ 一ブの1次治地はポンプオイルリフトボンブ(切) ・ 他をルーブの1次治地はポンプオイルリフトボンブ(切) ・ 12人は単和ポンプオイルリフトボンブ(切) ・ 12人が自時ポンプオイルリフトボンブ(切) ・ 12人が活動がにごろ読録
事象ベース	2 次治地材喪失 (つづき)
運転時の異常な過渡変化	2 次冷却系の異常な滅圧(つうき

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (10/11) :手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____:手順書で要求されている操作を現場で実施 表1

備考		
手順書要求 操作場所	安基	「表3 プラント停止 時の運転操作」参照
事故対応中の主な操作項目	 タービンパパス系の使用 ・ サービンパパス系の使用 ・ サービン第1段圧力低信号リセット(A),(B)「リセット」 ・ MS ライン」 ・ MS ライン」 ・ MS ライン」 ・ MS ラインにたてS 作動プロック&リセット(1)~(W)「プロック」 ・ MS ラインにたてS 作動プロック&リセット(1)~(W)「プロック」 ・ MS ラインにたてS 作動プロック&リセット(1)~(W)「プロック」 ・ MS ラインにたてS 作動プロック&リセット(A)、(B)「明」 ・ ビンパイパスス隔離弁用度調節「開」 ・ 健全蒸気落生器の主蒸気パイパス隔離弁(A)、(B)「明」 ・ 健全蒸気落生器の主蒸気パイパス隔離弁(A)、(B)「開」 ・ 健全蒸気落生器の主蒸気パイパス隔離弁(A)、(B)「別」 ・ 健全蒸気落生器の主蒸気パイパス隔離弁(A)、(B)「別」 ・ 健全蒸気落生器の主蒸気パイパス隔離弁(A)、(B)「パイパス」 ・ 健全蒸気落生器の主蒸気パイパス隔離弁(A)、(B)「パイパス」 ・ ビンパイパスプレイ弁「開」 ・ ビンパイパスプレク+ロック(A)、(B)「パイパス」 ・ ビンパイパスプロージ ・ 主給水パイパスパレ用制用(開) ・ 主給水パイパス別(B) ・ ビンパイパス」 ・ ビンパイパス」 ・ 一 ビン動剤の素気パイパス ・ 一 (1) ・ (1) <l< th=""><th>運転操作手順書に基づき冷温停止</th></l<>	運転操作手順書に基づき冷温停止
事象ベース	2 次冷地材喪失 (つづき)	
運転時の異常な過渡変化	2次治地系の残常な滅圧(つうき)	

表1 運転時の異常な過渡変化及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (11/11) :手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____:手順書で要求されている操作を現場で実施

備考)	1	I	1
手順書要求 操作場所	127	454	104	354
事故対応中の主な操作項目	「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」と同様	「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」と同様	「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」と同様	「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」と同様
事象ベース	事故直後の操作および事象 の判別 原子炉トリップ処置	事故直後の操作および事象 の利別 原子炉トリップ処置	事故直後の操作および事象 の判別 原子炉トリップ処置	事故直後の操作および事象 の判別 原子炉トリップ処置
運転時の異常な過渡変化	蒸気発生器への過剰給水 【原因】 原子炉の出力運転中に、給水制 前系の故障、誤擬作等により蒸 気発生器への給水が過剰とな り、1次治却付の温度が低下し て反応度が添加される。	負荷の喪失 【原因】 原子炉の出力運転中に、外部電 源系統又は蒸気タービンの故障 等により、蒸気タービンへの蒸 気流量が急減し原子炉圧力が上 昇する。	原子炉冷地材系の異常な減圧 【原因】 原子炉の出力運転中に、1次冷 却系の圧力制鋼系の故障等によ り、原子炉圧力が低下する。	出力運転中の非常用炉心冷却系 の誤起動 【原因】 原子炉の出力運転中に、非常用 炉心冷却設備が説起動する。

備考	Ĩ	緊急性を要しない操作のため対象外		1	
手順書要求 操作場所	中朝	現場 A/B10.3m		中央制御室	
事故対応中の主な操作項目	原子好トリップ確認 原子好トリップ結果の タービントリップおよび発電機トリップ確認 オ常用炉心冷却設備作動信号「発信」確認 所的電飯及び外電飯要」、受電確認 非常用炉心冷却設備作動機器の確認 非常用炉心冷却設備作動機器の確認 非常用炉心冷却設備作動機器の確認 非常用炉心冷却設備作動機器の確認 非常用炉心冷却設備作動機器の確認 非常用炉心冷却設備作動機器の確認 加加給水ボンプ「停止」確認 原子炉粘納容器隔離人(T信号)「発信」確認 高圧注入ボンプ「起動」確認 原子炉粘納容器機低水ボンプ「起動」確認 原子炉粘納容器機低水信号)「発信」確認 高子炉粘納容器機低水ボンプ「起動」確認 原子炉粘納容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水信号)「発信」確認 原子炉粘納容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 原子炉粘約容器機低水電器 非常用少心有規設備能的(信号)「発信」確認 和助給水ボンプ性口流量調節弁「潤整開」 一次治却材ポンプ對水電器 非常用。 非常常 非常用。 非常用。 非常用。 非常用。 非常用。 非常用。 非常用。 非常用。 非常 非常 非常 非常 非常 非常 非常 非常 非常 非常	 ・ P 日調整剤貯蔵タンク注入A、Bライン第1 弁「開」 ・ D 日調整剤貯蔵タンク注入A、Bライン第2 并「開」 ・ D 日調整剤貯蔵タンク注入A、Bライン第2 并「開」 	素除去薬品タンク注入A、Bライン 心冷却設備停止条件成立件確認	プレイ	ECCS 作動信号リセット(N), (B) 「リセット」 所内電源受雷状況確認
キャース	事政直後の操作および事象 の判別 1 次冷却材喪失			低溫配管再循環	1次冷却材喪失
效非基準報	照子室売却材廣失(大廠所、外 部電源度大) 「原因」 原子母の出力運転中に原子母音 超村圧力パウンダリを構成する 融管あるいはこれに付随する機 部の破損等により、1次治却材 が系外に満失し、炉心の冷却能 力が低下する。				

	備考		l														1												
理(2/12)る操作を現場で実施	手順書要求 操作場所		中央制御室													and the second se	甲央制御室												
表2 設計基準事故及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (2/12) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施: 手順書で要求されている操作を現場で実施	事故対応中の主な操作項目	 必要補機復旧 ・使用済燃料ビット冷却器補機冷却水入口弁「開」 ・使用済燃料ビット冷却器補機冷却水出口弁「開」 ・使用済燃料ビットボンプ「入」 ・使用済燃料ビットボンプ「入」 ・予備側使用済燃料ビット冷却器補機冷却水入口弁「開」 	高温再循環切替 ・余熱除去冷却器出口 C/V 内側連絡弁「閉」 ・A. C. ループ高温側低圧注入ライン止め弁「開」 ・高圧注入ポンプ出口C/V 内側連絡弁「閉」 ・高温価高圧注入A. B ライン止め弁「開」 運転操作手順書に基づき高温再循環による冷却継続	原子炉トリップ確認	タービントリップおよび発電機トリップ確認	非常用炉心冷却設備作動信号「発信」確認 所內電源及75外部電源受電状況確認(非常用炉心冷却設備作動時)	・ディーゼル発電機自動起動確認	非常用炉心冷却設備作動機器の確認	1 次治却材ポンプ 停止 確認	Pero Lat.	原子炉格網容器隔離A(T信号)「発信」確認 素動補助絵水ポンプおよびタービン動補助絵水ポンプ「起動」確認	余熱除去ポンプ「起動」確認	原子炉補機冷却水ポンプ「起動」確認	原子炉補機冷却海水ポンプ「起動」確認	原子炉格納容器換気系隔離(V信号)「発信」確認		中央制御室換気系隔離(M信号)「発信」確認	格納容器スプレイ作動信号「発信」確認	- 原ナ伊裕谷裕隔睢B(P信考)「免信」 確認 - 中部 ロビン 込われ進やよび見ふたが悪にやっ グル44 ぬむ	井吊川沢心石辺成間辻小売風およい賞圧は八米作期帷診 抽冊公表法書違た強認	magnary weather write book	1 次治却材ポンプ封水注入確認	1 次冷却材温度確認	格納容器内での1次沿却材漏えい確認	非常用炉心冷却設備作動後状況確認	主蒸気逃がし弁による除熱	・主蒸気逃がし弁制御「HAND・全開」	・ 補助術水ボンプ田口流魚調用来「調整開」 ・ タービン動補助絵水ポンプ駆動蒸気入口弁A B 「閉ロック」	よう素除去薬品注入の停止およびp H 調整剤注入 ・よう素除去薬品タンク注入A, B ライン止めヂ「閉ロック」
表2 設計基準 手順書で要求されてい?	事象ベース	1 次冷却材喪失 (つづき)	高温配管再循環	事故直後の操作および事象	の判別																				1 次冷却材喪失				
	設計基準事故	原子炉冷地材度失(大破断、外 部電源喪失)(つづき)		原子炉冷却材喪失(小破断)		【原因】 原子炉の出力運転中に原子炉冷	却材圧力バウンダリを構成する	配置あるいはこれに付随する機	44~4421月4日~~~10月1日4月	ケが低下する.																			

備考	緊急性を要しない操作のため対象外											I																	Ĩ			
手順書要求 操作場所	現場 A/B10.3m											中央制御室																	中央制御室			
事故対応中の主な操作項目	調整剤貯蔵タンク注入A、Bライン第1 弁「閉」 調整剤貯蔵タンク注入A、Bライン第2 弁「閉」	 よう素除去薬品タンク注入A, Bライン止め弁後弁「閉」 非常用炉心冷却設備停止条件成立性確認 	低温再循環切替及びC/V スプレイ再循環切替 ・低温再循環自動切替信号許可(A),(B)[作動]	・高圧注入ポンプ封水注入ライン止め弁「開」 + ナーノ コン・ディアロ	・光てんホンフィ頃」 ・制御用空気Cヘッダ供給弁「閉」	BCCS 作動信号リセット(A), (B)「リセット」	所内電源受電状況確認 ・ディーゼル発電機「停止」	必要補機復旧	・使用済燃料ビット冷却器補機冷却水入口弁「開」 毎日法体約ビット、な村町時候金村メルロキ「開」	・ 民用資源やヒット伝導釜曲後伝導水山口弁「周」 ・ 使用済燃料ビットポンプ「人」	・予備側使用済然料ビット冷却器補機冷却水入口弁「開」	蒸気発生器への給水切替(補助給水→主給水) ・ + ****相陥(ロΛ N11、 閉)	・主治なの時、日ムバリ・四」・主治なバイバス制御「日AND・閉」	・主給水隔離弁「開」	・M/ノレトwFmm#・1和セック」・電動主給水ボンプ出口流量銅鋼「HAND・全開」	「電動主治水ボンプ操作器「入」	・蒸気発生器水張制御「HAND・調整開」	・ 曲助絵水 <i>ホンフ</i> 出口流電調郎乎「主闭」 ・ 蒸気落生哭水電掴御「 V IT T O」	8 王命小亚同時 - AOIO 補助給水ポンプ「切」	・タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A, B「自動」	高温円増原切容 ・全数除去冷却器出口 C/V 内側連絡弁「閉」	・A, C ループ高温側低圧注入ライン止め弁「開」	・高圧注人ポンプ出口C/V内蝕連絡弁「閉」 ・高温価値圧注 YV-Bライン止め非「開」	運転操作手順書に基づき高温再循環による冷却継続	原子炉トリップ確認	タービントリップおよび発電機トリップ確認	所内電源及び外部電源受電状況確認	1次冷却材温度確認	■ 電動補助能水ホンプおよびタービン動補助給水ホンプ目動起動確認 ・ 補助給水ポンプ出口流量調節弁「調整開」	アン豊	主給水制御弁、主給水バイパス制御弁閉止確認	制砷择砷人状態確認 加圧器水位制御系確認
事象ベース	1 次冷却材喪失 (つづき)		低温配管再循環	1 次冷却材喪失																time and date and date of the second	向温虹官件馆乘				事故直後の操作および事象	の判別		原子炉トリップ処置				
設計基準事故	原子炉冷却材喪失(小破断)(つ づき)																								原子炉冷却材流量の喪失		[原因]	原子炉の出力運転中に、1次冷 加せの迷鼻が、空後出土時の途	APP V2000年か、生年日7月142200 量から自然循環流量にまで大幅	に減少する。		

	備考	1	1	1
理(4/12) る操作を現場で実施	手順書要求操作場所	中央制御室 「表3 ブラント停止 時の運転幾作」参照		中央制御室
表2 設計基準事故及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理(4/12) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施: 手順書で要求されている操作を現場で実施	事故対応中の主な操作項目	加圧器圧力制御系確認 蒸気発生器水位確認 所内電源及び外部電源受電状況確認 テレビンバイバス新モード選択「Tavg制御」→「主蒸気タイライ ・サービンバイバス非モード選択「Tavg制御」→「主蒸気タイライ ・ガン」 ・主人気タイライン圧力調整 素気発生器水振制御「HAND・全開」 ・進動主給水ポンプ出口流量制御「HAND・全開」 ・進動主給水ポンプ出口流量制御「HAND・全開」 ・通動主給水ポンプ出口流量調節介「全開」 ・一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」と同様	原子炉トリップ確認 タービントリップ結認 非常用炉心冷却設備作動信号「発信」確認 所内電源および外常電源の受電状況確認(非常用炉心冷却設備作動時) ・ディーゼル発電機自動起動、受電確認 非常用炉心冷却設備作動機器確認 1次冷却材ポンプ停止確認 主給水隔離作動確認 原子炉格納容器隔離A(T(信号)作動確認 原子炉格納容器隔離A(T(信号)作動確認 高圧注入ポンプ「起動」確認
	オーン考走	原子炉 トリップ処置 (つろき)	事故直後の操作および事象 の判別 原子炉トリップ処置	事故直後の操作および事象 の判別
	設計基準事故	原子炉冷地材流量の喪失(つろき)	原子炉冷却材ポンプの軸固着 【原因】 原子炉の出力運転中に、1次冷 却材を駆動するポンプの回転軸 が固着し、1次冷却材の流量が 急激に減少する。	主給水管破断(外部電源喪失) 【原因】 原子炉の出力運転中に、給水系 配管に破断が生じ、2次治却材 が喪失し、原子炉の冷却能力が 低下する。

備考	
手順書要求 趨化場所	中心
事故対応中の主な操作項目	全熱原去ボンブ「起動」確認 原子伊術酸心却赤水江ンブ「起動」確認 原子伊術酸心却赤水江ンブ「起動」確認 本 所子伊術酸心與赤水江ンブ「起動」確認 各 所子伊術酸心與市水江ンブ」起動」確認 本 時間理究長式隔離(LM信号)「客信」確認 中央制制定委任審機長、「一、 前期用空気に溶酸 L分子的「常信」確認 主蒸気ライン隔離信号「発信」確認 主蒸気ライン隔離信号「発信」確認 主蒸気がし弁問止流量調節す「調整開」 1、次治與村北シブ封水注入施設者」「第信」確認 主蒸気がし弁問止流量調節す「調整開」 1、次治與村北シブ封水注入確認 主蒸気がし弁問止確認 主蒸気液生活の「非常の 酸損蒸気発生器の市動於水病不用印。」 、 1、次治理科北シブ封水江(承認 主蒸気液生器の主新の所能子」(N、(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の市動於水ボンブ用可能最高 主蒸気発生器の主蒸気パイパス(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の主蒸気パイパス(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の主蒸気パイパス(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の主蒸気パイパス(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の主蒸気パイパス(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の主蒸気パイパス(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の主蒸気パイパス(B)「閉」 一、酸損蒸気発生器の主添水が同事「閉」確認 一、酸損蒸気発生器の主添水時解非「閉」確認 一、酸損蒸気発生器の主添水時解非「閉」確認 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」「酸認 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「閉」確認 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「閉」確認 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 一、酸損蒸気発生器のごレーダウン」の「別」 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」」 1、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 1、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 一、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 1、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 1、酸損蒸気発生器のごローダウン」の「別」 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
事象ベース	事故直後の操作および事象 の判別 (つづき) 2 次治規材喪失
設計基準事故	112部水管破断(外部電源喪失) (つづき)

備考	
●1本IFで、九二、小二 手順書要求 描ん世正	中
・丁原言に安かられている)球目でエス回回主に天地 しまた地 しょ丁原言に安かられている)がいる)球目で25%に大地 事象ペース 事故対応中の主な操作項目 手順書要求 場体地話	非常用担心活动設備性動信号リモット ・ E CCS 作動信号リモット(A)、(B)「リセット」 ・ 原子伊格納客器隔離へ(T信労)リセット(A)、(B)「リセット」 ・ 原子伊格納客器隔離へ(T信労)リセット(A)、(B)「リセット」 ・ 6 - 6 - 7 (1)((A)(B)「リセット」 ・ 6 - 6 - 7 (1)((A)(B)) ・ 前御田空気原子伊格納容器的低途子「開」 ・ 前御田空気原子伊格納容器的低途子「開」 非常用担心活动設備や止る子供給非「開」 非常用担心活动設備や止る子供給非「開」 非常用担心活动設備や止る子供給和などの確心 非常用担心活动設備や止る子(1) ・ 2 - 7 (1)((保止可能と判断した場合) 素素用担心治却設備や止 非常用担心活动設備や止る子(1) ・ 2 - 7 (1)((保止可能と判断した場合) 素素用担心治理能得(1) ・ 2 - 7 (1)((保止可能と判断した場合) 素素(A)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)
ままくした。	2 次冷却材度失 (つづき)
設計基準事故	1.絵水管破断(外部電源喪失) (5.込き) (5.1)

	備考	1	代替措置により実施可能のため対象外	1			1	1	j.	財産保護のための操作のため対象外
5理(7/12) ら操作を現場で実施	手順書要求 操作場所	中央制御室	現場 A/B10.3m 中央制御室	中央制御室	「麦3 プラント停止 時の運転操作」参照				中央制御室	中央制御室 現場
表2 設計基準事故及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (7/12) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施: 手順書で要求されている操作を現場で実施	事故対応中の主な操作項目	 1次治却村ほう素濃度の確認および畿裕 中性子源領域ブロック解除の確認 ・中性子東記録計切替「出力領域」→「中性子源領域」 ・中性子原語・降圧 ・加圧器後備ヒータ「切ロック」 ・主蒸気逃がし弁制御「HAND・調整開」 ・補助給水ボンブ出口流量調筋弁「調整開」 	加圧器補助スプレイ弁を使用する場合 ・加圧器補助スプレイ弁電源「入」 ・加圧器補助スプレイ弁を間欠「開」	加圧器逃し弁を使用する場合 ・加圧器逃し弁を間欠「開」	運転操作手順書に基づき冷温停止		「2 次冷却系の異常な滅圧」と同様	「原子炉冷地材喪失(小破断)」と同様	排気筒ガスモニタ指示確認 ・格納容器給気ファンおよび排気ファン「切」 「建気筒ガスエニタ計数率点」インターロック化動確認	
麦2 設計基準 手順書で要求されている	とーシ後隼	2 次冷地材喪失(つづき)			3 12	事故直後の操作および事象 の判別	2次治却材喪失	事故直後の操作および事象 の判別 1 次治却材喪失 低温配管再循環 1 次治却材喪失 高温配管再循環	プロセスモニタ放射線レベ ル上昇(排気筒ガスモニタ)	
	設計基準事故	主給水管破断(外部電源喪失) (つづき)				主蒸気管破断	【原因】 原子炉の高温停止時に、2次治 却系の破断等により、1次治却 材の温度が低下し、反応度が添 加される。	制御棒飛び出し 「原因】 原子炉が臨界又は臨界近傍にあ るときに、制御棒駆動系あるい は圧力ハウジングの破損等によ り制御棒クラスタ1本が炉心外 に飛び出し、急激な反応度の添	加及び出力分布変化を生ずる。 放射性気体廃棄物処理施設の破 損	【原因】 気体廃棄物処理設備の一部が破 損し、ここに貯留されていた気 体状の放射性物質が環境に放出 される。

備考								1												抽出対象
手順書要求 操作場所								中央制御室												現場 R/B 36.3m 抽t
事故対応中の主な操作項目	原子存トリップ確認 タービントリップおよび発電機トリップ確認 非常用炉心冷却設備作動信号「発信」確認	所内電源および外部電源の受電状況確認(非常用炉心冷却設備作動時) ・ディーゼル発電機自動起動、受電確認 非常用炉心冷却設備作動機器の確認	1次治却材ポンプ「停止」確認 主給水隔離作動確認	後納容器隔離A(功給水ポンプお♪	向止注へ자ンノー医野」確認 余熱除去ポンプ「起動」確認	原子炉補機冷却水ボンプ「起動」確認	原子炉補機冷却海水ポンプ「起動」確認	格納容器換気系隔離(V「信号)「発信」確認	制御用空気圧縮機「起動」確認	中央制御室換気系隔離(M信号)「発信」確認	非常用炉心冷却設備注水流量および蓋圧注入系作動確認	補助給水流量確立確認 一緒時鈴水ボンプ用口等書調傍ഹ「調軟開」	曲約64.323シンカ出日00年11月11日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1	主蒸気逃がし弁制御系による除熟確認	• 土茶风逃과し开神碑议无匪奚曳 • 本本抽样酒 南沙河	1. K/印 24内 油皮 推动。 蒸気 発牛 器伝熱 管の 漏え い確認	放射線監視設備インターロック作動確認および復水器隔離確認	破損蒸気発生器の特定	破損蒸気発生器の隔離 20-4世老/2844-000-2-25-24(10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	• 被損蒸み選生益の主蒸 M層離 #(A), (D) (相) 破損蒸気発生器の主蒸気隔離弁「手動増締め」
オーン考生	事故直後の操作および事象 の判別							0									蒸気発生器伝熱管破損			
設計基準事故	蒸気発生器伝熱管破損(外部電 筋膚失)	【原因】 原子炉の出力運転中に、蒸気発 生器の伝熱管が破損し、2次冷	胡系を介して1次沿却村が原子 炉格納容器外に放出される。																	

	備考	1
里 (9/12) 5操作を現場で実施	手順書要求 操作場所	中央創御室
設計基準事故及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理 (9/12) されている操作を中央制御室で実施 (ま):手順書で要求されている操作を現場で実施	事故対応中の主な操作項目	 破損蒸気発生器の指摘に、(B)「閉」 破損蒸気発生器の主蒸気バイバス隔離弁(A)、(B)「閉」 破損蒸気発生器の主蒸気バイバス隔離弁(A)、(B)「閉」 破損蒸気発生器の主蒸気がイバス隔離弁(B) 破損蒸気発生器の主蒸気が、ブス隔離弁(B) 破損蒸気発生器の主約(A) 破損蒸気発生器の主約(A) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4)
表2 設計基準事故及びプラント停止 : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施	事象ベース	蒸気発生器広熱管蔵損(つうき)
	設計基準事故	蒸気発生器伝熱管破損(外部電 源喪失)(つづき)

備考	Ĩ
手順書要求 棒件場所	中央制御室
事故対応中の主な操作項目	 先てんラインの復旧 高圧注入ボンプ封水注入ライン止め弁「開」確認 売てんラインが建物師「日AND・閉」 売てんラインごとが外側に確弁「開」 売てんラインごと/V外側に確弁「開」 デてんラインごくV外側に確弁「開」 デてんラインごくV外側に確排す「開」 デたんラインごくV外側に確排す「開」 1次冷却材ポンプ封水戻りオリフィスパパス弁「開ロック」 1次冷却材ポンプ封水戻りオリフィスパパス弁「開ロック」 1次冷却材ポンプ封水戻りテリフィスパパス弁「開ロック」 第次治却材ポンプ封水戻りテリフィスパパス弁「開ロック」 第次治却材ポンプ封水戻りティリフィスパパス弁「開ロック」 第次治却材ポンプ封水戻りティリフィスパパス弁「開ロック」 第次治却材ポンプ封水戻りティリフィスパパス弁「開」 第二次治却材ポンプ封水注入ラインにめ弁「閉」 1次治却材ポンプ封水注入ラインにめ許「閉」 1次治却材ポンプ封水注入ラインにの許「問」 1次治却状ポンプ封水注入ディン」 第二次治却状ポンプ封水注入方インにの許「問」 第二次治却決測が正確相解「「AUTO」 非出ライン第1止め弁「開」 非出ライン第2止め弁「開」 抽出ライン第2止め弁「開」 抽出ライン第1止の4 1、抽出ライン第1止の4 1、日に広力和御師「AUTO」 1、日に大力和御師「AUTO」 1、日に大力和御師「AUTO」 1、日に大力和御師「AUTO」 1、日に大力御師「AUTO」 1、日に大力和御師「AUTO」 1、日に大力和御師「AUTO」 1、たんポンプ人口感日和節「「AUTO」 1、たんポンプ人口第1」にかす「開」 1、日にて人口第1個人の4 1、日にて人内側御「AUTO」 1、日に大力和前御「「AUTO」 1、日に大力和前御「「AUTO」 1、日に大力和前御師「AUTO」 1、日に大力和前御師「AUTO」 1、たんポンプ人口感日和節「AUTO」 1、たんポンプ人口第二人前」 1、たんポンプ人口第二人前」 1、たんポンプ人口幣」「和して」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「第一人口幣」 1、たんポップ人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポック人口幣」「AUTO」 1、たんポック人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポンプ人口幣」「AUTO」 1、たんポッグ人口幣」「AUTO」 1、たいプレンドの第一人一下の 1、たんポッグ人口幣」「AUTO」 1、たんポッグ人口幣」「AUTO」 1、たんポッグ人口幣」「AUTO」 1、たんポッグ人口幣」「第一人」 1、たいプレンドの 1、たんポッグ人口幣」「AUTO」 1、たいパンジェンジェンディンボン「AUTO」 1、たいパンジェンジェンディ 1、たいパンジェンディンボンディンボングロット(10) 1、たいパンジェンディングロット(10) 1、たいパンジェンディンブへ口幣」「AUTO」 1、たいパンジェンブ 1、たいパンジェンブ 1、たいパンジェンブ 1、たいパンジェンブ 1、たいパンジェンブ
事象ベース	勝気発生器伝熱管蔵損 (つう き)
設計基準事故	蒸気発生器伝熱管破損(外部電 競喪失)(う ひき)

	備考	Ĩ	緊急性を要しない操作のため対象外
理 (11/12) る操作を現場で実施	手順書要求 操作場所	中央制御室	現場 T/B 2.8m T/B 10.3m T/B 17.8m R/B 17.8m R/B 17.8m R/B 2.3m
表2 設計基準事故及びプラント停止・冷却に対する主要操作の整理(11/12) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施: 手順書で要求されている操作を現場で実施	事故対応中の主な操作項目	汚染拡大防止処置(中央制御室操作) ・蒸気発生器細管漏えい時汚染拡大防止一括隔離「隔離」 ・SGブロー復水クーラ冷却水ブロー弁「閉」 ・SGブロー復水クーラ冷却水ブロー弁「閉」 ・SGブロー酸塩用循環ボンブ「切ロック」 ・補助ボイラー「起動」 ・活う酸回収装置「停止」 ・洗浴痰水蒸発置「停止」 ・洗浴酸水蒸発置「停止」 ・洗用タービングランド蒸気元弁「閉」 ・アンモニア注入装置「停止」 ・アンモニア注入装置「停止」	 海敏北大防止処置(現場種作) 彼水器スビルオーバ水位制御弁前弁「閉」 ステームコンバータ加熱蒸気1次圧力制御弁前弁「閉」 ステームコンバータ加熱蒸気1次圧力制御弁前弁「閉」 ステームコンバータ加熱蒸気1次に力制御弁前弁「閉」 オテンド蒸気加助洗気1水にが開創 デランド蒸気1次に力制御手用 デランド蒸気1次にが開創 デランド蒸気1水にが削御作「閉」 デランド蒸気3、1次にが卵(1) デローダウン水管管理用器側A、B、Cラインサンブル止め非「閉」 デローダウン水管管理用器側A、B、Cラインサンブル止め非「閉」 デローダウン水酸を出る ボオンクロマトグラフ補助健屋サンブドレン弁「開」 高圧浴水クリーンアップサンブル水気3 1、1、1、2、2、2、2、2、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1
表2 設計基準 手順書で要求されている	事象ベース	蒸気発生器伝熱管酸損 (つう き)	
	設計基準事故	蒸気発生器伝熱管破損 (外部電 源喪失) (つづき)	

備考	緊急性を要しない操作のため対象外	1		代替措置により実施可能のため対象外					1						I			緊急性を要しない操作のため対象外		「緊急性を要しない操作のため対象外							1		
手順書要求 操作場所	現場 T/R 10 3m	中办制御室	and takens and t	現場 A/B 10.3m 中央制御室				and the state of the state	中央制御室				「表3 プラント停止 時の運転操作」参照	والمحادثة والمحادثة والمحادثة	十大制御室			現場 R/B 24.8m	中央制御室	現場 A/B 10.3m		中市街街站	王子周朝王						
事故対応中の主な操作項目	汚染拡大防止処置(現場操作)(つづき) ・酸塩修出口母管サンプリングラック入口傘「閉」	所内電源および外部電源の受電状況の確認	1次治却村ほう素濃度の確認および濃縮	1 次冷却系圧力および破損蒸気発生器圧力調整 加圧器補助スプレイ弁を使用する場合 ・加圧器補助スプレイ弁電源「入」 ・加圧器補助スプレイ弁を間欠「開」	加圧器逃し弁を使用する場合 ・加圧器兆し弁を開た「開」	・加圧器後備ヒータ「入」	中性子源領域ブロック解除の確認 ・中性子東記録計切替「出力領域」→「中性子源領域」	健全蒸気発生器水位確認 ・健全蒸気発生器の補助給水ボンブ出口流量調節弁「調整開」	冷温停止に向けての1次冷却采冷却 ・峰や茶気落先界の主茶気速が1 本創創「調味間」	- 195 年が8 AV 511 - 1947~11:38 AV29.41、レイト11919年 (1941年5月11) - 21 新林橋(在11	や受相感度は ・使用済然料ビット冷却器補機冷却水入口弁「開」 ・使用済然料ビット冷却器補機冷却水出口弁「開」 ・使用済然料ビットポンプ「入」	・丁福期使用資源科ビット信却希相機信却承入口开一閉」	運転操作手順書に基づき冷温停止	使用済燃料ビットエリアモニタ、事故状況確認	排気筒ガスモニタ指示確認	・格納容器給気ファンおよび排気ファン「切」	「排気筒ガスモニタ計数率高」インターロック作動	燃料移送管仕切弃「閉」	燃料取扱棟隔離ダンパ「閉」	燃料取扱棟事故時排気ライン隔離ダンパ電源「入」	アニュラス圧力制御「HAND・閉」	アニュラス空気浄化ファン起動・・アー・ヨュから後後のパントで	・ノーユノベビスdfTLノノノーハー・燃料取扱棟事故時排気ライン隔離ダンパ「開」	 アニュラス空気浄化フィルタ用電気と一タ「入」 			「原子炉冷却材喪失」と同様		
事象ベース	蒸気発生器伝熱管破損(つづ き)	Ĩ												「使用済燃料ビットエリア モニタ線量当量率高」警報処 置	プロセスモニタ放射線レベ	ル上昇(排気筒ガスモニタ)									事象直後の操作および事象 の判別	√→刊/01 1 から却は凾生	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1次冷却材率失	1.以旧母归民人 古当即做王辞典
設計基準事故	蒸気発生器伝熱管破損(外部電 脳車生)(つびま)													燃料集合体の落下 【原因】	原子炉の燃料交換時に、何らか	の理由によって燃料集合体が落	下して破損し、放射性物質が環	境に放出される。							可燃性ガスの発生				

表3 プラント停止時の運転操作 (1/11) :手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 (1/11)

備考	I	財産保護のための操作のため 対象外	L	財産保護のための操作のため 対象外	I	財産保護のための操作のため 対象外	I	財産保護のための操作のため 対象外			Ĺ		財産保護のための操作のため 対象外	Ţ		財産保護のための操作のため 対象外		1	
手順書要求機作場所	中央制御室	中央制御室 現場 T/B2.8m ほか	中央制御室	中央制御室 現場 T/B2.8m ほか	中央制御室	現場 A/B 17.8m	中央制御室	中央制御室 現場 A/B 17.8m (まか)			中央制御室		現場 1/8 10.3m	中山山	工人的理由	現場 T/B 24.3m		中央制御室	
操作項目	補助蒸気切替・補助ボイラー「起動」	・スチームコンパータ「停止」	高 D H → A V T 運転切替 ・復水脱塩装置バイバス運転→通水運転切替 ・復水器非常用水位制御設定値変更 ・復水器常用水位制御「H A N D ・閉」	タービン設備準備 ・SGプロー熱回収フラッシュタンク復水器回収	VCTカバーガス切替(H2 → N2) ・体積制額タンク窒素供給ライン圧力制御設定値調整	 体積制額タンク窒素供給介「閉」 体積制額タンク水素供給介(閉) 	 体積制額タンク窒素供給ライン圧力制御設定値調整 体積制額タンク水素供給ライン圧力制御設定値調整 	VCTガス脳挽(水素 → 霊素)	加圧器ミキシング ・加圧器圧力制制モード選択「ミキシング」	発電機負荷除下開始 ・ALR目標負荷設定変更 ・AIRA並が小薬部定が更	・ALR利約モード選択「ALR使用」 ・ALRプログラム運転「ALR起動」	・制御棒位置およびR C S ほう茶濃度調整 発電機負荷 7 5%(6 8 4 Mr) ・彼水脱塩塔 1 塔目「停止」 ・1. P D T 堂用水位制御「H A N D・閉」	・LPDT常用水位制御弁後弁「閉」	・LPDT常用水位制網「AUTO」 ※##44者のの14日の100	光電磁発行の うしがは うりかが) ・MSDT常用水位制鋼「HAND・閉」	• MSDT常用水位制御弁後弁「閉」	・MSDT常用水位制御「AUTO」	発電機負荷 4 0 %(約 3 6 5 MW) ・H P H - 6 常用水位制御弁後弁系統切替「閉」 ・1 st M S R D T 常用水位制御弁後弁系統切替「閉」 ・2 ndM S R D T 常用水位制御弁後弁系統切替「閉」	発電機負荷35%(約319MW) ・「P-8以下1ループRCS流量低原子炉トリッププロック」 点灯確認
分類	負荷降下前準備									負荷降下		-							

Martania Martania Antonia Antonia Antonia Retrick (rd : 0 = 0.4.0.00.5.7.4.00.00.4.1.0.00.4.	備考	I	財産保護のための操作のため 対象外	Ĩ	財産保護のための操作のため	
 (LR際外」 (LR際外」 (二R酸酒首日AN) (周萄百日AN) (1R成面」 (1R成面」 (1R成面」 (1R成動」 (1R成型」 (118) (110) (110) (1110) (1110)<!--</th--><th>手順書要求 操作場所</th><th>中央調鐘室</th><th>現場 R/B 31. Im</th><th>中央制御室</th><th>現場 T/B 10.3m</th><th>現場 1/8 24.3m 中央制御室</th>	手順書要求 操作場所	中央調鐘室	現場 R/B 31. Im	中央制御室	現場 T/B 10.3m	現場 1/8 24.3m 中央制御室
	操作项目	 (L R 除外」 (L R 除外」 (D R 使 中」) (D R 使 中」) (L R 使 用」) (L R 使 用」) (L R 使 用」) (L R 使 助」) (D N D · S V」) (D N D · S V」) (D N D · S V」) (D P · S V」) (E R 深 中」) (D P · S V」) (D P · S V) (D P · S V)	• 主給水制帥弁道升 「閉」	脱気器再循環ポンプ起動その他・脱気器再循環ポンプ「入」		

補考		Ĩ			財産保護のための操作のため 対象外		1			財産保護のための操作のため 対象外					Ĩ
・ 1 185日 くみからなくとう シエトロンシット トレー	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中央制御室		現場 EL/B 17.8m	現場 T/B 17.8m	現場 1/B24.3m	中央制御室	現場 T/B 2.8m	現場 T/B 24.8m	現場 T/B 2.8m	現場 T/B 24.8m	現場 T/B. 2. 8m 項格 T/D - 0 0	2568 1/10 2.0m		中央制御室
	発電機負荷10%(約91Mm) ・「P-13以下タービン出力低原子炉トリッププロック」 点灯確認 発電機負荷5%(約46MW) ・ALR制御モード選択「ALR除外」 原子炉出力8%	 ・1P-7以下原子中タービン出力低原子中トリッププロック」点灯確認 発電機解列操作 ・後本ポンプ出口プロー弁「調整開」 ・後本ポンプ出口プローチ「調整開」 ・10-ドリミック閉度調節及びAVR電圧調節にて発電機負荷調整 ・10-ドリミック閉度調節及びAVR電圧調節にて発電機負荷調整 ・10-ドリミック閉度調節及びAVR電圧調節にて原子炉出力調整 ・3「切」 ・3 「切」 ・3 「切」 	発電機解列後操作 ・AVRモード選択「界磁一定制御」 ・AVR電圧調節「減」操作、「設定値下限」点灯 ・41E「切」	・界磁運断器「断路」	・励破機のスペースセーク用電源「人」 ・主蒸気止め弁高圧ステムリークプロー弁(RH側、LH側) 「開」 ・主蒸気止め弁高圧ステムリーク弁(RH側、LH側) 「閉」	・低圧クリーンアッププロー元弁A , B「開」	・低圧クリーンアップ循環弁「調整開」	脱気器降水管希ヒドラジン注入 ・軸受冷却水ボンブ吸入管ヒドラジン注入弁「閉」 ・ヒドラジン注入ポンプ出口連絡弁A「開」 ・脱気器降水管ヒドラジン注入弁A 「開」	・脱気器降水管薬液注入(N2H4) 弁 「開」	 、濃ヒドラジン注入ボンプ「入」 ・濃ヒドラジン注入ボンプストローク調整 ・濃ヒドラジン注入ボンプストローク調整 ・濃ヒドラジン注入ボンプストローク調整 ・濃ヒドラジン注入ボンプ出口連絡弁A [閉] ・脱気器降水管ヒドラジン注入弁A [閉] 		 ・軸受冷却水ボンブ吸入管ヒドラジン注入弁「開」 ・アンモニア注入ボンブストローク制御器「手動」 ・アンモニア注入ボンブストローク調整 ・アンモニア注入ボンブストローク調整 		異常時事故時運転支援システム「停止」	タービン停止操作 ・タービンEH全弁閉「全弁閉」
分類	負荷降下(つづき)	発電機解列機作	発電機解列後操作												タービン停止操作

表3 プラント停止時の運転操作 (4/11) :手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 :手順書で要求されている操作を現場で実施

分類	操作項目	手順書要求 機作場所	備考
タービン停止操作(つづき)	 第1段福分分離加熱器加熱蒸気元弁 「閉」 	現場 T/B 10.3m	財産保護のための操作のため 対象外
	・MSRウォーミングマスタ制御モード選択「手動」 ・ 2 rdMSR加熱蒸気温度制御「HAND・MV」	中央制御室	1
	・第3抽気止め非 「閉」 ・第4抽気止め非 「閉」	現場 1/B 17,8m	財産保護のための操作のため 対象外
加圧器気相パージ	・創御棒挿入(原子炉出力2~3%まで) 加圧器気和パージ準備	a na an	
	・VCT連続バージ実施 ・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「閉」	中央制御至	1
	・サンプル冷却器下流減圧棒 「閉」 ・サンプル冷却器下流減圧棒出口止め弁 「閉」 ・加圧器気相能パージライン絞り弁「開」 ・4、-4、金袖mmakで、ディングリ弁「開」	現場 試料採取室	財産保護のための機作のため 対象外
	・サンノル市理研園シノノルシートへはサー語」 ・加圧器気相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「開許可」	中央制御室	Ľ.
	・加圧器気相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「開」	現場 試料採取室	甲字目離のするの
	加圧器気相パージ開始 ・サンプル冷却器下流減圧棒「調整開」	中央制御室 現場 試料採取室	N 圧休酸いにann 探IFvican 対象外
タービン停止後操作	補助蒸気切替 ・グランド蒸気1次圧力制御「HAND・閉」	中央制御室	Ĺ.
	・グランド蒸気1次圧力制御弁前弁「閉」	現場 1/8 17.8m	財産保護のための操作のため 対象外
	・非常用タービングランド蒸気元弁「閉」		
	 ·	中央制御室	ji
	タービン設備ドレン切替 ・低圧給水加熱器ドレンタンク常用プロー弁 「開」	現場 T/B 10.3m	財産保護のための操作のため
	・湿分分離器ドレンタンク常用プロー弁 「開」	現場 1/18 24.3m	対象か
	 ・H P H - 6 常用水位制御弁後弁系統切替「ブロー」 ・1 st M S R D T 常用水位制御弁後弁系統切替「ブロー」 ・2 ndM S R D T 常用水位制御弁後弁系統切替「ブロー」 ・ 主蒸気管ドレン系統切替「ブロー」 		
	電動主給水ボンブ起動(T/D→M/D主給水ボンブ切替) ・電動主給水ボンブ出口流量制御「HAND」「閉」		
	・電助王裕水ホンプ「切ロック」 ・電動主給水ポンプ用給水プースタポンプ「入」 ・電動主給水ポンプ「入」 ・雷動主給水ポンプ「人」	中央制御室	1
	SG 給水切替(バイバス→水張り) ・主給水バイバス制御「HAND」 ・蒸気発生器水張制御「調整閉」 ・主給水バイバス制御「調整閉」 ・主給水イバス制御「閉」		<u>.</u>

表3 プラント停止時の運転操作 (5/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 _____: 手順書で要求されている操作を現場で実施

備考	Ĩ.		財産保護のための操作のため 対象外			I,	財産保護のための操作のため 対象外		財産保護のための操作のため 対象外	I.	財産保護のための操作のため	対象外		
手順書要求 操作場所	中央制御室	中央制御室 現場 17/817.8m	現場 T/B 10.3m	現場 R/B 24. 8m	現場 T/B 2.8m	中央制御室	現場 T/B 2.8m	中央制御室	現場 1/B 2.8m	中央制御室	現場 1/B 2.8m	中央制御室 現場 T/B 2.8m ほか		中央制御室
操作項目	T/D主給水ポンプ2台目停止(T/D→M/D主給水ポンプ切替) ・タービン動主給水ポンプ速度制御「HAND・MV」、操作出力値調整 ・T/D FWP出口弁「閉」 ・FWPT EH停止&リセット「停止」	ターニング開始確認	サンプリング系統停止・他 ・主蒸気サンプル水手分析弁「閉」 ・直定第6 絵水加熱器出口p H計入口弁「閉」 ・高圧第6 絵水加熱器出口p H計入口弁「閉」 ・脱気器再循環ポンプ出口/鈴水プースタポンプ出口/高圧第6 絵水加熱器出口サンプ ル水溶存酸素濃度計入口弁「用」 ・高圧第6 絵水加熱器出口サンプル水洋存酸素濃度計入口弁「閉」 ・スチームコンパーク器内水サンプル水洋谷作新 「閉」 ・スチームコンパーク器内水サンプル水洋谷作新 「閉」 ・スチームコンパーク素内水、スチームコンパーク発生蒸気 p H計入口弁「閉」 ・活ビス6 絵水加熱器出口電気伝導率計入口非(N」「閉」 ・高圧第6 絵水加熱器出口電気伝導率計入口非(A」)「閉」	・ブローダウン p H 計入口弁 「閉」	・復水回収タンク水位制御弁前弁「閉」	タービン設備補機停止 ・複水脱塩塔3 塔目「停止」 ・複水ブースタボンプ1台目「切」、「切ロック」 ・複水ボンプ1台目「切」、「切ロック」	・軸受冷却水ポンプ出口弁「調整開」	・軸受冷却水ポンプ1台目「切」	・軸受冷却水ポンプ出口弁「開」 ・低圧給水加熱器ドレンポンプ出口弁「閉」	 ・低圧給水加熱器ドレンボンブ「切ロック」 	 ・低圧給水加熱器ドレンボンプシール水入口元糸「閉」 ・油清浄機抽水器入口弁「閉」 	・循環水ボンプ1台目停止	制御用制御棒全挿入	P-6プロック解除(自動復帰)確認 ・NS31B「バイバス」 ・NS32B「バイバス」 ・NS32B「バイバス」 ・SR中性子東高原子炉トリップ設定値未満確認 ・NS32B「ノーマル」 ・がS32B「ノーマル」 ・炉停止時中性子東高警報プロック&リセット(I)「リセット」 ・炉停止時中性子東高警報プロック&リセット(I)「リセット」
分類	タービン停止後操作(つづき)							b					高温停止操作	

	備考	1	財産保護のための操作のため 対象外	I	財産保護のための操作のため 対象外	1	財産保護のための操作のため 対象外	Ţ	財産保護のための操作のため
s理件F(6/11) :手順書で要求されている操作を現場で実施	手順書要求 操作場所	中央制御室	現場 A/B17.8m	中央制御室	現場 試料採取室	中央制御室	現場 就科採取室	中央制御室	現場 A/B17 8m
★ 3 ノフノト怜止時の連転操作 (0/11) : 手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 - - : 手順書で要求	操作项目	 ほう素濃度調整 ・ほう酸ポンプクエンチング水通水、停止 ・ほう酸ポンプ「切」 ・ほう酸ポンプ「切」 ・ほう酸オング速度進択「高速」 ・ほう酸オング運度進択「高速」 ・原う酸オンプ(人) ・原子炉補給水制削「切」 ・原子炉補給水制削「切」 ・原う酸社人弁「開」 ・原う酸社人弁「開」 ・ほう酸オンプ「切」 ・ほう酸オンプ「切」 ・ほう酸オンプ「切」 ・ほう酸オンプが電報(低速) ・ほう酸オンプが重要(低速) ・ほう酸オンプが取 ・ほう酸オンプレン ・ほう酸ポンプ(人) ・ほう酸ポンプ「人」 ・ほう酸ポンプ「人」 	・緊急はう酸注入ライン洗浄弁「調整開」、「閉」	 ほう素濃度設定変更 原子炉補給水制御「人」 	加圧器気相部パージ停止 ・サンプル冷却器下流滅圧棒「閉」 ・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「閉」 ・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「開」 ・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「開」 ・サンプル冷却器下流滅圧棒「潤整開」 ・サンプル冷却器下流滅圧棒「閉」 ・サンプル冷却器下流滅圧棒[閉] ・サンプル冷却器下流滅圧棒[閉] ・サンプル冷却器下流滅圧棒[閉] ・カンズル冷却器下流滅圧棒[開] ・カンズル冷却器下流滅圧棒[開] ・カンズル冷却器下流滅圧棒[開]	・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「閉」	 サンプル冷却器曲サンプルフード入口弁「閉」 *** ***<td>Primerr - Arvarenesse 冷却材陽イオン脱塩塔通水流量の増加 ・冷却材陽イオンデミ連続通水流量調節弁「全閉」</td><td>・冷却材陽イオン脱塩塔入口弁「開」</td>	Primerr - Arvarenesse 冷却材陽イオン脱塩塔通水流量の増加 ・冷却材陽イオンデミ連続通水流量調節弁「全閉」	・冷却材陽イオン脱塩塔入口弁「開」
	分類	商温停止機存(ろんき)						陽イオンデミ通水	

備考	j	財産保護のための操作のため 対象外		1			
手順書要求 操作場所	中央制御室	現場 A/B17.8m		中央制御室			
機作項目	加圧器ミキシング停止 ・加圧器ニキシング停止 抽出オリフィス1本停止 ・ 充てんライン流量制御「HAND」 ・ 充てんライン流量制御「HAND」 ・ 抽出オリフィス出口C/V均制制設定値調整 ・ 抽出オリフィン非再生クーラ出口圧力制制設定値調整 ・ 拍出ライン非再生クーラ出口圧力制鋼設定値調整	「開墾調査」を行った「調整」というが、「調整」」	 制御用用御奉各バンク引抜(5ステップまで) ·制御棒「引抜」 ·制御棒「引抜」 ·創御棒胡御モード選択[CBB」 ·創御棒胡御モード選択[CBC] ·創御棒胡御モード選択[CBD] ·創御棒周御モード選択[CBD] ·創御棒「引抜」 ·創御棒「引抜」 	加圧器アウトサージ操作、加圧器スプレイ弁開許可 ・加圧器圧力制御「HAND」 ・加圧器圧力制御出力値調整 ・加圧器用 ・加圧器制御ヒータ「入」 ・加圧器スプレイ弁「閉許可」 タービンバイバスオビターロック(A)(B)「バイバス」 サービンバイバスオンターロック(A)(B)「バイバス」 加圧器スプレイ弁副弾操作出力値調整 加圧器太化上昇操作 ・加圧器よどし月機作 ・加圧器よどし月離(1 の工活品前部操作出力値調整 ・加圧器基本でし割離(1 の工に活動音響(1 の工	ECCS 作動プロック ・加圧器 E C C S 作動信号プロック&リセット(1),(II),(II),(IV)「プロック」 ・M S ライン E C C S 作動信号プロック&リセット(1),(III),(III),(IV)「プロック」 Cur 除外 ・Cur 対策盤パイパス「除外」	抽出オリフィス追加 ・抽出ライン非再生クーラ出口温度制御「HAND」、操作出力値調整 ・抽出オリフィス出口C/V内側隔離弁「開」 ・抽出ライン非再生クーラ出口温度制鋼「AUTO」	
分類	1 次冷却系降温、降圧準備			1 次治却乘降温、降压	ECCSブロックおよびCM F除外	抽出オリフィス追加	蓋圧タンク隔離

	備考)]	財産保護のための操作のため 対象外	1	財産保護のための操作のため 対象外	Ţ	財産保護のための操作のため 対象外	I.	財産保護のための操作のため 対象外	1	財産保護のための操作のため 対象外		J		緊急性を要しない操作のため 対象外	1	緊急性を要しない操作のため 対象外
忌操作(8/11) :手順書で要求されている操作を現場で実施	手順書要求 操作場所	中央制御室	循環水ボンブ建屋	中央制御室	循環水ボンブ建屋	中央制御室	循環水ボンブ建屋	中央制御室	循環水ポンプ建屋	中央制御室	循環水ボンブ建屋		中央制御室		現場 A/BI0.3m	中央制御室	現場 A/B10.3m
表3 プラント停止時の運転操作 (8/11) ■:手順書で要求されている操作を中央制御室で実施]:手順書で要オ	操作項目	抽出ラインの冷却 ・非再生クーラ出口温度プログラムモード選択「降温」 ・非再生クーラ出口温度プログラム「入」	原子炉補機冷却液水ボンブ追加起動(2 台→3 台) ・B(A)-原子炉補機冷却液水ボンブ出口舟「微開」	・B(A) -原子炉補機冷却海水ボンプ「入」	・B(A)-原子炉補機冷却液水ボンプ出口弁「開」	原子炉補機冷却水ボンブ追加起動(2 台→3 台) ・B (A) 一原子炉補機冷却水ボンブ「入」 余熱除去冷却器冷却水通水 ・A -余熟除去冷却器補機冷却水出口弁「開」	原子炉補機冷却海水ポンプ追加起動(3台→4台)・ ・D(C) -原子炉補機冷却海水ポンプ出口弁「微開」	・D(C) -原子炉補機冷却潅水ボンプ「入」	・D(C) -原子炉補機冷却液水ボンプ出口弁「開」	原子炉補機冷却水ボンブ追加起動(3台→4台) ・D(C) -原子炉補機冷却水ポンプ「入」 余熟除去冷却器冷却水通水 ・B-余熟除去冷却器補機冷却水出口弁「開」	・B、D(A、C)-原子炉補機浴却液水ボンブ電解液供給元弁「開」 ・B、D(A、C)-原子炉補機冷却液水ボンブ出口ライン液水電解液注入流量調整 ・施水電解装置整流器出力電流調整	低温過加圧防護事前処置 ・高圧注入ボンプ「切ロック」	 1 次治却系温度、圧力保持 ・加圧器スプレイ弁制御操作出力値調整 ・主蒸気タイライン圧力制御操作出力値調整 ▲ - 企塾哈士玉参加ILF 	▲ - #####エ###### ・▲ - 余熱除去ポンプ「切ロック」	・A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁電源投入	 ・A 一余熱除去ポンプRWSP/再稿環サンプ他人口弁「閉」 ・余熟除去AラインC/V外側隔離弁「閉」 ・低圧抽出Aライン弁「閉」 ・低圧抽出Aライン弁「閉」 ・低圧抽出ライン并 ・低圧抽出ラインが建調節操作出力値調整 ・低圧抽出ライン并 ・低圧抽出ラインが ・低圧抽出ライン流量調節操作出力値調整 ・低圧抽出ラインが用」 ・金熟除去ポンプ入口ど> ・A 一余熟除去ポンプ入口どの非「閉」 ・A 一余熟除去ポンプ人口比め非「閉」 ・A 一余熟除去ポンプ人口比心非「閉」 ・A 一余熟除去ポンプ人口比」 ・A 一余熟除去ポンプ「切口ック」 ・B 一余熟除去ポンプ「切口ック」 	・B-余熟除去ポンプ入口C/V肉個隔離弁電源投入
	分粮	抽出ラインの冷却	余熟除去系使用準備									低温過加圧防護事前処置	余熟除去系加任				

	備考	
忌操作(9/11) :手順書で要求されている操作を現場で実施	手順書要求 操作場所	中央朝衛室
表3 プラント停止時の運転操作 (9/11)]:手順書で要求されている操作を中央制御室で実施:手順書で要オ	操作项目	 8) - 余熟症去ポンプRWS P/ 年前親サンプ個人口介「閉」 (金融陸去市 フィンケ「図) (金融陸去市 フィンケ「図) 8) - 余熟地去ポンプ スコンローカ「強動間」 8) - 6 - 余熟地去ポンプ スコンローカ「強動間」 6) - 6 - 6 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5
	分類	余熱除去系加圧 (つづき) 余熱除去系ウォーミング 加圧器気相消滅

表3 プラント停止時の運転操作(10/11) :手順書で要求されている操作を中央制御室で実施 :手順書で要求されている操作を現場で実施

備考	財産保護のための操作のため 対象外	I	財産保護のための操作のため 対象外	1	財産保護のための操作のため 対象外	I		財産保護のための操作のため 対象外	財産保護のための操作のため 対象外		J		
手順書要求 操作場所	現場 試料探取室	中央制御室	現場。試料採取室	中央制御室	現場 試料採取室	中央制御室		現場 A/B 10.3m	現場 A/B 17.8m		中央制御室		
操作項目	加圧器気相パージ停止 ・サンプル冷却器下流滅圧棒「閉」 ・加圧器気相常サンプリングラインC/V 内側隔離弁「閉」	パージライン復旧および邦出し ・加圧器気相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「閉」 ・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「開許可」	・加圧器液相ポサンプリングラインC/V枍伽隔離弁「開」 ・サンプル冷却器下流滅圧棒「調整閉」→「閉」 ・加圧器気相部パージライン絞り糸「閉」 ・サンプル冷却器下流滅圧棒出口止め弁「開」 ・サンプル冷却器下流滅圧棒「調整閉」	・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁「閉」		タービンバイパス弁→分熟除去系負荷切替 ・主蒸気タイライン圧力制御操作出力値調整 ・分熟除去冷却器出口流量調節操作出力値調整 ・復水器スプレイ弁「自動」 ・タービンバイバスインターロック(A)(B)「オフ」	節操作出力値調	蕃圧タンク出口弁電源開放	冷却材混床式脱塩塔2 塔通水 ・冷却材混床式脱塩塔出口弁「開」 ・冷却材混床式脱塩塔入口弁「開」 ・冷却材陽イオン脱塩塔通水流量萩り弁「開」 ・体積制御タンク入口スプレイライン連絡弁「開」	充てんポンプ追加起動(1台→2台) ・充てんポンプ「人」 ・充てんライン流量制御操作出力値調整 ・抽出ライン非再生クーラ出口圧力制御設定値調整	過圧防護モード切替 ・バーミッシブ表示灯「Bー過圧防護設備低圧モード選択可」点灯確認 ・過圧防護設備モード選択(B)「低圧」 ・パーミッシブ表示灯「Aー過圧防護設備低圧モード選択可」点灯確認 ・過圧防護設備モード選択(A)「低圧」	モード5 到達 ・格納容器スプレイポンプ「切ロック」 ・よう素除去素品タンク注入A, B ライン止め弁「閉ロック」 ・格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁「閉ロック」	1 次冷却系温度 80℃到達 ・余熱除去冷却器出口流量調節操作出力値調整 ・体積制御タンク水位制御設定値調整
分類	加圧器気相ページ停止			-	•	タービンバイパス弁→RHR S負荷切替	1 次冷却系降温再開	工安系補機の電源開放	最大浄化流量の確保		過圧防護モード切替	モード5 到達	1 次冷却系温度 80℃到達

備考	0			財産保護のための操作のため	対象外				l	財産保護のための操作のため 対象外
手順書要求 機作場所	中央制御室	現場 R/B33.1m	現場 A/B 10.3m	現場 R/B 33.1m	現場 A/B 10.3m	現場 R/B 36.3m	現場 1/B17.8m		中央制御室	現場 A/B 10.3m
操作項目	主蒸気隔離 ・主蒸気バイパス隔離弁開度調節操作出力値調整 ・主蒸気隔離弁「閉」	 主蒸気隔離弁制御用空気供給弁「閉」 	・主蒸気隔離弁(Aトレン)電源開放 ・主蒸気隔離弁(Bトレン)電源開放	・主蒸気バイパス隔離弁制御用空気供給弁「閉」	・主蒸気バイバス隔離ヂ (A トレン) 電源開放 ・主蒸気バイバス隔離ヂ (B トレン) 電源開放	・主蒸気隔離弁増し締め	・主蒸気サンプリング元弁「閉」	・主蒸気止め弁上流ドレントラップバイパス弁「開」	補助絵水ボンプ特機除外 ・補助絵水隔離弁「閉ロック」 ・タービン動補助給水ボンブ駆動蒸気B, C主蒸気ライン元弁「閉ロック」 ・タービン動補助給水ボンブ駆動蒸気入口弁A, B「閉ロック」 ・タービン動補助給水ボンブ非常用油ボンブ「切ロック」 ・タービン動補助給水ボンブ補助油ボンブ「切ロック」	・電動補助給水ボンプ電源開放
分類	主蒸気隔離								補助給水ボンプ特機除外	

添付資料2

I

I

I

表1 新規制基準適合性に係る審査における必要な現場操作

条文	操作項目	概要
第一条「適用範囲」	対象外	
第二条「定義」	対象外	
第三条「設計基準対象施設の地盤」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	
第四条「地震による損傷の防止」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	
第五条「津波による損傷の防止」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	
第六条「外部からの衝撃による損傷の防止」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	-
第七条「発電用原子炉施設への人の不法な侵 入等の防止」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	<u></u>
第八条「火災による損傷の防止」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	
第九条「溢水による損傷の防止等」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	-
第十条「誤操作防止」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	200 201
第十一条「安全避難通路等」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	
第十二条「安全施設」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	-
第十三条「運転時の異常な過都変化及び設計 基準事故の拡大の防止」	今回申請対象外	-
第十四条「全交流動力電源喪失対策設備」	全交流動力電源喪失時の現場操作	全交流動力電源喪失時に代替非常用発電機 から受電するまでの間、現場にて、2次系強 制冷却のための主蒸気速がし弁操作、代替非 常用発電機からの給電操作、およびディーゼ ル発電機復旧操作を行う。
第十五条「炉心等」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	
第十六条「燃料体等の取扱施設及び貯蔵施 設」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	
第十七条「原子炉冷却材圧力バウンダリ」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	121 121
第十八条「蒸気タービン」	今回申請対象外	
第十九条「非常用炉心冷却設備」	今回申請対象外	-
第二十条「一次冷却材の減少分を補給する設 備」	今回申請対象外	<u></u>
第二十一条「残留熱を除去することができる 設備」	今回申請対象外	-
第二十二条「最終ヒートシンクへ熱を輸送す ることができる設備」	今回申請対象外	
第二十三条「計測制御系統施設」	今回申請対象外	
第二十四条「安全保護回路」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	-
第二十五条「反応度制御系統及び原子炉制御 系統」	今回申請対象外	
第二十六条「原子炉制御室等」	中央制御室外原子炉停止操作	中央制御室において操作が困難な場合、中央 制御室外原子炉停止装置にて、トリップ後の 原子炉を高温停止状態から低温停止状態に 移行させる操作を行う。

条文	操作項目	概要	
第二十七条「放射性廃棄物の処理施設」	今回申請対象外		
第二十八条「放射性廃棄物の貯蔵施設」	今回申請対象外	<u>24</u> 3	
第二十九条「工場等周辺における直接ガンマ 線等からの防護」	今回申請対象外		
第三十条「放射線からの放射線業務従事者の 防護」	今回申請対象外		
第三十一条「監視設備」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	1000 17 (20)	
第三十二条「原子炉格納施設」	今回申請対象外		
第三十三条「保安電源設備」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	<u></u>	
第三十四条「緊急時対策所」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	17.54	
第三十五条「通信連絡設備」	安全施設が安全機能を損なわないために必 要な現場操作なし	_	
第三十六条「補助ボイラー」	今回申請対象外	<u></u>	

参考資料3

制御盤等の設計方針に関する実運用への反映について

運転員の誤操作を防止するため、JEAC 4624「原子力発電所の中央制御室における誤操作防止の 設備設計に関する規程」や社内手順に基づき、盤の配置や識別管理、操作器具等の操作性に留意 するとともに、計器表示及び警報表示により原子炉施設の状態を正確、かつ、迅速に把握できる 設計としている。

現在の設備について、改造等が発生した場合も表1の設計管理プロセスにより、上記の設計内 容が反映されることを適切に管理している。

プロセス	実施内容
設計計画	設計のインプットから妥当性確認までのプロセスの全体像、設計に
	関する責任および権限ならびに設計に関与する関係箇所間のイン
	タフェースを明確にする
設計方針書策定	基本設計とし、仕様、環境条件、品質重要度、工程および設計取合
	い境界等の要求事項を明確にする。
仕様書策定	設計方針書策定段階にて明確化した設計要求事項を受け、調達仕様
	書を作成する。
詳細設計検証	調達先から提出された設計図書の内容が仕様書の調達要求事項を
	満足していることを検証する。
設計の妥当性確認	設備が要求した機能を満足することを試運転、検査等により確認す
	3.

表1 設計管理プロセスの実施内容

泊発電所3号炉

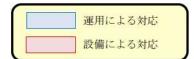
技術的能力説明資料 誤操作の防止 10条 誤操作の防止

【追加要求事項】

10条 誤操作の防止(技術基準 要求なし)

2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。 【解釈】 当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件(余震等を含む。)及び施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に設備を運転できる設計で あることをいう。 操作が必要となる理由となった事象が同時にもたらす環境条件を想定しても、運転員が容易に中 央制御盤の操作ができること 主盤等のデスク部等につかまり安全確保 地震 地震発生時の操作中止 天井照明設備の落下防止 ラック等の転倒防止 消火設備 (消火器) 内部火災 【第9条(内部溢水)にて整理】 内部溢水 【第11条(安全非難通路等)にて整理】 外部電源喪失 中央制御室空調装置の閉回路循環運転 ばい煙等による中央制御室内環境の悪化 【第6条(自然現象)にて整理】 凍結 -----運用による対応 設備による対応 1

	地震	地震発生時の操作中止
	内部火災	【第8条(内部火災)にて整理】
	内部溢水	【第9条(内部溢水)にて整理】
	外部電源喪失	【第 11 条(安全非難通路等)にて整理
	ばい煙等による建屋内環境の悪化	【第6条(外部火災、火山)にて整理
	凍結	【第6条(自然現象)にて整理】
<u>,</u> 1		' i



技術的能力に係る運用対策等(設計基準)

【10条 誤操作の防止】

対象項目	区分	運用対策等
識別管理	運用・手順	・識別管理・施錠管理に関する運用・手順
施錠管理	体制	
	保守・点検	
	教育・訓練	・識別管理・施錠管理に関する教育
中央制御室空調装置	運用・手順	・閉回路循環運転に関する操作手順
の閉回路循環運転	体制	
	保守 ・ 点検	・設備の日常点検、定期点検、必要に応じた補修
	教育・訓練	・操作に関する教育
		 ・補修に関する教育
天井照明設備の落下	運用・手順	
防止	体制	
	保守·点検	・設備の日常点検、定期点検、必要に応じた補修
	教育・訓練	・補修に関する教育
消火設備(消火器)	運用・手順	・防火管理及び初期消火活動のための運用・手順
	体制	・初期消火活動のための体制
	保守 ・ 点検	_
	教育・訓練	・防火管理に関する教育、初期消火活動に関する教育・訓練
主盤等のデスク部等	運用・手順	・地震発生時の操作中止・安全確保に関する運用・手順
につかまり安全確保	体制	
	保守·点検	_
	教育・訓練	・地震発生時の操作中止・安全確保に関する教育
地震発生時の操作中	運用・手順	・地震発生時の操作中止・安全確保に関する運用・手順
1E	体制	_
	保守 ・ 点検	_
	教育・訓練	・地震発生時の操作中止・安全確保に関する教育
ラック等の転倒防止	運用・手順	・常設物の転倒防止に関する運用・手順
	体制	
	保守・点検	・設備の日常点検、定期点検、必要に応じた補修
	教育・訓練	・常設物の転倒防止に関する教育

泊発電所3号	泊発電所3号炉審查資料				
資料番号	資料番号 DB11 r.4.0				
提出年月日	提出年月日 令和4年8月5日				

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

第11条 安全避難通路等

令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第11条:安全避難通路等

<目 次>

- 1. 基本方針
 - 1.1 要求事項の整理
 - 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
 - 1.3 気象等
 - 1.4 設備等(手順等含む)
- 2. 安全避難通路等
 - 2.1 概要
 - 2.2 作業用照明について
 - 2.3 可搬型照明について
 - (別添資料1)

設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について

(別添資料2)

誘導灯及び非常灯についての規格基準等について

3. 技術的能力説明資料

(別添資料3)安全避難通路等

<概 要>

1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確 化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。

2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能 を達成するための設備又は運用等について説明する。

3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽出し、必要となる運用 対策等を整理する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

安全避難通路等について、設置許可基準規則第 11 条及び技術基準規則第 13 条において、追 加要求事項を明確化する(表1)。

設置許可基準規則 第11条(安全避難通路等)	技術基準規則 第13条(安全避難通路等)	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければな らない。	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければな 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければな ならない。 ならない。	を更なし
 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易- に識別できる安全避難通路 	 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 	
二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわ 二 ない避難用の照明	二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損な わない避難用の照明	
三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避 三 難用の照明を除く。)及びその専用の電源	三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避 難用の照明を除く。)及びその専用の電源	自加要求事項

表1 設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条 要求事項

- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - ロ 発電用原子炉施設の一般構造
 - (3) その他の主要な構造
 - (i)本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに 安全設計を行う。
 - a. 設計基準対象施設
 - (f) 安全避難通路等

原子炉施設には、位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全 避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設 ける設計とする。

設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、運転保安灯又は無停電運転 保安灯を設置する設計とする。運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、 ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、無停電運転保安灯は専 用の内蔵電池を備える設計とする。また、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要 となった場合に備え、可搬型照明を配備する。

【説明資料(2.1:P11条-9,10)(2.2:P11条-11~15)(2.3:P11条-16)】

- (2) 安全設計方針
- 1.1 安全設計の方針
- 1.1.1 基本的方針
- 1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備

原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故が発生した場合 に用いる照明、通信連絡設備を設ける設計とする。

【説明資料(2.1:P11条-9,10】

(3) 適合性説明

(安全避難通路等)

第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の 電源

適合のための設計方針

第1項第1号について

原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、 中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を 明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。

第1項第2号について

非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。

第1項第3号について

設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯 又は無停電運転保安灯を設置する設計とする。

運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供 給できる設計とするとともに、無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失 時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間 においても点灯できるよう、専用の内蔵電池を備える。運転保安灯又は無停電運転保安灯は、 プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な 操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のあ る主蒸気管室、全交流動力電源喪失時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及びこれ らへのアクセスルート(以下「中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等」という。)に設 置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。

作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるよう、非常灯と同等以上 の照度を有する設計とする。

【説明資料(2.1:P11条-9,10)(2.2:P11条-11~15)】

設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可 能である。また、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要となった場合に備え、初動操作 に対応する運転員が常駐している中央制御室に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。

【説明資料(2.1:P11条-9,10)(2.3:P11条-16)】

11 条-4

1.3 気象等

該当なし

1.4 設備等(手順等含む)

10. その他発電用原子炉の附属施設

- 10.11 安全避難通路等
- 10.11.1 概要

照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内(原子炉格納容器内及びアニュラス部を含 む。)、原子炉補助建屋内、燃料取扱棟内、タービン建屋内等及び水中照明設備(以下、「建屋 内等の照明設備」という。)へ給電する。

中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は,非常用母線から給電するとともに、 照明用の電源が喪失した場合に内蔵の蓄電池から給電する。

【説明資料(2.1:P11条-9,10)(2.2:P11条-11~15)】

設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯 又は無停電運転保安灯を中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等に設置する。無停電運 転保安灯は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な 電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気管室及び アクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業 が可能となる設計とする。

運転保安灯又は無停電運転保安灯の配置場所の概要については第10.11.1図に示す。

【説明資料(1.4:P11条-8)(2.1:P11条-9,10)(2.2:P11条-11~15)】

また、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要となった場合に備え、可搬型照明を配備する。

【説明資料(2.3:P11条-16)】

10.11.2 設計方針

安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるよう に避難用照明を設置する。また、避難用照明は、電源が喪失した場合においても機能を損なう おそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明 を除く。)及びその専用の電源を設ける。

【説明資料 (2.1:P11 条-9,10)】

10.11.3 主要設備

10.11.3.1 照明設備

照明用電源は、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び定検用コント ロールセンタから変圧器を通して、建屋内等の照明設備へ給電する。

中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用母線から給電するとともに、 照明用の電源が喪失した場合に内蔵の蓄電池から給電する。

設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯 又は無停電運転保安灯を中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等に設置する。

【説明資料(2.1:P11条-9,10)(2.2:P11条-11~15)】

運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供 給できる設計とする。無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重 大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間におい ても、中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により30 分間以上点灯を継続する。

この運転保安灯又は無停電運転保安灯により、設計基準事故で操作が必要となる中央制御室、 主蒸気管室及びアクセスルート等の照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計と する。

【説明資料(2.1:P11条-9,10)(2.2:P11条-11~15)】

また、設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作 業が可能であるが、上記の照明設備設置箇所以外での対応が必要となった場合に備え、初動操 作を対応する運転員が常駐する中央制御室に、懐中電灯等の可搬型照明を配備する。

【説明資料(2.3:P11条-16)】

- 10.11.4 手順等
- (1) 可搬型照明は、定められた箇所に保管し、必要時、迅速に使用できるよう必要数を保管管 理する。
- (2) 可搬型照明、作業用照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施すると ともに、必要に応じ補修を行う。
- (3) 作業用照明に係る保守管理に関する教育を実施する。
- (4) 可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。

【別添資料3(11-別添 3-1,2)】

第10.11.1 図 運転保安灯、無停電運転保安灯配置概要図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

2. 安全避難通路等

2.1 概 要

安全避難通路は、中央制御室及び出入管理室の運転員その他の従事者が常時滞在する居室、 居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路を選定している。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条 (安全避難通路等)第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示する ことにより容易に識別できる安全避難通路』については、災害時に運転員その他の従事者に使 用される部屋及び区画からの屋上への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示す ることにより容易に識別できるように非常灯及び誘導灯を配備した安全避難通路を設置して いる。

第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難 用の照明』については、非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失し た場合においても機能を損なわないものとする。

第三号によって要求される『設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照 明を除く。)及びその専用の電源』については、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用 照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯又は無停電運転保安灯を設置している。

運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給 できる設計とする。無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事 故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中 央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、 昼夜、場所を問わず作業が可能である。

この運転保安灯又は無停電運転保安灯は、表1に示すようにプラント停止・冷却操作、監視等 の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止 盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失発 生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及び各機器へのアクセスルートに設置するこ とにより、設計基準事故時に作業が必要な場所の照明を確保することを目的としている。

設計基準事故時における運転員の操作ならびに操作箇所について、別添資料1にまとめる。

設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、運転保安灯又は無停電運転保安灯が設置されており作業が可能であるが、念のため、その他の現場作業で必要となった場合においても、 各機器の操作、作業を可能にするため、可搬型の仮設照明である懐中電灯等の可搬型照明を中央 制御室に備えている。

誘導灯及び非常灯についての規格基準等を別添資料2にまとめる。

選定項目	設置箇所
プラント停止・冷却操作(蒸	 ・主盤等(中央制御室)
気発生器による除熱を想定)	・主蒸気逃がし弁(主蒸気管室)
	・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	·中央制御室外原子炉停止盤
西海波地坦 北	・ディーゼル発電機 (ディーゼル発電機室)
電源確保操作	 ・遮断器(安全補機開閉器室)
設計基準事故時の対応	 ・外部電源喪失時の監視・操作(中央制御室) ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(安全系計装盤室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポ:プ室)
通 路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路

表1 作業用照明の主な設置箇所

2.2 作業用照明について

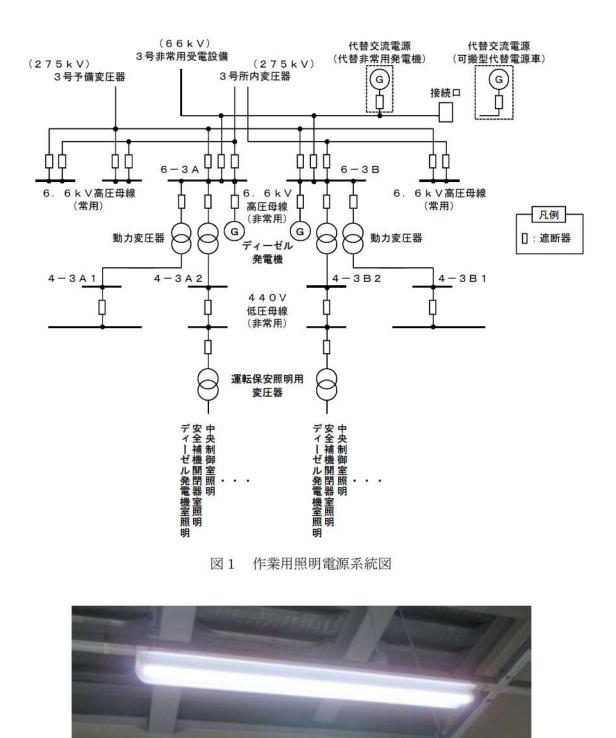
設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯 又は無停電運転保安灯を設置している。

運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供 給できる設計とする。無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重 大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間におい ても、中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯 を継続できる。

この運転保安灯又は無停電運転保安灯は、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要と なる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準 事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失時に復旧対応 が必要となる安全補機開閉器室等、及びこれらへのアクセスルートに設置することにより、昼 夜、場所を問わず作業が可能である。

運転保安灯及び無停電運転保安灯は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるよう、非常灯(※建築基準法に基づき設置)と同等以上の照度を有している。

図1に作業用照明電源系統図、図2に無停電運転保安灯、図3に運転保安灯、無停電運転保 安灯配置図を示す。



【仕様】 ・電 圧 交流100~240V ・消費電力 22W ・点灯時間 30分間以上

図2 無停電運転保安灯

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

図3 運転保安灯、無停電運転保安灯配置図(1/3)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

図3 運転保安灯、無停電運転保安灯配置図(2/3)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

図3 運転保安灯、無停電運転保安灯配置図(3/3)

2.3 可搬型照明について

可搬型照明は、設計基準事故が発生した場合に各現場設置の機器の動作確認作業や機器の操作に用いる照明として懐中電灯等を備えている。

なお、現場操作が必要な設計基準事故「添付書類十 3.4.2 蒸気発生器伝熱管破損」時の主 蒸気隔離弁増し締め操作、及び全交流動力電源喪失時に対応が必要となる安全補機開閉器室等 については、移動および操作を考慮した場所に運転保安灯又は無停電運転保安灯を確保してお り、作業が可能である。

仮に、その他の現場操作が必要となった場合に備え、可搬型照明は、初動操作に対応する運転員が常駐している中央制御室に保管し、懐中電灯等の可搬型照明も活用し、昼夜、場所を問 わず作業を可能とする。

保管場所及び数量(3号炉)

懐中電灯		中央制御室	(3号炉:)	1	2個)
ヘッドライト	:	中央制御室	(3号炉:	1	2個)
ワークライト	:	中央制御室	(3号炉:)	1	0個)



- 【ヘッドライト】 ・照明 : LED 光源
- ·電源:単4乾電池 3本
- 約8時間連続使用可能
- ・重量:120g



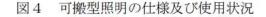
【懐中電灯】

- ・照明:LED 光源
- ・電源:単4乾電池 3本
 - 約30時間連続使用可能
- 重量:104g





※暗所でのワークライト使用状況



泊発電所3号炉

設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について

1. 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について

原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事 故」について、事故対応に必要な運転員の操作ならびに作業場所について表1-1、表1-2に 整理した。

表1-1、表1-2より設計基準事故発生時に、運転員が事故対応のための作業が生じる場合 とは、原子炉冷却材喪失等における中央制御室での原子炉停止・冷却操作及び蒸気発生器伝熱管 破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作(主蒸気管室)であること から、設置許可基準規則第11条3号における設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 は、中央制御室以外では主蒸気管室及び中央制御室からのアクセスルートが該当する。

(表1「作業用照明の主な設置箇所」の下線部。)

また、上記の場所に加えて、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、 中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、全交流動力電源喪失発生時に 復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等、及び機器へのアクセスルートに作業用照明を設置す る計画としている。

なお、これらの設計には、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所も含まれ ている。

	項目	事故対応に必要な操作	作業場所
炉心内の 反応度又 は出力分	原子炉起動時における制御棒 の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自 動停止し、この過度変化は安全に終 止できる。	中央制御室
布 の 異 常 な変化	出力運転中の制御棒の異常な 引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を 下回る前に、この過度変化は安全に 終止できる。	中央制御室
	制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自 動停止し、この過度変化は安全に終 止できる。	中央制御室
	原子炉冷却材中のほう素の異 常な希釈	運転員の操作又は原子炉トリップ により安全に終止できる。	中央制御室
炉心内の 熱発生又 は熱除去	原子炉冷却材流量の部分喪失	原子炉保護設備により原子炉は自 動停止し、この過度変化は安全に終 止できる。	中央制御室
の 異 常 な 変化	原子炉冷却材系の停止ループ の誤作動	原子炉保護設備により原子炉は自 動停止し、この過度変化は安全に終 止できる。	中央制御室
	外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主 蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の 作動により、原子炉自動停止後の原 子炉の崩壊熱及びその他の残留熱 を除去でき、過度変化は安全に終止 できる。	中央制御室
	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終止できる。	中央制御室

表1-1「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所

	項目	事故対応に必要な操作	作業場所
炉心内の熱 発生又は熱 除去の異常 な変化	蒸気負荷の異常な増加	手動による原子炉停止後、高温停止 状態に移行し、2次側による冷却操 作等により、原子炉は冷態停止状態 に移行することができる。	中央制御室
	2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、 過度変化は安全に終止できる。	中央制御室
	蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自 動停止し、過度変化は安全に終止で きる。	中央制御室
原子炉冷却 材圧力又は 原子炉冷却 材保有量の 異常な変化	負荷の喪失	主蒸気安全弁が動作して1次冷却 系の冷却を確保するとともに、原子 炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位 高」、「過大温度ΔT高」等の信号に より自動停止し、この過度変化は安 全に終止できる。	中央制御室
	原子炉冷却材系の異常な減圧	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過度変化は安全に終止で きる。	中央制御室
	出力運転中の非常用炉心冷却 系の誤作動	原子炉トリップを伴わずに非常用 炉心冷却設備のみが誤作動する場 合でも、原子炉保護設備により原子 炉は自動停止する。	中央制御室

表1-2「	事故」に	おける運転員	の操作ならび	こ作業場所
-------	------	--------	--------	-------

	項目	事故対応に必要な操作	作業場所
原子炉冷却 材の喪失又 は炉の著し い変化	原子炉冷却材喪失	1次冷却材の流出量の少ない場合 には、充てんポンプによる1次冷却 材の補給で、加圧器水位を維持しな がら、通常の原子炉停止操作をとる ことができる。1次冷却材の流出量 が充てんポンプの補給量を上回る 場合には、原子炉保護設備により原 子炉は自動停止し、非常用炉心冷却 設備の作動により、事故は炉心に過 度の損傷を与えることなく終止で きる。また、原子炉格納容器スプレ イ設備の作動により原子炉格納容器に 損傷を与えることなく事故は終止 できる。	中央制御室
	原子炉冷却材流量の喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時 以外は、原子炉保護設備により原子 炉は自動停止し、事故は安全に終止 できる。	中央制御室
	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、 事故は炉心に過度の損傷を与える ことなく終止できる。	中央制御室
	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1 次冷却系を冷却することができる。 さらに、加圧器安全弁の動作により 原子炉圧力の上昇を抑制すること ができるので、炉心に過度の損傷を 与えることなく、原子炉冷却材圧力 バウンダリの健全性が損なわれる こともなく事故は安全に終止でき る。	中央制御室

	項目	事故対応に必要な操作	作業場所
原子炉冷却 材の喪失又 は炉心冷却 状態の著し い変化	主蒸気管破断	非常用炉心冷却設備の作動により、 原子炉は再び臨界未満となり安全 に保たれる。	中央制御室
反応度の異 常な投入又 は原子炉出 力の急激な 変化	制御棒飛び出し	原子炉保護設備により原子炉は自 動停止し、事故は炉心に過度の損傷 を与えることなく終止できる。	中央制御室
環境への放 射性物質の 異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設の 破損	放射性気体廃棄物処理設備から原 子炉補助建屋内にガス状の放射性 物質が放出された場合、排気設備に よって排気筒へ導く。さらに、排気 設備には、放射性ガスの監視設備を 設け、周辺環境に放出される放射性 物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の 破損を仮定した場合、核分裂生成物 の放出量は少なく、周辺の公衆に対 し著しい放射線被ばくのリスクを 与えることはない。	中央制御室

	項目	事故対応に必要な操作	作業場所
環境への放 射性物質の 異常な放出	蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸 気隔離弁等の閉止操作を行い、さら に健全側蒸気発生器の主蒸気逃が し弁および加圧器逃がし弁を操作 することにより、1次冷却系は早期 に冷却及び減圧され、2次側への1 次冷却材の流出を停止させること により放射性物質の環境への放出 を抑えることができる。その後、さ らに健全側蒸気発生器の主蒸気逃 がし弁又はタービンバイパス系に よる1次冷却系の冷却及び減圧を 継続することにより、事故は終止で きる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信 頼性向上を図るため、閉弁操作後現 場で同弁を増締めし、閉止すること ができるように設計している。	中央制御室
	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエリアモ ニタで検知し、警報を発信する設計 としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した 場合、核分裂生成物の放出量は少な く、周辺の公衆に対し著しい放射線 被ばくのリスクを与えることはな い。	中央制御室
	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室
	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室
原子炉格納	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室
容器内圧力、 雰囲気等の 異常な変化	可燃性ガスの発生	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室

選定項目	設置箇所
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	 ・主盤(中央制御室) ・主蒸気逃がし弁(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ(タービン動補助給水ポンプ室)
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	· 中央制御室外原子炉停止盤
電源確保操作	 ・ディーゼル発電機(ディーゼル発電機室) ・遮断器(安全補機開閉器室)
設計基準事故時の対応	 ・<u>外部電源喪失時の監視・操作(中央制御室)</u> ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等(安全系計装盤室) ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業(安全補機開閉器室) ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業(ディーゼル発電機室) ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業(主蒸気管室) ・タービン動補助給水ポンプ等の確認(タービン動補助給水ポンプ室)
通 路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路

表1 作業用照明の主な設置箇所(※まとめ資料に記載している表1を再掲)

泊発電所3号炉

誘導灯及び非常灯についての規格基準等について

1. 誘導灯の設置に関する規格基準等について

誘導灯は、消防法(制定昭和23年7月24日法律代186号、以下「消防法」という。)、消防 法施行令(制定昭和36年3月25日政令第37号、以下「消防法施行令」という)及び消防法 施行規則(制定昭和36年4月1日自治省第6号、以下「消防法施行規則」という)に準拠し、 屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に設置する。

これらの誘導灯は、消防法施行規則にて区分、等級が定められており、これに準拠して設置する。誘導灯に関する区分、等級と避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲となる当該誘導灯までの距離を表 1.1 に示す。泊発電所 3 号炉に設置する誘導灯はB級もしくはC級である。

区分			距離 (メートル)
避難口誘導灯 A	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	6 0
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	4 0
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	3 0
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	2 0
	C級		1 5
 通路誘導灯 A級 B級 			2 0
			1 5
	C級		10

表1.1 誘導灯の区分・等級について

また、消防法施行規則による区分、等級とは別に、誘導灯内の灯具の種類や構造の違いにより、 直管蛍光灯やLED、コンパクトスクエア型や吊り下げ型があるが、日本照明工業会の規格である 非常用照明器具技術基準(JIL5501)に適合した誘導灯を天井、壁等にボルト等で堅固に固定し て設置している。

なお、誘導灯は換気空調に利いた屋内に設置するため、雨水等にさらされる環境下にはなく、 また、通路誘導灯のうち、階段や傾斜路に設ける非常用照明については、踏面もしくは踊場の 中心線の照度が1ルクス以上となるように設ける。

内蔵する蓄電池は、消防法に準拠し20分間有効に点灯できる設計とする。 泊発電所3号炉で使用する誘導灯の仕様(例)を図1.1に示す。



1.1		L	12	6
1		F /	N	5
11	-			~

外部電源(交流)使用時	蓄電池(直流)使用時
 ・電圧 : 交流100V 	 ・電圧 : 直流2.4V
 消費電力:1.4W 	 消費電力:1.4W
	・点灯時間:20分間以上

図1.1 誘導灯 (コンパクトスクエア型)

2. 非常灯の設置に関する規格基準等について

非常灯は、建築基準法(制定昭和25年5月24日法律第201号、以下「建築基準法」という) 及び建築基準法施行令(制定昭和25年11月16日政令第338号、以下「建築基準法施行令」 という)に準拠し、安全避難通路の照明として非常灯を設置する。

これら非常灯の照明は、非常用照明器具技術基準(JIL5501)に「適合しており、標準的にかさ 等を設置しており水に対する保護がされている。また、屋外に設置されるものについては防雨 防湿型としている。

図2.1に非常灯の仕様(例)について示す。



蓄電池内蔵照明

外部電源(交流)使用時	蓄電池(直流)使用時
 ・電圧 : 交流200V 	 ・電圧 : 直流7.2V
 消費電力:40W 	 消費電力:40W
	 ・点灯時間:30分間以上

図2.1 非常灯について

照明器具の内蔵された蓄電池の容量は、照明の自己点検機能により、充電モニタの点灯等を確認する。もしくは電源供給元を非常用電源もしくは蓄電池に切替えるスイッチを用いて照明の 点灯状態を確認することで健全性を確認することができる。

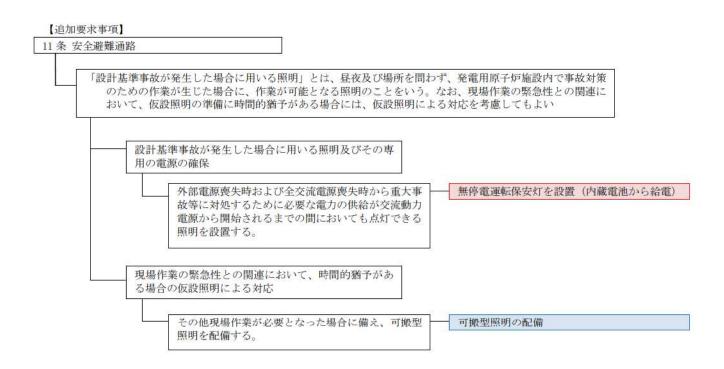
また、使用する配線については、消防法及び建築基準法に準拠し耐火配線を使用する。 照明器具の固定については、壁、天井等にボルト等を用いて堅固に設置する。 内蔵する蓄電池は、建築基準法に準拠し30分間において有効に点灯できる設計とする。

別添資料3

泊発電所3号炉

技術的能力説明資料 安全避難通路等

11条 安全避難通路等



運用による対応
 設備による対応

技術的能力に係る運用対策等(設計基準)

【11条 安全避難通路等】

対象項目	区分	運用対策等
運転保安灯、無停電	運用·手順	
運転保安灯を設置	体制	
	保守·点検	運転保安灯及び無停電運転保安灯に要求される機能を維持するため、適切に 保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
	教育・訓練	運転保安灯及び無停電運転保安灯に係る保守・点検に関する教育を実施する。
可搬型照明を設置	運用・手順	可搬型照明は、必要時、迅速に使用できるよう予め定められた所定の箇所に 保管し、数量管理を行う。
6	体制	_
	保守・点検	可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施すると ともに、数量管理を行う。
	教育・訓練	可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を実施する。

泊発電所3号炉審查資料		
資料番号	DB12 r.4.0	
提出年月日	令和4年8月5日	

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

第12条 安全施設

令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第12条: 安全施設

<目 次>

- 1 . 基本方針
- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等含む)
 - (1) 位置,構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
- 1.3 気象等
- 1.4 設備等
- 2. 安全施設
- 2.1 静的機器の単一故障
- 2.1.1 長期間にわたり安全機能が要求される単一設計箇所の抽出
- 2.1.2 アニュラス空気浄化設備及び換気空調設備(中央制御室非常用循環系統)の基準適 合性
- 2.1.3 試料採取設備(事故時に1次冷却材を採取する設備)の基準適合性
- 2.1.4 原子炉格納容器スプレイ設備の基準適合性
- 2.2 安全施設の共用・相互接続
- 2.2.1 共用・相互接続設備の抽出方法
- 2.2.2 共用・相互接続設備の基準適合性の判断基準

(別添資料1) 単一故障(補足説明資料)

(別添資料2) 共用(補足説明資料)

3. 技術的能力説明資料

(別添資料3) 安全施設

<概 要>

1. において,設計基準事故対処設備の設置許可基準規則,技術基準規則の追加要求事項 を明確化するとともに,それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。

2. において,設計基準事故対処設備について,追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。

3. において,追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽出し,必要となる運用対策等を整理する。

1 . 基本方針

1.1 要求事項の整理

安全施設について,設置許可基準規則第12条並びに技術基準規則第14条及び第15条 において,追加要求事項を明確化する(表1)。

設置許可基進規則	技術基進規則 	備花
第12条(安全施設)	第14条(安全設備)	
安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。		変更なし
2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器	第二条第二項第九号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全 設備を構成する機械又は器具の単一故障(設置許可基準規則	変更なし (静的機器
具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所	第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。)が発	の単一故障
定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)	生した場合であって、外部電源が利用できない場合において	に関する考
をいう。以下同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利	も機能できるよう、構成する機械又は器具の機能、構造及び	え方の明確
用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成	動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立	(5)
する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多	性を確保するよう、施設しなければならない。	
重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなけ		
ればならない。		
3 安全施設は,設計基準事故時及び設計基準事故に至るまで	2 安全設備は,設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間	変更なし
の間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮	に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮する	
することができるものでなければならない。	ことができるよう、施設しなければならない。	

表1 設置許可基準規則第12条並びに技術基準規則第14条及び第15条要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
第12条(安全施設)	第 15条(設計基準対象施設の機能)	
	設計基準対象施設は,通常運転時において発電用原子炉の反	変更なし
	応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過	
	渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有す	
	るとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核	
	分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければな	
	らない。	
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安	2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するた	変更なし
全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に	め,発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点	
試験又は検査ができるものでなければならない。	検(試験及び検査を含む。)ができるよう、施設しなければな	
	らない。	
	3 設計基準対象施設は、通常運転時において容器、配管、ポ	変更なし
	ンプ、弁その他の機械又は器具から放射性物質を含む流体が	
ĺ	著しく漏えいする場合は、流体状の放射性廃棄物を処理する	
	設備によりこれを安全に処理するように施設しなければなら	
	ない。	
5 安全施設は, 蒸気タービン, ポンプその他の機器又は配管	4 設計基準対象施設に属する設備であって, 蒸気タービン,	変更なし
の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなけ	ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷	
ればならない。	を受け、発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定され	
	るものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じな	
	ければならない。	
	Laboration and a second s	

- 1.2 追加要求事項に対する適合性(手順等含む)
 - (1) 位置、構造及び設備
 - ロ. 発電用原子炉施設の一般構造
 - (3) その他の主要な構造

(i)本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のも とに安全設計を行う。

- a. 設計基準対象施設
 - (g) 安全施設
 - (g1) 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ 維持し得る設計とする。このうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有す る系統は、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とするとともに、当 該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障が生じた場合、長期間で は動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場 合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達 成できる設計とする。

【説明資料(2.1:12条-20~53)】

重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合 に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする以下の機 器については、想定される最も過酷な条件下においても安全上支障のない期間に 単一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その単一故障を仮定しない。

設計に当たっては、想定される単一故障の除去又は修復のためのアクセス性及び 補修作業性並びに当該作業期間における従事者及び周辺公衆の被ばくを考慮する。

- アニュラス空気浄化設備のうちアニュラス空気浄化系統ダクトの一部
- ・換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室
 非常用循環系統ダクトの一部

また,試料採取設備のうち単一設計とする事故時に1次冷却材を採取する設備に ついては,当該設備に要求される事故時の原子炉の停止状態の把握機能が単一故 障により失われる場合であっても,他の系統を用いて当該機能を代替できる設計 とする。

さらに,原子炉格納容器スプレイ設備のうちスプレイリングについては単一設計 とするが,安全機能に最も影響を与える単一故障を仮定しても,所定の安全機能 を達成できる設計とする。 安全施設の設計条件を設定するに当たっては,材料疲労,劣化等に対しても十分 な余裕を持って機能維持が可能となるよう,通常運転時,運転時の異常な過渡変 化時及び設計基準事故時に想定される圧力,温度,湿度,放射線量等各種の環境 条件を考慮し,十分安全側の条件を与えることにより,これらの条件下において も期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

また,安全施設は,その健全性及び能力を確認するために,その安全機能の重要 度に応じ,原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

- (g-2) 安全施設は,蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことの ない設計とする。蒸気タービン及び発電機は,破損防止対策を行うことにより, 破損事故の発生確率を低くするとともに,ミサイルの発生を仮に想定しても安全 機能を有する構築物,系統及び機器への到達確率を低くすることによって,原子 炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。
- (g-3) 重要安全施設は,原子炉施設間で共用又は相互に接続しない設計とする。 安全施設(重要安全施設を除く。)を共用又は相互に接続する場合には,原子炉施 設の安全性を損なうことのない設計とする。

【説明資料(2.2:12条-54~61)】

(2) 安全設計方針

1.安全設計

- 1.1 安全設計の方針
- 1.1.1 基本的方針
 - 1.1.1.6 多重性又は多様性及び独立性
 - (1) 設計方針

安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持 し得る設計とする。このうち、重要度が特に高い安全機能を有する系統は、原則、多 重性又は多様性及び独立性を備える設計とするとともに、当該系統を構成する機器に 短期間では動的機器の単一故障が生じた場合、長期間では動的機器の単一故障又は想 定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用でき ない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。

なお、重要度が特に高い安全機能を有する系統のうち、長期間にわたって安全機能 が要求される静的機器を単一設計とする場合には、単一故障が安全上支障のない期間 に確実に除去又は修復できる設計、他の系統を用いてその機能を代替できる設計又は 単一故障を仮定しても安全機能を達成できる設計とする。

【説明資料(2.1:12条-20~53)】

- (2) 手順等
 - a. アニュラス空気浄化系統ダクトの一部並びに中央制御室非常用循環フィルタユ ニット・中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に要求される機能を維持する ため,適切に保守管理を実施するとともに,必要に応じ補修を行う。
 - b. アニュラス空気浄化系統ダクトの一部並びに中央制御室非常用循環フィルタユニット・中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に係る保守管理に関する教育を実施する。

【説明資料(2.1:12条-20~53)】

1.1.1.8 試験検査

安全施設は、その健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、 原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

1.1.1.9 共用

重要安全施設は、原子炉施設間で共用又は相互に接続しない設計とする。

安全施設(重要安全施設を除く。)を共用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

安全施設(重要安全施設を除く。)のうち,2以上の原子炉施設と共用するものと

して,66kV送電線,モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停 電電源装置,2次系純水タンク,火災感知設備の一部並びに消火設備の一部がある。

66kV送電線は、1号、2号及び3号炉の所内負荷をまかなうために必要な容量を 有するとともに、各号炉に遮断器を設置し、短絡等が発生した場合、それを検知し 故障箇所を自動で遮断することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない設 計とする。

モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置は、1 号、2号及び3号炉共用として設計し、非常用所内電源系から独立した電源構成に するとともに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能を維持す るために必要な電力を供給できる容量を有することにより、原子炉施設の安全性を 損なうことのない設計とする。

2次系純水タンクは、1号、2号及び3号炉で必要とする補給水量に対し、十分 な容量を有することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

火災感知設備の一部及び消火設備の一部は、1号及び2号炉と3号炉で独立した 火災感知設備及び消火設備を設置することにより、原子炉施設の安全性を損なうこ とのない設計とする。

安全施設(重要安全施設を除く。)のうち,2以上の原子炉施設を相互に接続する ものとして,運転指令装置,給水処理設備及び消火設備がある。

運転指令装置は、1号及び2号炉の運転指令装置と3号炉の運転指令装置を相互 接続するものの、3号炉中央制御室から制御装置間の接続・切り離しを行うことが 可能なことから、悪影響を及ぼすことはなく、1号及び2号炉と3号炉で独立した 制御装置を設置することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とす る。

給水処理設備及び消火設備は、1号及び2号炉と3号炉のろ過水及び消火水を融通 するために相互接続するものであり、連絡ラインには弁を設置して、連絡弁閉止時に は物理的に分離し、連絡時には弁を閉止することで物理的な分離を可能なことから、 悪影響を及ぼすことはなく、連絡時において相互の圧力は同じであり、1号及び2号 炉と3号炉のプラント運転に必要な水を供給できる容量を有することにより、原子炉 施設の安全性を損なうことのない設計とする。

【説明資料(2.2:12条-54~61)】

(3) 適合性説明

第十二条 安全施設

1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければな らない。

- 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、 当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が 所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。以下同じ。)が発 生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統 を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保 し、及び独立性を確保するものでなければならない。
- 3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境 条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。
- 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電 用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。
- 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、 安全性を損なわないものでなければならない。
- 6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。
 7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

安全施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基 づき、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維 持し得る設計とする。

第2項について

安全機能を有する系統のうち,重要度が特に高い安全機能を有する系統については,そ の構造,動作原理,果たすべき安全機能の性質等を考慮し,原則として多重性のある独立 した系列又は多様性のある独立した系列を設け,各系列又は各系列相互間は,離隔距離を 取るか必要に応じ障壁を設ける等により,物理的に分離し想定される単一故障及び外部電 源が利用できない場合を仮定しても所定の安全機能を達成できる設計とする。 また,重要度が特に高い安全機能を有する系統において,設計基準事故が発生した場合 に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち単一設計を含む設備については以 下のとおりとする。

アニュラス空気浄化設備のうちアニュラス空気浄化系統ダクトの一部については,当該 設備に要求される「格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中 の放射性物質の濃度低減機能」が喪失する単一故障として,想定される最も過酷な条件と なる故障を想定することとし,ダクトについて全周破断を想定する。

この想定される故障において、単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を 最小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、 その単一故障を仮定しない。設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のための アクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。

安全上支障のない期間については,設計基準事故時に,ダクトの全周破断に伴う放射性物質の漏えいを考慮しても,周辺の公衆に対する放射線被ばくのリスクが「添付書類十3.4環境への放射性物質の異常な放出」の評価結果と同程度であり,また,修復作業に係る 被ばくが緊急時作業に係る線量限度以下とできる期間として,3日間とする。

換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環 系統ダクトの一部については、当該設備に要求される「原子炉制御室非常用換気空調機能」 が喪失する単一故障として、想定される最も過酷な条件となる故障を想定することとし、 ダクトについては全周破断、フィルタユニットについてはフィルタ本体の閉塞を想定する。 いずれの故障においても、単一故障による中央制御室の運転員の被ばくの影響を最小限 に抑えるよう、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その 単一故障を仮定しない。設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のためのアク

セスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。

安全上支障のない期間については,設計基準事故時に,ダクトの全周破断又はフィルタ 本体の閉塞に伴う放射性物質の漏えいを考慮しても,中央制御室の運転員の被ばく量は緊 急作業時における線量限度に対して十分な裕度を確保でき,修復作業に係る被ばくが緊急 時作業に係る線量限度以下とできる期間として,3日間とする。

試料採取設備のうち単一設計とする事故時に1次冷却材を採取する設備については、当 該設備に要求される事故時の原子炉の停止状態の把握機能が単一故障により失われる場 合であっても、格納容器再循環サンプ水位の確認により、事故時の再循環水のほう素濃度 が未臨界ほう素濃度以上であることを確認でき、事故時の原子炉の停止状態の把握機能を 代替できる設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備については、安全機能に最も影響を与える条件となる単一

故障を仮定しても,原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。動的機器の単一 故障として原子炉格納容器スプレイ設備1系統の不動作又はディーゼル発電機1台の不 動作を,静的機器の単一故障として配管1箇所の全周破断を仮定し,静的機器の単一故障 を仮定した場合でも,動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の原子炉格納容器の冷却 機能を達成できるよう、格納容器スプレイ配管を多重化した上で、逆止弁を設置し、スプ レイ流量を確保できる設計とする。

なお,単一設計とするアニュラス空気浄化系統ダクトの一部,中央制御室非常用循環フ ィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については,劣化モードに対 する適切な保守管理を実施し,故障の発生を低く抑える。

【説明資料(2.1:12条-20~53)】

第3項について

安全施設は,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に対して,そ れぞれの場所に応じた圧力,温度,湿度,放射線等に関する環境条件を定める。

これらの環境条件を必要に応じて換気空調設備,遮蔽等で維持するとともに,そこに設 置する安全施設は,これらの環境条件下で期待されている安全機能を維持できる設計とす る。

第4項について

安全施設は、それらの健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、 必要性及びプラントに与える影響を考慮してテストラインを用いる等適切な方法により 原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

試験又は検査ができる設計とする対象設備を表に示す。

構築物,系統及び機器	設計上の考慮
反応度制御系, 原子炉停止系	試験のできる設計とする。
原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉の供用期間中に試験及び検査ができ
	る設計とする。
残留熱を除去する系統	試験のできる設計とする。
非常用炉心冷却系統	定期的に試験及び検査できるとともに,その
	健全性及び多重性の維持を確認するため,独
	立に各系の試験及び検査ができる設計とす
	る 。
最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送する系統	試験のできる設計とする。
原子炉格納容器	定期的に, 所定の圧力により原子炉格納容器
	全体の漏えい率測定ができる設計とする。電
	線,配管等の貫通部及び出入口の重要な部分
	の漏えい試験ができる設計とする。
隔離弁	隔離弁は定期的な動作試験が可能であり, か
	つ, 重要な弁については漏えい試験ができる
	設計とする。
原子炉格納容器熱除去系	試験のできる設計とする。
原子炉格納施設雰囲気を制御する系統	試験のできる設計とする。
安全保護系	原則として原子炉の運転中に, 定期的に試験
	ができるとともに、その健全性及び多重性の
	維持を確認するため,各チャンネルが独立に
	試験できる設計とする。
電気系統	重要度の高い安全機能に関連する電気系統
	は,系統の重要な部分の適切な定期的試験及
	び検査が可能な設計とする。
燃料の貯蔵設備及び取扱設備	安全機能を有する構築物,系統及び機器は,
	適切な定期的試験及び検査ができる設計と
	する。

表 試験又は検査が可能な設計とする対象設備

第5項について

原子炉施設内部においては、内部発生エネルギの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断 並びに高速回転機器の破損による飛来物が想定される。

(1) 内部発生エネルギの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断による飛来物

高温高圧の流体を内包する原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する主要配管,主蒸気管 及び主給水管の破損(破断又は漏えい)時に,破損した配管のむち打ち及び流出流体のジ ェット力により,他の安全施設が損傷しない設計とする。

設計に当たっては、配管の破損の形態を「配管の破断に伴う「内部発生飛来物に対する 設計上の考慮」について」に基づいて決定し、必要に応じ以下の措置を講じる。

- a. 配管破損想定箇所と防護対象機器は、十分な離隔距離をとる。
- b. 配管破損想定箇所又は防護対象機器を障壁で囲む。
- c. 上記のいずれかの対策がとれない場合,破断の影響に十分耐える配管ホイップレス トレイント等を設ける。
- (2) 高速回転機器の破損による飛来物

タービンミサイルについては、蒸気タービン及び発電機の破損防止対策を行うことによ り、蒸気タービン及び発電機の破損事故の発生確率を低くするとともに、ミサイルの発生 を仮に想定しても安全施設への到達確率を低くすることによって、原子炉施設の安全性を 損なう可能性を極めて低くする設計とする。

1次冷却材ポンプのミサイルについては、ポンプの破損限界に達するような加速要因を 排除し、ポンプミサイルを考慮する必要のない設計とする。

また,安全施設のうち独立性を要求されているものは,相互の離隔距離又は障壁によっ て分離し,ある系列で発生が想定される飛来物が他の系列に影響を与えず,かつ,ある系 列で発生が想定される飛来物に伴う溢水等の二次的影響が他の系列に波及しない設計と する。

第6項について

重要安全施設のうち、2以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続する ものはない。

【説明資料(2.2.2:12条-57)】

第7項について

安全施設(重要安全施設を除く。)のうち、2以上の原子炉施設と共用するものとして、 66kV送電線、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、 2次系純水タンク、火災感知設備の一部並びに消火設備の一部がある。

66kV送電線は、1号、2号及び3号炉の所内負荷をまかなうために必要な容量を有す るとともに、各号炉に遮断器を設置し、短絡等が発生した場合、それを検知し故障箇所 を自動で遮断することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置は、1号、 2号及び3号炉共用として設計し、非常用所内電源系から独立した電源構成にするとと もに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能を維持するために必要 な電力を供給できる容量を有することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない 設計とする。

2次系純水タンクは、1号、2号及び3号炉で必要とする補給水量に対し十分な容量 を有することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

火災感知設備の一部及び消火設備の一部は、1号及び2号炉と3号炉で独立した火災、 感知設備及び消火設備を設置することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない 設計とする。

安全施設(重要安全施設を除く。)のうち,2以上の原子炉施設を相互に接続するもの として,運転指令装置,給水処理設備及び消火設備がある。

運転指令装置は、1号及び2号炉の運転指令装置と3号炉の運転指令装置を相互接続 するものの、3号炉中央制御室から制御装置間の接続・切り離しを行うことが可能なこ とから、悪影響を及ぼすことはなく、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設 置することにより、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

給水処理設備及び消火設備は、1号及び2号炉と3号炉のろ過水及び消火水を融通する ために相互接続するものであり、連絡ラインには弁を設置して、連絡弁閉止時には物理 的に分離し、連絡時には弁を閉止することで物理的な分離が可能なことから、悪影響を 及ぼすことはなく、連絡時において相互の圧力は同じであり、1号及び2号炉と3号炉 のプラント運転に必要な水を供給できる容量を有することにより、原子炉施設の安全性 を損なうことのない設計とする。

【説明資料(2.2.2:12条-54~61)】

1.3 気象等

該当なし

- 1.4 設備等
- 6. 計測制御設備
- 6.5 試料採取設備
- 6.5.2 設計方針
- (6) 多重性, 多様性及び独立性

試料採取設備は,事故時において,原子炉格納容器内雰囲気ガスを採取し水素濃度及 び放射性物質濃度を監視できる設計とする。

また、1次冷却材を採取し1次冷却材中のほう素濃度及び放射性物質濃度を監視でき

る設計とする。

なお、単一設計とする事故時に1次冷却材を採取する設備については、当該設備に要 求される「事故時の原子炉の停止状態の把握機能」が単一故障により失われる場合で あっても、格納容器再循環サンプ水位の確認により、事故時の再循環水のほう素濃度 が未臨界ほう素濃度以上であることを把握でき、事故時の原子炉の停止状態の把握機 能の代替が可能とする設計とする。

【説明資料(2.1.3:12条-44~47)】

- 8. 放射線防護設備及び放射線管理設備
- 8.2 換気空調設備
- 8.2.2 設計方針
- (6) 多重性及び独立性

換気空調設備のうち重要度の特に高い安全機能を有する換気空調設備は原則として 2系列で構成し、各系列ごとに独立のディーゼル発電機に接続する等、構成する機器 に対し事故後の短期間では動的機器の単一故障を仮定しても、また、事故後24時間以 上経過した長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいず れかを仮定しても、さらにこれら単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合 においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を備えた設計とする。 なお、換気空調設備のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及 び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については、劣化モードに対する適切な保 守管理を実施し、故障の発生を低く抑えるとともに、想定される故障の除去又は修復 のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。

【説明資料(2.1.2:12条-28~43)】

- 9. 原子炉格納施設
- 9.2 原子炉格納容器スプレイ設備
- 9.2.2 設計方針
 - (3) 多重性及び独立性

原子炉格納容器スプレイ設備は2系列で構成し、各系列ごとに独立のディーゼル発電 機に接続する等,構成する機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合 においてもその安全機能が達成できるように,多重性及び独立性を備えた設計とする。 原子炉格納容器スプレイ設備は、事故後の短期間では動的機器の単一故障を仮定して も、また、事故後の長期間では動的機器の単一故障又は静的機器の単一故障のいずれ かを仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性及び独立性を有する設計 とする。

単一故障に関連していう事故後の短期間とは,原則として事故発生後あるいは原子炉

停止後 24 時間の運転期間を,また,事故後の長期間とは,その後の運転期間をいうものとするが,原子炉冷却材喪失事故を想定する場合,原子炉格納容器スプレイ設備については,事故後の短期間は原子炉冷却材喪失事故発生から注入モード終了までの運転期間,また,事故後の長期間は再循環モード以降の運転期間とする。

単一設計としていた格納容器スプレイ配管については、多重化することとした。また、 単一設計とするスプレイリングについては、当該設備に要求される安全機能に最も影 響を与えると考えられる静的機器の単一故障を再循環モード切替え後に仮定した場合 でも、動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の格納容器の冷却機能を達成できる よう、逆止弁を設置しスプレイ流量を確保できる設計とする。

【説明資料(2.1.4:12条-48~53)】

9.2.3 主要設備

(5) スプレイリング及びスプレイノズル

スプレイリングは、原子炉格納容器内に高さを変えて同心円状に4本設置する。最下 段のスプレイリング入口の配管に逆止弁を設置する。スプレイノズルは、ホローコー ン型で角度を変えてスプレイリングに取り付ける。

【説明資料(2.1.4:12条-48~53)】